

FACT BOOK

日本の損害保険





フ ァ ク ト ブ ッ ク 2 0 2 6

日本の損害保険

目次

はじめに

日本損害保険協会とは	4
行動規範	6
第10次中期基本計画の概要	7
気候変動対応方針	7

損害保険の概況

主要指標

損害保険会社の数	8
保険料	8
保険金	9
損害率・事業費率	9
総資産・運用資産	10
経常利益・当期純利益	10
代理店実在数・募集従事者数	11

多様な損害保険

くらしの安心を支える保険	12
事業活動の安心を支える保険	13
くるまの保険	14
すまいの保険	16
からだの保険・その他の保険	20
事業者向けの保険	22

損保協会の活動

I 損害保険の普及啓発・理解促進

1. 損害保険リテラシーの向上	24
2. 地震保険広報活動	25
3. 自賠責保険広報活動	26
4. 報道機関対応	26
5. 消費者行政機関等との対話・交流	26

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決

6. 相談・苦情・紛争解決対応	27
-----------------	----

III 損害保険業の業務品質の向上

7. 消費者の声の活用	30
8. コンプライアンス・プログラム	30
9. ガイドライン等	31
10. 代理店業務品質評価制度	33

IV 損害保険業の基盤整備

11. 情報交換制度	34
12. 要望・提言	36
13. 国際関係業務	38
14. 自賠責運用益拠出事業	40
15. 事業者向け保険の普及促進	41

V 事故、災害および犯罪の防止・軽減

16. 不正請求対策	42
17. 交通安全対策	45
18. 防災・防犯対策	47
19. 環境問題対策	50
20. 地域特性に応じた各支部の取組み	52

VI 損害保険業に関する試験・認定、研修等

21. 募集人に対する試験・教育等	56
22. 損害調査関係の試験・研修	58
23. 医療研修等事業	59

資料・データ

日本国内で損害保険業を営む会社	60
主な損害保険の関連団体	61
個人情報保護の取組み	62
契約者保護のしくみ	62
損害保険に関する主な法律	64
金融経済教育の取組み	68
主要指標関係	
元受正味保険料	70
正味収入保険料	71
正味収入保険料の保険種目別構成比	71
元受正味保険金	72
正味支払保険金	72
総資産・運用資産	73
総資産の内訳	73
代理店関係	
代理店実在数の推移	74
損害保険の募集従事者数の推移	75
自動車保険関係等	
交通事故の発生件数	76
自動車保険加入率	76
自動車保険 都道府県別加入率	77
高額判決例	78
自転車での加害事故例	79
自転車の事故件数	79

火災保険関係

主な風水災等	80
主な風水災等による保険金の支払い	81
火災保険 都道府県別水災補償付帯率の推移	82

地震保険関係

地震保険保有契約件数	83
地震保険 都道府県別保有契約件数の推移	83
地震保険世帯加入率	84
地震保険 都道府県別世帯加入率の推移	84
地震保険付帯率	85
地震保険 都道府県別付帯率の推移	85
主な地震災害	86
地震保険による保険金支払例	87
地震保険制度の主な変遷	88

国際関係

会員会社の海外進出状況	90
会員会社の海外との再保険取引	91
海外連結損害保険子会社の 地域別正味収入保険料	91

自由化以降の損害保険業界の動向

損害保険のあゆみ	94
2025年4月以降の主な出来事	98
業界の信頼回復に向けた取組み	99
損保協会の所在地	101

日本損害保険協会（略称：損保協会）とは

損保協会は、損害保険会社を会員とする事業者団体です。

損害保険は、皆さまの平穏な生活や安定した事業活動のお手伝いをするという社会的役割を担っています。

損保協会では、この社会的役割を着実に果たすために、消費者の皆さまとのコミュニケーションを推進し、皆さまからいただいたご意見に基づき業務品質の向上を図っています。また、身のまわりにあるリスクの軽減に向けて、防災・防犯対策、交通安全対策等にも力を入れて取り組んでいます。

設立

1917年5月 大日本聯合火災保険協会設立（損保協会の起源）

1946年1月 日本損害保険協会設立

1948年5月 社団法人の認可を取得

2012年4月 一般社団法人に移行

目 的

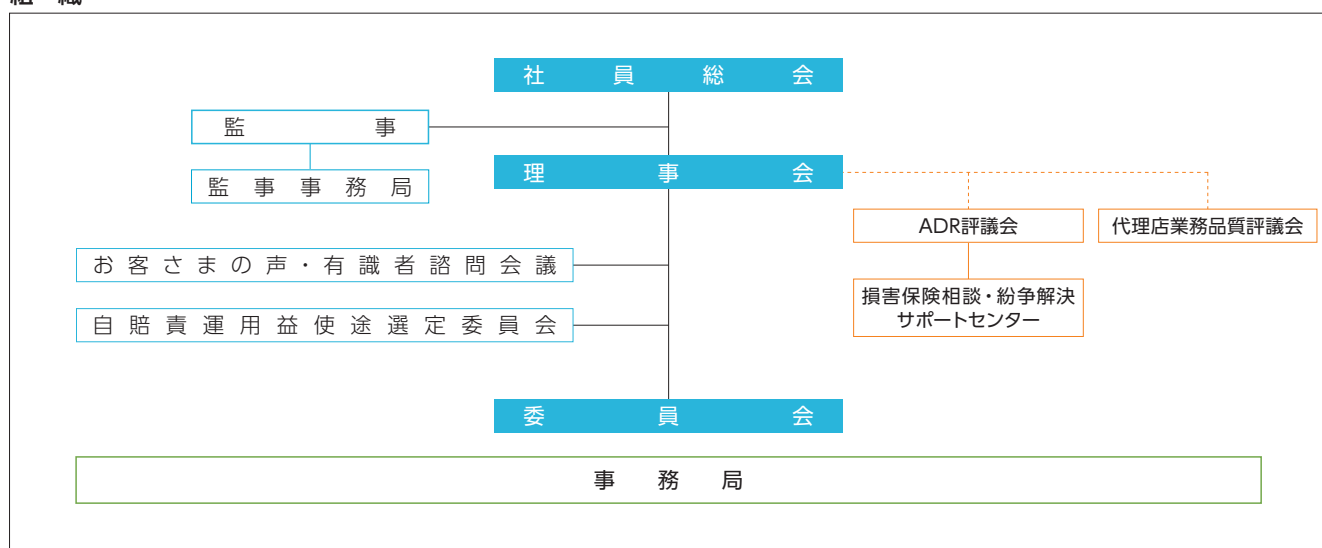
わが国における損害保険業の健全な発展および信頼性の向上を図ることにより安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的としています。

事業内容

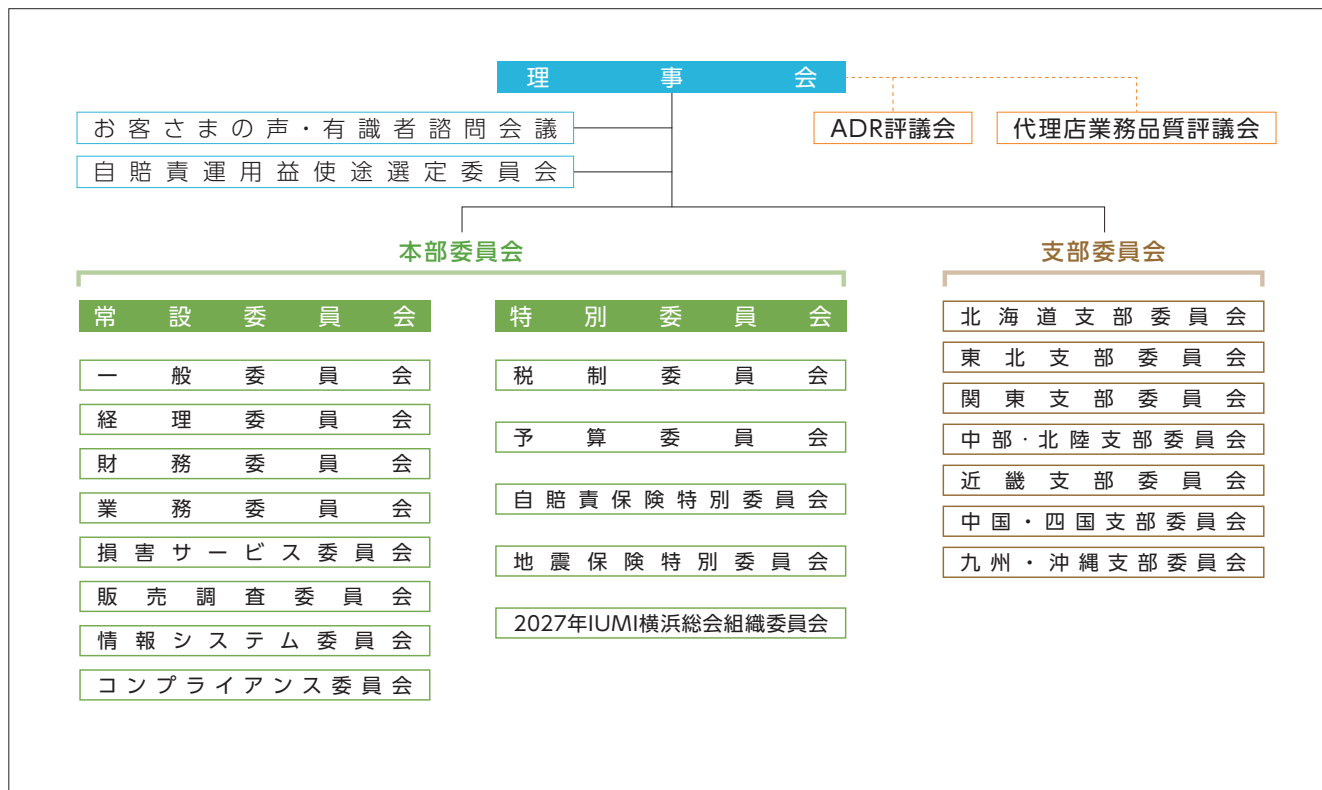
1. 損害保険の普及啓発・理解促進に資する事業
2. 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決に資する事業
3. 損害保険業の業務品質の向上に資する事業
4. 損害保険業の基盤整備に資する事業
5. 損害保険の安定かつ継続的な提供に資する事業
6. 事故、災害および犯罪の防止・軽減に資する事業
7. 損害保険業に関する研修、試験および認定等の事業
8. 前各号の事業に資する国の補助金等に関する事業
9. その他本協会の目的達成上必要と認めた事業

機構一覧（2026年7月1日）

組 織



委員会機構



事務局機構



行動規範

損保協会は、1991年10月、損害保険業界が社会・国民からの信頼に応えていくことを目的として、「行動規範」を制定しました。
損害保険業界で発覚した諸問題を踏まえ（詳細はP.99参照）、会員各社における独占禁止法遵守に向けた取り組みを促すため、2024年3月に改定しました。

日本損害保険協会 行動規範（抜粋）

制定 1991年10月17日
改定 2005年 3月17日
2012年 4月 1日
2018年12月20日
2023年 6月15日
2024年 3月21日

安心かつ安全で持続可能な社会の実現と、経済および国民生活の安定と向上に資する相互扶助制度を円滑に運営することが、損害保険事業の社会的使命として求められている。

また企業および団体は、社会の公器として、事業活動を通じて社会的課題の解決により一層取り組むことが求められている。

そのため日本損害保険協会は、自らの使命を全うし社会からの信頼と期待に応えるとともに、損害保険事業の健全な発展および信頼性の向上を図るため、その事業活動にあたり、次の基本原則および行動指針を定める。会員各社は、この定めを尊重し、個々の経営方針のもと、経営トップ自らが先頭に立って、自主的にこれらを実践していくこととする。

1 基本原則

会員各社は、事業の経営にあたって、次の原則を遵守するとともに、役員および従業員の業務遂行についても、この原則が遵守されるように努めることとする。

人権尊重の原則

国際的に認められた人権を理解したうえで、すべての人々の人権を尊重するとともに、あらゆるステークホルダーに対して自らの活動が人権に与える影響を考慮して行動する。なお、万一人権侵害が発生した場合には、速やかにその是正と再発防止に努める。

社会との共通価値創造の原則

様々な主体とも協働しながら、事業活動を通じて社会との共通価値を創造し、持続可能な社会の実現への貢献と、損害保険事業の存在意義のさらなる向上を図る。

お客さま本位の業務運営の原則

損害保険事業の健全な発展および信頼性向上のため、自ら主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して、お客さま本位の業務運営を現場レベルまで徹底する。

2 行動指針

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1. 商品・サービス提供に関する指針 | 7. 安全な社会の創造に関する指針 |
| 2. お客さまへの対応に関する指針 | 8. 反社会的勢力との関係遮断等に関する指針 |
| 3. 法令等遵守（コンプライアンス）に関する指針 | 9. 社会貢献に関する指針 |
| 4. 社会とのコミュニケーションに関する指針 | 10. 資産の運用に関する指針 |
| 5. 職場環境の充実に関する指針 | 11. 内部統制システムの強化に関する指針 |
| 6. 地球環境に関する指針 | 12. ガバナンスの強化に関する指針 |
| | 13. 危機対応に関する指針 |

3 行動指針の実現

日本損害保険協会は、前記行動指針の実践に向けて、必要に応じて、具体的な行動基準やマニュアル等を整備・作成する。

第10次中期基本計画の概要

損保協会では、第10次中期基本計画（2024～2026年度）において、2023年に発覚した保険金不正請求および保険料調整行為にかかる問題により、損保業界が失ったお客さまおよび社会からの信頼回復に取り組んでいます。

また、損保業界が持続的に健全な成長を続けていくために、取組みを強化すべき3つの重点目標を掲げ、重点目標の達成・実現を通じて、全てのステークホルダーへの貢献とSDGsの達成を目指しています。

重点目標

① 損保業界の成長を支えるビジネス基盤の整備

- ・デジタル技術の活用によるお客さまの利便性向上、業務効率化
- ・サステナビリティの実現に向けた取組み



② 社会・保険制度のレジリエンス強化

- ・国土強靱化計画を踏まえた大規模災害への対応力強化
- ・保険金不正請求の防止、保険を悪用した消費者被害の防止



③ 消費者・事業者へのリスクマネジメントの理解浸透

- ・リスク啓発と損害保険の普及促進
- ・損害保険にかかる金融リテラシー教育の推進



気候変動対応方針

損保協会では、2021年7月に気候変動への対応方針を策定しました。気候変動は、国民の生命や生活基盤、経済システムを広く脅かす重大なリスクであることから、グローバルな対応が求められています。我が国も2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、官民一体となった緩和・適応取組みをスタートさせています。

こうした中、損害保険業界でも各種補償・サービスの提供やグリーン投資などに取り組んでいますが、サステナブルな社会への円滑な移行に貢献すべく、各種取組みをさらに推進していきます。

気候変動対応方針

一般社団法人 日本損害保険協会

一般社団法人 日本損害保険協会（以下「損保協会」）は、気候変動をリスクと成長機会の両面から捉え、我が国として2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことに賛同します。その実現に向けて、国および国際社会の取組みとの協調を図りつつ、次の気候変動対応を推進していきます。

- ・会員各社は、損害保険の引受、関連するサービスの提供、損保協会とともに推進している防災・減災取組み、ESGの観点から踏まえた資産運用、お客さまとの対話などを通じて、気候変動リスクの緩和とそれへの適応に貢献するとともに、サステナブルな社会への円滑な移行を支援します。
- ・損保協会および会員各社は、自らの事業を通じて排出される温室効果ガスの削減に取り組み、脱炭素社会の実現を図ります。

2021年7月15日

損害保険会社の数

57社 が事業活動を行う。

国内損害保険会社*¹が 35社（日本法人として損害保険業免許を受けている外資系国内会社*²を含む）、外国損害保険会社*³が22社、あわせて57社の損害保険会社があります。（2026年4月1日現在）

また、損害保険会社で働く従業員（役員、一般社員、外務員および嘱託を含む）は、83,701名となっています（2026年4月1日現在。損保協会会員会社ベース）。

参照 P.60

資料・データ 日本国内で損害保険業を営む会社

国内損害保険会社 35社

外国損害保険会社 22社

合計 57社

	国内損害保険会社	外国損害保険会社
元受および再保険業	32	10
再保険専業	3	6
船主責任保険専業	-	6
合計	35	22

*1 国内損害保険会社 日本法人として損害保険業免許を受けている会社。

*2 外資系国内会社 外国資本が50%以上の国内損害保険会社。

*3 外国損害保険会社 支店または代理店形態等で日本に進出している海外の損害保険会社。

保険料

元受正味保険料は3.8%増、正味収入保険料は4.1%増。

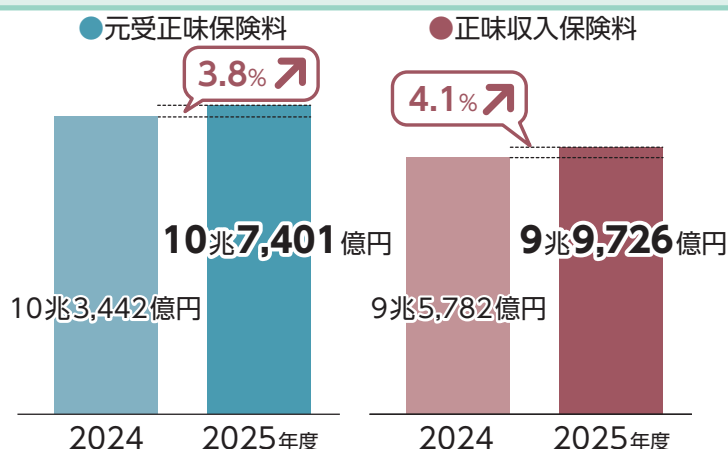
全保険種目合計の元受正味保険料*⁴（収入積立保険料を含む）は、自動車保険や火災保険の増収などにより、前年度に比べ3.8%増の10兆7,401億円、正味収入保険料*⁵も自動車保険や火災保険の増収などにより、前年度に比べ4.1%増の9兆9,726億円となっています（損保協会会員会社ベース）。

参照 P.70、71

資料・データ 主要指標関係

元受正味保険料 10兆7,401億円

正味収入保険料 9兆9,726億円



*4 元受正味保険料 お客さま（保険契約者）との直接の保険契約に係る収入を表す。

「元受正味保険料」＝「元受保険料」－「諸返戻金（満期返戻金を除く）」

*5 正味収入保険料 元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したもの。

「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「出再正味保険料」－「収入積立保険料」

保険金

正味支払保険金は**2.0%**減。

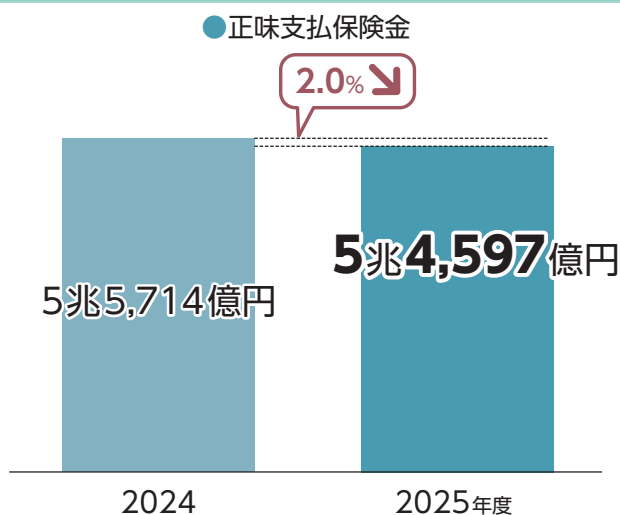
正味支払保険金*6は、物価上昇に伴う支払単価の増加などにより自動車保険の支払いが増加しましたが、2024年1月に発生した能登半島地震に係る地震保険の支払い反動減や、国内の自然災害の減少に伴う火災保険の支払いの減少などにより、前年度に比べ全種目合計で2.0%減の5兆4,597億円となっています（損保協会会員会社ベース）。

参照 P.72

資料・データ 主要指標関係

正味支払保険金

5兆4,597億円



*6 正味支払保険金 支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。
「正味支払保険金」＝「元受正味保険金」＋「受再正味保険金」－「回収再保険金」

損害率・事業費率

損害率は**3.1**ポイント低下、事業費率は**0.7**ポイント低下。

損害率*7は、前年度に比べ3.1ポイント低下の61.0%となっています（損保協会会員会社ベース）。

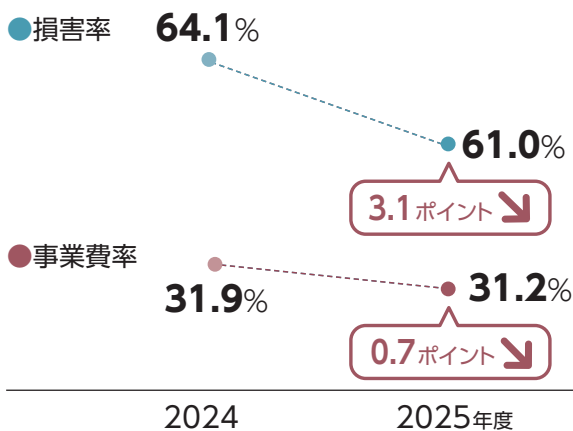
事業費率*8は、正味収入保険料の増収により、前年度に比べ0.7ポイント低下し31.2%となっています（損保協会会員会社ベース）。

損害率

61.0%

事業費率

31.2%



*7 損害率 保険料に対して保険金等がどのくらい支払われたかを示す指標。数値が高いほど保険料に占める保険金の支払割合が高いことを示す。
「損害率」＝（「正味支払保険金」＋「損害調査費」）÷「正味収入保険料」

*8 事業費率 保険料に対して保険募集や保険の維持管理のための費用をどの程度支出したかを示す指標。数値が低いほど経営効率がよいことを示す。

総資産・運用資産

総資産は4.8%増、運用資産は4.2%増。

総資産*9は、保有する外国証券などの有価証券の増加などから、前年度に比べ4.8%増の33兆7,912億円、運用資産*10も4.2%増の29兆9,748億円となっています(損保協会会員会社ベース)。

参照 P.73

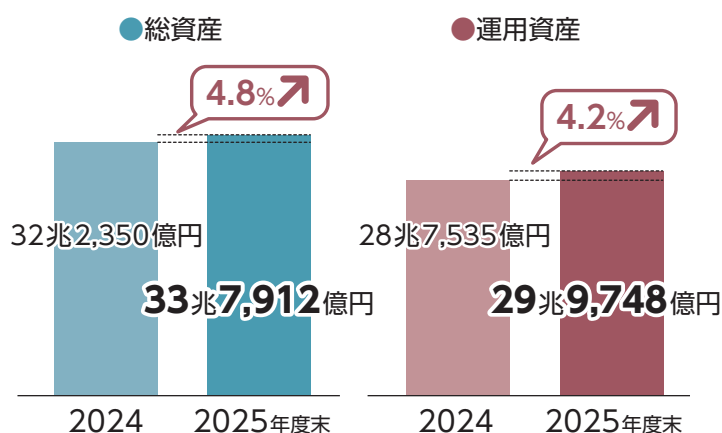
資料・データ 主要指標関係

総資産

33兆7,912億円

運用資産

29兆9,748億円



*9 総資産 運用資産およびその他資産(代理店貸、再保険貸など)の合計。

*10 運用資産 預貯金、コール・ローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物などの合計。

経常利益・当期純利益

経常利益は5.9%増益、当期純利益は2.8%減益。

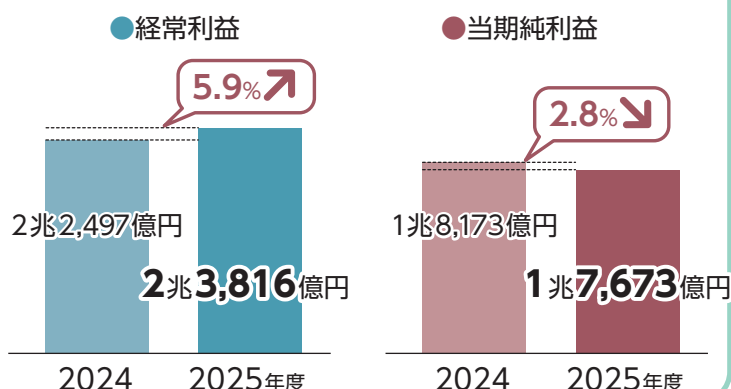
経常利益*11は、前年度に比べ5.9%増の2兆3,816億円となり、当期純利益*12は2.8%減の1兆7,673億円となっています(損保協会会員会社ベース)。

経常利益

2兆3,816億円

当期純利益

1兆7,673億円



*11 経常利益 損害保険会社が保険引受や資産運用などによって経常的に得られる収益から、保険引受や資産運用などの経常にかかる費用を引いた利益のこと。

*12 当期純利益 経常利益に特別利益を加え、特別損失、法人税および住民税等を控除して得られた利益のこと。

代理店実在数・募集従事者数

代理店実在数は11.5%減、募集従事者数は2.4%減。

全国にある損害保険代理店*13は約12万店で約174万人が損害保険の募集に従事しています。(国内会社・外国会社合計)

また、2025年度に代理店が取り扱った保険料の割合は全体の89.0%となっています。

参照 P.74、75

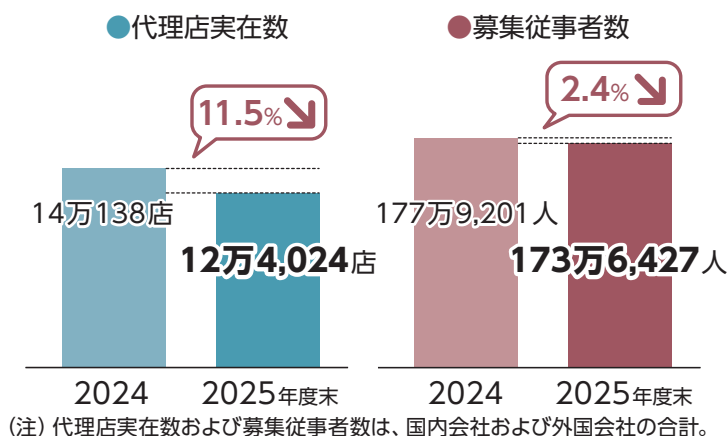
資料・データ 代理店関係

代理店実在数

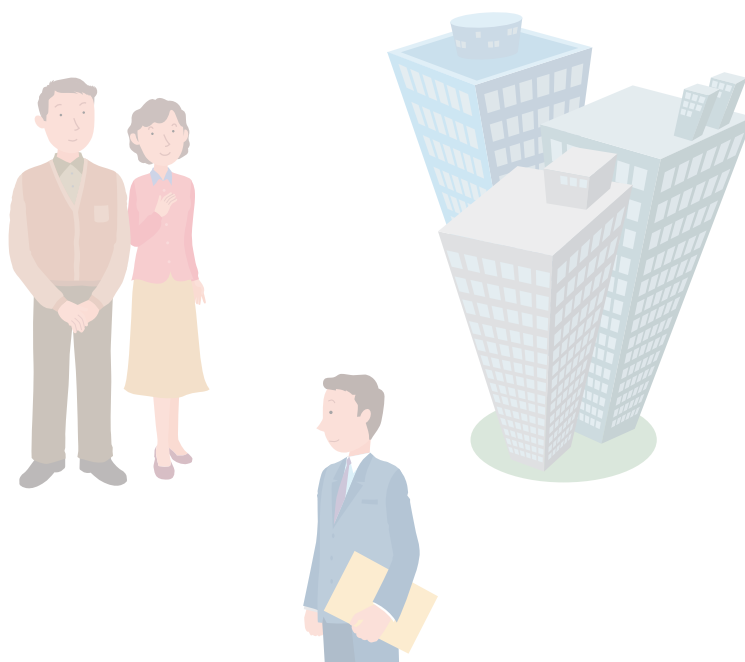
12万4,024店

募集従事者数

173万6,427人



* 13 損害保険代理店 損害保険会社の委託を受けて、損害保険に関する説明や損害保険契約の締結などを行っている。



損害保険はわたしたちの生活を取り巻くさまざまな危険(リスク)によって生ずるであろう万が一の損害に対する経済的な備えです。

くらしの安心を支える保険



くるま



自動車事故での損害に備える保険です。

法律で加入が義務付けられている「自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)」と任意の自動車保険の2種類に分類されます。

- 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)
- 自動車保険

- 対人賠償責任保険
- 搭乗者傷害保険
- 対物賠償責任保険
- 車両保険
- 人身傷害保険

など

すまい



建物や家財の損害に備える保険です。

総合型の保険では、盗難や水災などによる損害も補償されます。

「地震保険」は、火災保険とセットでの加入となります。

- 火災保険
- 地震保険

など

からだ 老後の生活



ケガや病気、老後の生活に備える保険です。

- 傷害保険
- 医療保険
- がん保険
- 所得補償保険
- 介護(費用)保険

など

くらし レジャー



スポーツやレジャー中のケガ・用品の損害、他人への賠償責任などに備える保険です。

また、ペットの病気やケガに備える保険もあります。

- 海外旅行保険
- 国内旅行傷害保険
- ゴルファー保険
- 個人賠償責任保険
- 自転車保険
- ペット保険

など

事業活動の安心を支える保険



自動車



- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）
- 自動車保険

など

建物 財物



- 火災保険
- 動産総合保険
- コンピュータ総合保険
- 機械保険

など

売上利益



- 企業費用・利益総合保険
- 取引信用保険
- 休業補償保険
- 興行中止保険
- 生産物回収費用保険

など

輸 送



- 運送保険
- 船客傷害賠償責任保険
- 貨物海上保険
- 船舶保険
- 航空保険

など

損害賠償



- 施設賠償責任保険
- 請負業者賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険（PL保険）
- 雇用慣行賠償責任保険（EPL保険・特約）
- 自動車管理者賠償責任保険
- サイバー保険
- 会社役員賠償責任保険（D&O保険）

など

その他



- 労働災害総合保険
- 公共工事履行ボンド
- 建設工事保険
- 原子力保険
- 組立保険
- 土木工事保険

など

くるまの保険

参照 P.76~78

資料・データ 自動車保険関係等

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

- 自賠責保険は、交通事故の被害者保護を目的としている保険であり、自動車損害賠償保障法（自賠法）に基づき、原動機付自転車（原付バイク）を含む全ての自動車に契約することが義務付けられています。なお、法律に基づいた保険であるため、補償内容・保険料については、自賠責保険を扱う保険会社間で差異はありません。
- 自賠責保険の保険料は、「地域別（本土、本土離島、沖縄本島、沖縄離島）」「車種別」「契約期間別」に定められています。

<保険料例>

2026年11月1日以降始期契約、単位：円

車 種	契 約 期 間							
	12か月	13か月	24か月	25か月	36か月	37か月	48か月	60か月
自家用乗用自動車	12,250	12,770	18,560	19,070	24,690	25,180	-	-
小型二輪自動車	7,730	7,890	9,640	9,800	11,510	11,660	-	-
検査対象軽自動車	12,300	12,830	18,660	19,170	24,830	25,330	-	-
検査対象外軽自動車	7,800	-	9,780	-	11,700	-	13,560	15,370
一般原動機付自転車	7,730	-	9,630	-	11,480	-	13,280	15,030
特定小型原動機付自転車	7,430	-	9,040	-	10,610	-	12,130	13,620

(注) いずれも本土に適用する保険料。

- 自賠責保険は、他人を死傷させた場合の損害賠償責任（対人賠償責任）のみを補償する保険であり、他人のモノなどに対する損害賠償責任（対物賠償責任）やご自身のケガは補償されません。また、右のとおり、被害者1名について支払保険金に限度額が設けられています。対人賠償責任のうち自賠責保険の支払限度額を超える部分、対物賠償責任、ご自身のケガや車両損害について備えるためには、任意の自動車保険に加入する必要があります。

<支払われる保険金の限度額>

損害の内容			被害者1名あたりの限度額
ケガによる損害			120万円
後遺障害による損害（注）	神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、介護を要する後遺障害	常時介護を要する場合（第1級）	4,000万円
		随時介護を要する場合（第2級）	3,000万円
	上記以外の後遺障害		（第1級）3,000万円 ～（第14級）75万円
	死亡による損害		

(注) 後遺障害による損害は、障害の程度により第1級～第14級の等級が認定されます。支払保険金の限度額は等級別に定められています。

△ 満期年月にご注意ください △

自動車検査登録制度（車検制度）の対象となっている自動車や250ccを超えるバイクは、車検のときに自賠責保険を契約していることが求められますが、車検制度の対象ではない車種（250cc以下のバイク、原付バイク、電動キックボードなど）は、自賠責保険の契約期間が切れていないかご注意ください。自賠責保険を契約すると、保険の満期年月を示すステッカー（保険標章）も交付されますので、ナンバープレートの左上部などに貼り付け、いつでも確認できるようにすることが必要です。



(注) この例では、令和8年9月が満期年月です。契約の更新を忘れないように注意が必要です。

自動車保険

- 自動車保険は、自動車事故によるさまざまな損害を補償する保険で、他人の身体や財物に与えた損害を補償する保険、運転者や同乗者が被った身体の傷害を補償する保険、自分の自動車が被った損害を補償する保険などがあります。
- 自動車保険は、法律で加入することが義務付けられている自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）と区別する意味で、契約者が任意で契約するため「任意の自動車保険」と呼ばれることがあります。
- 各損害保険会社では、さまざまなタイプの自動車保険を開発・販売しています。例えば、自家用自動車を対象とする自動車保険では、「対人賠償責任保険」「対物賠償責任保険」「人身傷害保険」「搭乗者傷害保険」「無保険車傷害保険」「自損事故保険」「車両保険」のうち、いくつかの保険を組み合わせ販売しています。
- 自動車事故による損害の種類と自動車の保険は、次のような関係になっています。

		強制加入	任意加入
相手への賠償	身体 的 損 害（死 傷）	● 相手を死傷させた ・ 自賠責保険	● 相手を死傷させた ・ 対人賠償責任保険
	財 物 の 損 害	● 相手の財物を壊した ・ 対物賠償責任保険	
自分等への補償	損害の種類と 対応する自動車の保険		● 自分の車が壊れた ・ 車両保険
	● 自分や搭乗中の者が死傷した ・ 人身傷害保険 ・ 搭乗者傷害保険 ・ 無保険車傷害保険 ・ 自損事故保険		

相手への賠償

- 【対人賠償責任保険】自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険の支払限度額を超える損害が補償されます。
- 【対物賠償責任保険】自動車事故により、他人の自動車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害が補償されます。

自分等への補償

- 【人身傷害保険】自動車事故により、自動車に乗車中の者が死傷した場合に、過失割合に関わらず損害額が補償されます。補償範囲を、契約時に特定した自動車に乗車中の場合に限定した商品のほか、他の自動車に乗車中や歩行中の場合も補償の対象としている商品があります。
- 【搭乗者傷害保険】自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死傷した場合に保険金が支払われます。ただし、定額での支払いとなります。
- 【無保険車傷害保険】自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死亡または後遺障害を被った場合であって、加害者からの十分な損害賠償が受けられないときに、その損害額が補償されます。
- 【自損事故保険】電柱に自ら衝突するような単独事故などによって運転者自身が死傷した場合に保険金が支払われます。ただし、定額での支払いとなります。
- 【車 両 保 険】事故によって、契約時に特定した自動車が損害を受けた場合に保険金が支払われます。

すまいの保険

参照 P.80～89

資料・データ 火災保険関係・地震保険関係

火災保険

- 火災保険は、火災だけでなく、風水災などの自然災害によって「建物」や「家財」などに生じた損害を補償する保険です。
- また、泥棒に入られて家財が盗まれたり、自動車が建物に飛び込んできて建物が壊された場合など、日常の思いがけない事故による損害を補償する商品もあります。
- 火災保険の主な補償内容は以下のとおりです。また、損害に対する補償に加えて、その損害に伴う諸費用に対して保険金が支払われるものがあります。保険会社によって補償内容は異なっていますので、詳細については損害保険会社または代理店に確認することが必要です。

【損害保険金をお支払いする主な場合】

- ・火災・落雷・破裂または爆発
- ・風災・雹（ひょう）災・雪災*
- ・水濡れ
- ・騒擾（じょう）および集団行動等に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ・盗難*
- ・水災*
- ・日常の不測・突発的な事故による破損・汚損*

【主な費用保険金】

- ・損害防止費用
- ・災害時の臨時費用*
- ・残存物の取り片づけ費用*
- ・失火見舞費用*
- ・地震火災費用*

※一定の制限付で補償される場合があります。

地震保険

- 地震保険は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とする保険です。「地震・噴火またはこれらによる津波」（以下「地震等」）を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物や家財に一定の損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。
- 「地震等」による建物の火災や損壊などは、その発生予測が困難なことなどから、火災保険では補償されません。これらの損害に備えるには、政府と損害保険会社が「地震保険に関する法律」に基づいて共同で運営している地震保険を契約する必要があります。この地震保険は、補償内容・保険料について保険会社間で差異はありません。
- 地震保険の補償の対象となる損害は、「地震等」を直接または間接の原因とするものであり、具体例としては次のような損害が該当します。
 1. 地震による倒壊・破損
 2. 地震によって生じた火災による焼損
 3. 地震によって河川の堤防やダムが決壊し、洪水となったため生じた流失・埋没
 4. 噴火に伴う溶岩流、噴石、火山灰や爆風によって生じた倒壊・埋没
 5. 地震や噴火の結果生じた土砂災害による流失・埋没
 6. 津波によって生じた流失・倒壊
- 地震保険は単独では契約できず、必ず火災保険に付帯（セット）して契約する必要があります。また、現在契約している火災保険に地震保険を付帯していない場合には、火災保険の保険期間の途中で地震保険を付帯することができます。

- 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額に対して、30%～50%の範囲内で設定します。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

	火災保険の契約金額 に対する割合	限度額
建物※1	30%～50%	5,000万円
家財※2		1,000万円

※1 住居のみに使用される建物および併用住宅

※2 30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません

- 保険金は、迅速にお支払いするために損害の程度に応じて、契約金額の一定割合が支払われます。その内容は以下のとおりですが、損害が「一部損」に至らないときには、保険金は支払われません。

損害の程度	保険金	状態（建物については次のいずれかの場合）
全 損	契約金額の 100%	1. 基礎・柱・壁・屋根など※1の損害額が 建物の時価の50%以上※2の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の70%以上の場合
大半損	契約金額の 60%	1. 基礎・柱・壁・屋根など※1の損害額が 建物の時価の40%以上50%未満※2の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の50%以上70%未満の場合
小半損	契約金額の 30%	1. 基礎・柱・壁・屋根など※1の損害額が 建物の時価の20%以上40%未満※2の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の20%以上50%未満の場合
一部損	契約金額の 5%	1. 基礎・柱・壁・屋根など※1の損害額が 建物の時価の3%以上20%未満※2の場合 2. 建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、その建物について生じた損害が、全損・大半損・小半損または一部損に至らないとき

※1 基礎・柱・壁・屋根などの主要構造部に着目して損害を調査します。地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

※2 津波によって建物（「木造建物」「共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）」）に浸水損害が生じた場合は浸水の深さ、地盤の液状化によって建物（上記と同じ）に損害が生じた場合は傾斜の角度または沈下の深さで「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。詳しくは、お近くの損害保険会社までお問い合わせください。

すまいの保険

- 地震保険の保険料は損害保険料率算出機構が算定した保険料率をもとに算出されています。具体的には、政府の地震調査研究推進本部による「確率論的地震動予測地図」を活用し、保険料を算定しています。
- 地震保険料は、建物の構造および所在地により異なります。建物の構造は、地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造*とロ構造*の2つに区分されています。

〈1年間の保険料（契約金額100万円あたり）〉

2026年9月現在(保険期間の始期が2022年10月1日以降の契約)

都道府県	構造区分	イ構造*	ロ構造*
北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・鹿児島県・宮城県・福島県・山梨県・愛知県・三重県・大阪府・和歌山県・香川県・愛媛県・宮崎県・沖縄県		730円	1,120円
茨城県・徳島県・高知県		1,160円	1,950円
埼玉県		2,300円	4,110円
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県		2,650円	4,110円
		2,750円	4,110円

※セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。

(イ構造…主として鉄骨・コンクリート造の建物 ロ構造…主として木造の建物)

〈割引制度〉

建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

○免震建築物割引：50%

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく免震建築物である場合

○耐震等級割引：10%・30%・50%

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく耐震等級を有している場合など

○耐震診断割引：10%

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合

○建築年割引：10%

1981年6月1日以降に新築された建物である場合

(注1) 上記の割引は重複して適用を受けることはできません。

(注2) 割引の適用を受けるには、建物が割引の条件を満たしていることを確認できる資料を提出いただく必要があります。

- 地震保険は、「地震保険に関する法律（地震保険法）」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険です。

ひとたび大規模な地震が発生すると、巨大な損害が発生するおそれがあることから、地震保険は巨額の保険金の支払いに備えて政府が再保険を引き受ける仕組みとなっており、下図のとおり、大規模な地震では、政府が大きな負担をする仕組みとなっています。

損害保険会社は利潤をいただかず、保険料は、将来発生する地震による保険金支払いに備えて積み立てられています。

国の防災基本計画には、災害復旧・復興への備えとして地震保険制度の充実と普及向上を図ることが盛り込まれています。

- 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金の総額が12兆円（2026年9月現在）*を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

*関東大震災級の地震が発生した場合でも支払保険金の総額がこの額を超えないように決定されており、適時見直されています。

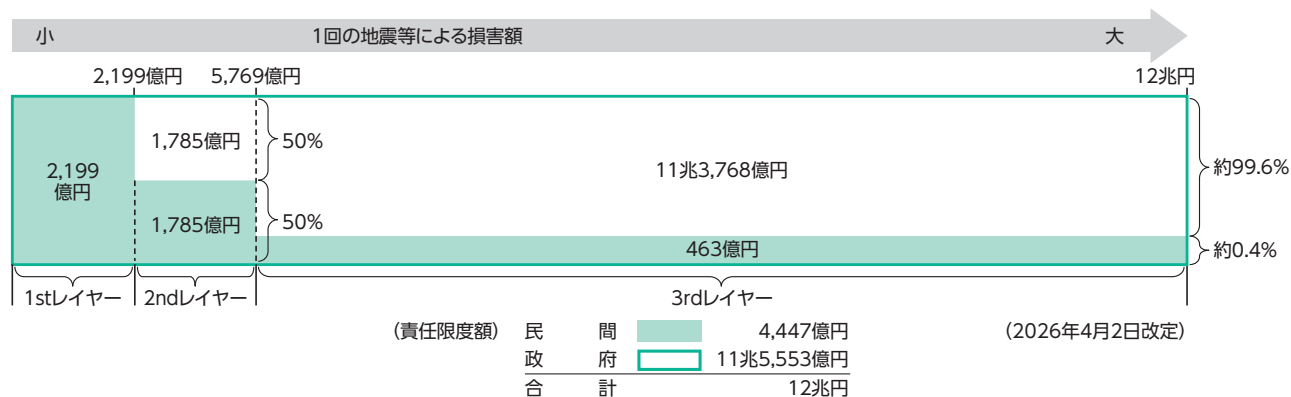
- 地震保険契約者には、税制上の優遇措置があります。「地震保険料控除」というもので、所得税、個人住民税の計算をする際に、所得金額からその年に支払った地震保険料のうち一定の金額を控除することができ、税金が軽減されます。

控除することができる金額は、以下のとおり所得税で地震保険料の全額（5万円限度）、個人住民税で地震保険料の2分の1（2.5万円限度）となっています。



	控除対象額
所得税	地震保険料の全額（最高5万円）
個人住民税	地震保険料の1/2（最高2.5万円）

【政府と民間の地震再保険のしくみ】



からだの保険・その他の保険

傷害保険

- 傷害保険は、被保険者が「急激・偶然・外来の事故」によりケガをした結果、入院・通院したり死亡したりした場合などに保険金が支払われる保険です。主として、交通事故によるケガの補償に限定したタイプの保険もあります。また、被保険者の範囲を「本人のみ」「家族向け」「夫婦のみ」などパターン別に用意して販売されています。
- 傷害保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

保険金の種類	要 件
死亡保険金	ケガにより、死亡したとき
後遺障害保険金	ケガにより、後遺障害が生じたとき
入院保険金	ケガにより、入院したとき
手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術をしたとき
通院保険金	ケガにより、通院したとき

医療保険

- 医療保険は、被保険者がケガをしたり病気になった結果、入院・通院した場合などに保険金が支払われる保険です。
- 医療保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

	保険金の種類	要 件
入院 関係	傷害入院保険金	ケガにより、入院*したとき
	疾病入院保険金	病気で入院*したとき
手術 関係	傷害手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術をしたとき
	疾病手術保険金	病気の治療のため、所定の手術をしたとき
その他	傷害通院保険金	ケガの治療のため、通院したとき
	疾病通院保険金	病気の治療のため、通院したとき
	葬祭費用保険金	被保険者が死亡した場合で、その親族が葬儀費用を負担したとき
	先進医療費用保険金	ケガや病気で入院し、その治療のため先進医療を受けて技術料を負担したとき

※医療保険における「入院」…

「入院」とは、医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。このため、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院については、医療保険では補償されません。

海外旅行保険

- 海外旅行保険は、被保険者が海外旅行を目的として住居を出発してから帰着するまでの間（以下「旅行行程中」）に被る可能性のある各種の危険（リスク）を補償する保険です。各種の危険（リスク）を総合的に補償する商品のほか、必要な補償だけを選んで契約する、いわゆるバラ売りの商品も用意されています。
- 海外旅行保険の主な補償内容は次のとおりです（総合的に補償するタイプの場合）。

傷害治療費用	旅行行程中でのケガの治療費用を補償
疾病治療費用	旅行行程中での病気の治療費用を補償
傷害死亡	旅行行程中でのケガで死亡した場合に補償
傷害後遺障害	旅行行程中でのケガによって後遺障害を負った場合に補償
疾病死亡	旅行行程中での病気で死亡した場合に補償
賠償責任	旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償
携行品損害	旅行行程中に「被保険者が所有かつ携行する身の回り品」が盗難にあたり壊れた場合の損害を補償
救済者費用	海外旅行先でケガや病気で入院して家族が現地に駆けつけた場合の費用を補償
航空機寄託手荷物遅延費用	手荷物の到着が遅れて身の回り品を購入した場合の費用を補償
航空機遅延費用	航空機が遅れて宿泊代・食事代などを別途自己負担した場合の費用を補償
旅行変更費用	被保険者や同行予定者などの死亡・危篤、被保険者などの入院、渡航先での地震・戦争・テロ行為などの発生のために出国を中止または海外旅行を途中で取り止めて帰国した場合の費用を補償

（参考）「被保険者」…

保険の補償を受ける人または保険の対象になる人をいいます。保険契約者が親で子どもや家族全員を被保険者にすることもあります。

個人賠償責任保険

- 日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険です。本人とその家族（同居の親族、別居の未婚の子など）が補償対象となります。
- 火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として契約する場合が一般的です。

1. 自転車で走行中に歩行者とぶつかりケガを負わせた。	4. 子どもが駐車場に停めてあった他人の車をキズつけた。
2. 買い物中に陳列商品を落とし破損させた。	5. ベランダの鉢植えが落下して歩行者の頭にあたり死亡させた。
3. 飼い犬が他人を噛んでケガをさせた。	

自転車事故への備え

近年、数千万円以上にのぼる高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいることから、自転車事故に対する社会的な関心も高まっています。多くの自治体では自転車事故による損害賠償に備える保険の加入を義務付けたり、努力義務としたりする条例を制定しています。賠償責任を負ってしまうことに備えるためには「個人賠償責任保険」が必要になります。また、事故による自身のケガに備えるには「傷害保険」が必要になります。自転車を利用する際には、このようなリスクを認識して、必要に応じて保険への加入を検討することも重要です。

<自転車事故に備える保険>

保険の種類	対 象		事故の相手	自分
			生命・からだ	財 産
個人賠償責任保険			○	○
傷害保険			×	×

参照 P.79

資料・データ 自動車保険関係等

事業者向けの保険

※一般的な補償内容を紹介しています。保険会社によって補償内容は異なっていますので、詳細については損害保険会社または代理店に確認する必要があります。

〈自動車〉

▶ 企業向け自動車保険

- 法人や個人事業主が所有・使用する自動車による事故に伴うさまざまな損害（相手への賠償、運転中の従業員のケガの補償、社用車の修理費用等）を補償する保険です。

〈建物 財物〉

▶ 企業向け火災保険

- 火災をはじめとする偶然な事故によって、建物、設備・什器等、商品・製品等、屋外設備装置に生じる損害を補償する保険です。
- 基本補償では、直接間接問わず、地震・噴火・津波によって生じた損害は補償対象外です。

■ 地震危険補償特約

- ・企業向け火災保険に付帯（セット）して、地震または噴火による火災、破裂・爆発、損壊等および地震または噴火による津波、洪水等による水災によって生じた損害を補償します。

▶ 動産総合保険

- 事業用の什器・備品、機械、器具、商品などの動産について、使用中・保管中・運送中・展示中の様々な事故による損害を補償する保険です。
- 販売業者の流通过程にある商品等を保管中・運送中を問わず包括的に補償したり、補償したい動産を個別に設定したりする契約形式があります。

〈売上利益〉

▶ 休業補償保険

- 火災や水災などの偶然の事故により建物や設備に損害が生じ、休業した場合の利益損失や各種費用を補償する保険です。食中毒や感染症による休業を補償する商品もあります。

▶ 取引信用保険

- 取引先の倒産や支払遅延等により、販売した商品や提供したサービスの代金を回収できなくなった場合（貸倒れ）の損害を補償する保険です。

〈損害賠償〉

▶ 施設賠償責任保険

- 企業が所有、使用、管理している施設の欠陥や、従業員等の仕事の遂行により法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する保険です。

▶ 生産物賠償責任保険（PL保険）

- 製造、販売した製品（生産物）の欠陥または行った工事・サービスの結果を原因として企業が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する保険です。

会社役員賠償責任保険 (D&O 保険)

- 会社役員としての業務の遂行に起因して、損害賠償請求がなされたことによって被る損害を補償する保険です。

請負業者賠償責任保険

- 請負作業に起因する偶然な事故、または請負作業遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故に起因して企業が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する保険です。

雇用慣行賠償責任保険 (EPL 保険・特約)

- 差別的行為・ハラスメント・不当解雇等に起因して、事業主や役員等が従業員等から損害賠償請求がなされたことによって被る損害を補償する保険です。

サイバー保険

- サイバー事故により企業が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害のほか、事故時に必要となる費用や自社の喪失利益を補償する保険です。
- また、内部要因の情報の漏えい事故により企業が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害や、事故時に必要となる費用も補償します。
- 上記の補償のほか、保険会社によっては、関連する付帯サービス (情報セキュリティ診断サービス、専門業者の紹介サービス等) を提供している場合があります。

〈その他〉

労働災害総合保険

- 従業員 (アルバイトやパートタイマー等を含む) が労働災害を被った場合に、企業が補償金を負担することによって被る損害を補償する保険です。
- また、従業員の労働災害に起因して企業が安全配慮義務違反等による損害賠償責任を負った場合の損害を補償する使用者賠償責任条項を付帯することができます。
- 業務上疾病 (例: 精神障害、心疾患、脳疾患等) を除き、政府労災保険等の認定を待たずに保険金が支払われます。

事業者向け特設サイト「企業のための保険ナビ」

事業者向け保険に関する情報は特設サイトにも掲載しています。

近年注目度が高まっているサイバー保険については、同サイト内に特集ページを設けています。



https://www.sonpo.or.jp/sme_insurance/

1 損害保険リテラシーの向上

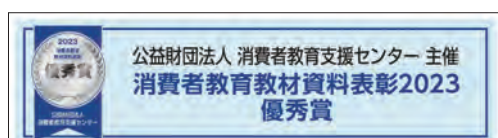
高校生や大学生、一般消費者の損害保険リテラシー向上のため、リスクや損害保険に関する教材の提供・講師派遣活動などを実施しています。

各種教育副教材の提供

● 明るい未来へTRY! ～リスクと備え～

高校生向け教材「明るい未来へTRY! ～リスクと備え～」は、家庭科・公民科の「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説」に沿って活用可能な教材です。制作にあたっては、10名の教員の方々に編集協力いただいています。高等学校の家庭科・公民科の授業で金融経済教育・社会保障教育・民間保険教育を実施する際にご活用ください。本教材は、冊子教材（生徒用教材と教員用手引書）、パワーポイント、動画教材、授業展開例動画を用意しています。

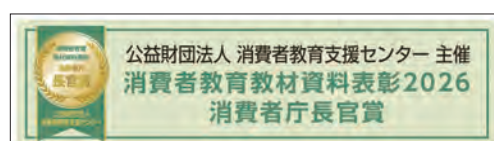
なお、公益財団法人消費者教育支援センターによる「消費者教育教材資料表彰2023」において、冊子教材が優秀賞を受賞しています。



● ソナソナ～備える者たちに幸あれ～

高校生向け教材「ソナソナ～備える者たちに幸あれ～」は、損保協会と公益財団法人生命保険文化センターが共同で制作したカードゲーム教材です。高校生にリスクに備えることの大切さと、リスクに備えるための手段である社会保険や民間保険（生命保険・損害保険）について、楽しみながら学んでもらうことを目的に作成しました。制作にあたっては、3名の教員の方々に監修いただいています。本教材は、カードゲームに使用するカードやマニュアルなどのほか、生徒用のワークシートや授業展開案（家庭科・公民科）を掲載した教員用手引書、授業導入説明スライドを用意しています。

なお、公益財団法人消費者教育支援センターによる「消費者教育教材資料表彰2026」において、消費者庁長官賞を受賞しています。



● リスク教育副教材、防災教育副教材

中学生、高校生向けに、1時限（約50分）で、身のまわりのリスク、自然災害への備えとして有効な手段や損害保険の役割・機能について、教員自ら授業ができるように作成した教材です。「生徒用ワークシート」と教員向けの「手引き」のほか、パワーポイント版も提供しています。

そんぽ学習ナビ

損害保険教育に携わる先生方が、教材等をすぐに閲覧・入手できるよう、教員支援サイト「そんぽ学習ナビ」を2020年12月に開設しました。

本サイトでは、損保協会の教育支援ツールや損害保険リテラシーに関する取組みを年齢層別にまとめています。学校向けの冊子教材やパワーポイント、動画等の教育支援ツールのほか、講師派遣活動のご案内や損害保険教育情報誌「そんぽジャーナル」を掲載しています。



そんぽジャーナル

高校の家庭科および公民科の教員に対して、損害保険教育の必要性や授業を行う上で役立つ情報を提供するために、2021年2月に創刊しました。

本誌は、金融経済教育や損害保険教育に関する有識者によるメッセージのほか、損保協会の教材を実際に活用いただいた教員の生の声や損害保険教育事業に関する各種案内等を掲載しています。



講師派遣活動

学生・消費者の皆さまに一般的な損害保険の仕組みや役割を理解していただくために、次のような各種講演会を全国で開催しています。

- ・高校生や高校教諭を対象とした講演会
- ・大学生を対象とした講演会
- ・一般消費者を対象とした各種講演会
- ・消費生活相談員を対象とした各種勉強会

また、講演テーマのうち、「交通事故のリスクと損害保険の役割」と「自転車事故のリスクと損害保険の役割」は、動画教材も用意しています。



2025年度講師派遣実績	： 348回
〈主な内訳〉	
・高校生向け	： 78回
・大学生向け	： 184回
・一般消費者等向け	： 38回
・消費生活相談員向け	： 17回

2026年度連続講座実施校：9大学
北海道大学、東北大学、一橋大学、
金沢大学、名古屋大学、大阪大学、
広島大学、香川大学、九州大学

2 地震保険広報活動

地震保険の理解促進および加入促進を図るため、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット等の広告、損保協会関係者によるテレビ番組出演等、マスメディアを通じた「地震保険広報活動」を1995年から実施しています。



地震保険広報ポスター

はじめに、
損害保険の概況

損保協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

3 自賠責保険広報活動

自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、インターネット・雑誌等の広告、全国の自動車教習所等におけるポスター広告の掲出、SNSを活用した施策等、マスメディアを通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。



自賠責保険広報ポスター

4 報道機関対応

損害保険業界に対する理解促進を図るため、報道機関を通じて、損害保険業界の事業活動や要望・提言等に関する情報を広く社会一般に発信しています。

▶ 記者会見

年5回、協会長定例記者会見を開催しています。



協会長定例記者会見

▶ 報道機関との懇談会

東京本部および各地域において報道機関との懇談会を開催しています。

▶ 情報提供

損害保険業界の事業活動、要望・提言等について、ニュースリリース等により情報提供を行っています。

5 消費者行政機関等との対話・交流

各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。

また、各地域の消費生活相談員向けに、一般消費者から損害保険に関する相談を受けた際の参考となるよう、勉強会を実施しています。

6 相談・苦情・紛争解決対応

▶ そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

お客さま対応窓口である「そんぽADRセンター」を設置して、損害保険に関する一般的な相談・苦情に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、お客さまと保険会社との間のトラブルに対し、中立・公正な立場から苦情解決手続および紛争解決手続を行っています（手続費用無料）。

お客さまからの相談・苦情の内容、苦情解決手続および紛争解決手続は、非公開としています。

相談対応

お客さまから損害保険に関する相談・問合せがあったときは、その内容に応じ、説明や助言を行います。

苦情対応

お客さまから保険会社に対する苦情の申出があったときは、その内容に応じ、必要な助言を行います。

苦情解決手続

苦情対応に加え、お客さまの要望に基づき、保険会社に対して苦情の内容を通知し、迅速な対応を求める苦情解決手続を行います。

お客さまからの苦情の早期解決のための取り組み

- ・お客さまへ適時適切なアドバイスを行っています。
- ・専用のデータベースを活用し、保険会社に対応を求めた苦情事案の進捗状況を適切に把握・管理しています。
- ・苦情の申出から一定期間を経過しても解決しない事案であって、紛争解決手続の利用対象となる場合には、お客さまに紛争解決手続の利用をご案内しています。

紛争解決手続

お客さまから紛争解決手続の申立てを受けたときは、紛争解決手続を実施する専門の委員（手続実施委員）を選任し、中立・公正な立場からトラブルの解決支援（和解案の提示等）を行っています。*

※和解成立の見込みがない場合等には和解案が提示されずに手続終了となることがあります。

さらに、手続実施委員は、事案の性質等を踏まえ相当であると認めるときは、保険会社に受諾義務が課

される特別調停案を作成し、理由を付して提示することができます。

（注）保険契約者または被保険者と契約先保険会社間の紛争事案のほか、自動車事故等による法律上の損害賠償（対人対物）に関する被害者と加害者側保険会社間の紛争事案も対象としています。

ADRとは

裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution）の略称で、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁などの当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、一般的に、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な互譲による解決が可能な手段です。

指定紛争解決機関とは

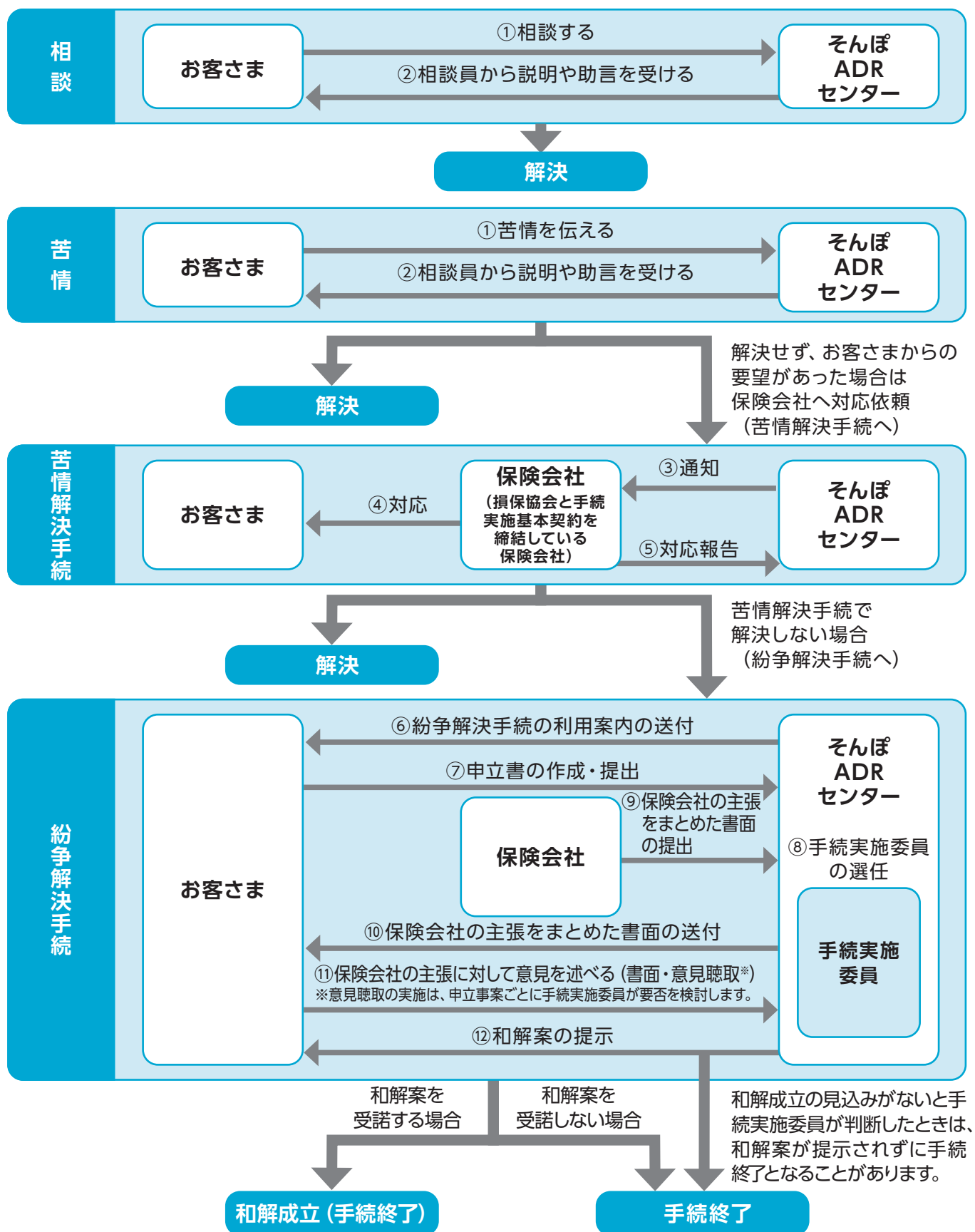
2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。

金融機関は、自らが属する業態の指定紛争解決機関との間で、①苦情解決手続や紛争解決手続の応諾義務、②事情説明・資料提出義務、③提示された特別調停案の受諾義務、などの内容を含む契約（手続実施基本契約）を締結します。これにより、指定紛争解決機関が実施する苦情解決手続や紛争解決手続の実効性が確保されています。

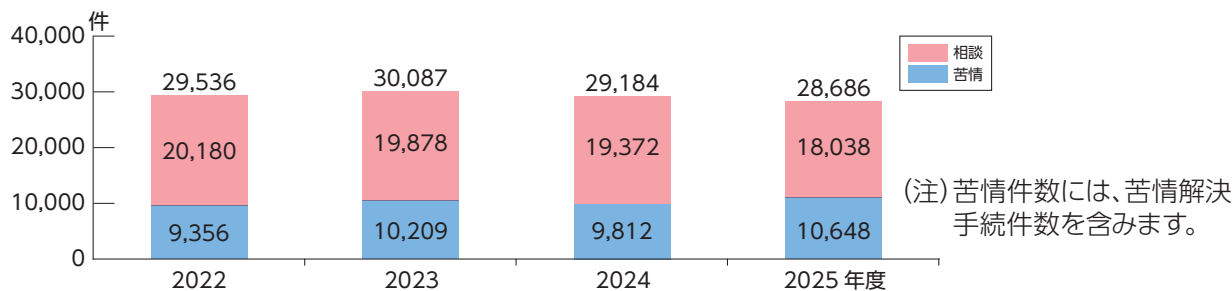
なお、指定紛争解決機関による紛争解決手続には、一定の条件で時効の完成猶予の効力があります。

6 相談・苦情・紛争解決対応

相談・苦情対応、苦情解決手続・紛争解決手続の流れ

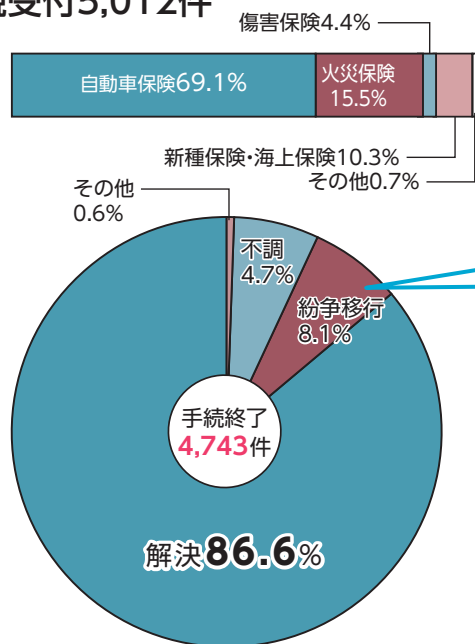


損保協会における相談・苦情受付総件数の推移



苦情解決手続 (2025年度)

新規受付5,012件



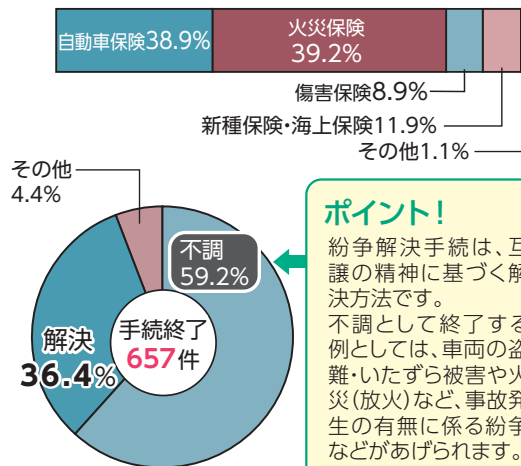
手続終了までの期間 (分類別割合)



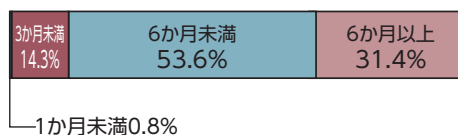
紛争解決手続 (2025年度)

新規受付807件

(注) 苦情解決手続を経ない申立ても含まれます。



手続終了までの期間 (分類別割合)



※割合については、小数第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

苦情・紛争対応機能の一層の充実策

お客さまの満足度向上のための取組み

- ・相談員の応対力向上のための研修を継続して行っています。
- ・紛争解決手続の利用者を対象にアンケートを実施し、業務品質の向上に活用しています。

周知活動、各種関係機関との連携等

- ・パンフレットやポスター等を作成するなどして、そんぽADRセンターの周知に努めています。
- ・消費者行政機関や他の相談機関との連携を通じて、そんぽADRセンターの利用促進を図っています。



苦情・紛争受付事案の分析・活用

苦情情報のフィードバック

苦情の傾向分析などを行い、業務改善に役立つ情報として各社にフィードバックしています。

「そんぽADRセンター統計号」の発行

そんぽADRセンターにおける相談・苦情の受付状況や苦情・紛争解決手続の実施状況等を四半期単位で取りまとめ、「そんぽADRセンター統計号」として損保協会ホームページで公表するとともに、保険会社に提供しています。

はじめに、
損害保険の概況

損害保険協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

7 消費者の声の活用

「お客さまの声・有識者諮問会議」

損保協会では、消費者の皆さまの声を真摯にお聴きし、業界全体の業務運営に反映させるための仕組みとして、2006年9月に「消費者の声」諮問会議を設置し、さまざまなルートから寄せられる消費者の声を踏まえて、業界として取り組むべき具体的な課題等について論議してきました。

2012年7月には「お客さまの声・有識者諮問会議」に改組し、協会長の諮問に応じて、損害保険制度の改善に関する事項や損害保険の健全な発展のために必要な事項を調査・検討する機能を加えたほか、2023年3月からは、より機動的かつ環境変化に柔軟に対応できるよう意見交換会を新設しました。

お客さまの声・有識者諮問会議メンバー

<2026年4月1日現在>

古笛 恵子：弁護士

坂口 正芳：一般社団法人 日本自動車連盟 会長

高橋 潤：一般社団法人 共同通信社 論説委員

辰巳 菊子：公益社団法人 日本消費生活
アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会 元理事

八代 尚宏：昭和女子大学 現代ビジネス研究所
特命教授

*敬称略、五十音順



お客さまの声・有識者諮問会議

8 コンプライアンス・プログラム

「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、コンプライアンスの徹底を図っています。2025年度は、損害保険業界で発覚した諸問題を踏まえ（詳細はP.99参照）

「独占禁止法に関する啓発活動の継続実施」および「個人情報保護法等の関係法令遵守に向けた対策の強化」を重点事項としました。

ガイドラインの作成・見直し

コンプライアンスに関する各種ガイドラインの作成・見直し、コンプライアンスに関する各種情報や法令改正に関する情報の提供等を行っています。

主な内容

- ・「損害保険会社に係る個人情報保護指針」の改定（2025年9月）
- ・「損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針」の改定（2025年9月）
- ・「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改定（2026年1月）

コンプライアンス・セミナー

会員会社向けに、時宜に応じたテーマで、学識者、行政担当等によるセミナーを開催しています。

過去の主なセミナーテーマ

- ・損害保険実務における独占禁止法上の留意点
- ・乗合代理店における情報管理の課題等
- ・個人情報保護法および不正競争防止法上の留意点 等

好取り組み事例の共有

業界全体のコンプライアンスの推進を目的として、会員会社における好取り組み事例を共有しています。

過去の主な共有テーマ

- ・「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」等を踏まえた各社対応状況のフォローアップ
- ・コロナ禍を踏まえたコンプライアンス・プログラムの方針
- ・令和4年施行改正個人情報保護法対応
- ・コンダクトリスクへの対応について 等

活動のチェック

コンプライアンス委員会を設置し、損保協会の委員会活動、その他事業者団体としての活動を適正性の観点からチェックしています。必要に応じて、公正取引委員会、弁護士等外部専門家の意見を聴取しています。

主な内容

- ・委員会下部組織(部会等)設置への同意
- ・委員会議事運営チェック体制の整備
- ・各委員会、事務局からの法務相談への対応 等

9 ガイドライン等

会員各社の業務品質の向上に資するため各種ガイドラインを策定しています。会員各社では、これらのガイドラインに基づき、お客さまにとってわかりやすい保険商品の実現を目指しており、また、適切な募集態勢、保険金支払態勢を構築するなど、業務品質の向上を図っています。

これまでに策定したガイドラインは次のとおりです。

保険契約募集や保険金支払に関するもの

第三分野商品(疾病または介護を支払事由とする商品)に関するガイドライン

適正な保険募集および保険金支払確保の観点から、第三分野商品固有の留意すべき事項等をまとめています。

高齢者に対する保険募集のガイドライン

高齢者に対する保険募集のきめ細かな対応を推進する観点で、お客さまの認知判断能力や、商品特性に応じた対応など、保険会社が取組みを検討するうえでの考え方をまとめています。

補償重複の対応に関するガイドライン

お客さまのニーズに基づかない補償重複(複数の保険契約による補償の一部または全部の重複)の発生防止や解消を図るための態勢整備について、基本的な考え方や標準的対応をまとめています。

損害保険の保険金支払に関するガイドライン

適時・適切な保険金支払いを行う観点から、会員各社における保険金支払態勢および保険金のお支払いにあたっての留意事項等をまとめています。

修理工賃単価に関する対話・協議のあり方にかかるガイドライン

車体整備事業者に対する保険金(賠償金)の直接支

払いにあたり必要な態勢整備を行う観点から、会員各社による車体整備事業者との修理工賃単価にかかる協議にあたっての考え方をまとめています。

診断書様式作成にあたってのガイドライン

会員各社が診断書様式の作成を行うにあたっての基本的な考え方、標準的な診断書様式に採用する項目および留意点をまとめています。

傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン

実効性のあるモラルリスク(保険金の不正取得の危険)防止を図ることを目的として、傷害保険等における契約締結時および保険事故発生時の留意事項をまとめています。

会員各社の取組みの例

●事故受付時の案内

事故受付時にお支払いする可能性がある保険金を書面等によりお客さまにご案内しています。この書面等をご活用いただくことにより、お客さまご自身が受け取る可能性のある保険金をご確認いただくことが可能となっています。

●第三者によるチェック体制の整備(支払審査会の設置等)

医師、弁護士、消費者代表の社外有識者を委員とした審査会を設置し、保険金のお支払いに関して医学的・法的判断を要する事案を中心に、定期的にチェックしています。

9 ガイドライン等

募集文書等に関するもの

契約概要・注意喚起情報（重要事項）に関する ガイドライン

保険商品の販売・勧誘時に特に説明すべき重要事項である「契約概要」および「注意喚起情報」に関し、特にわかりやすさ向上の観点から、記載すべき項目と留意点をまとめたうえで、標準例を作成しています。

募集文書等の表示に係るガイドライン

お客さまに保険商品を正しくご理解いただけるよう、募集ツールや広告を作成する際の基本的な考え方や留意事項をまとめています。

会員各社の取組みの例

●わかりやすい重要事項説明書の作成

重要な事項をお客さまに説明する際に使用する「重要事項説明書」について、表や箇条書きの活用、平易な表現の使用、文字数の一定の制限等を行い、わかりやすさの向上と簡素化に取り組んでいます。

●保険証券、パンフレット、チラシ等の工夫

お客さまにご覧いただく保険証券、パンフレット、チラシ等についても、文字や冊子を大きくする、イラストや図を挿入する、配置・配色等を改善する等の工夫を行っています。また、お客さまに不利な情報や誤解しやすい情報を正確に伝えるためのツール等を作成しています。

保険約款や保険用語に関するもの

保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン

会員各社がわかりやすい保険約款を作成するための指針として、難解な文章等を是正する方策や、表記等の不統一を排除するうえで望ましい事項等をまとめています。

保険約款および募集文書等の用語に関する ガイドライン

お客さまが保険約款および募集文書等の内容を正確に理解できるようにすることを目的として、保険約款および募集文書等に使用する用語を「原則として使用を控える用語」「使用にあたって何らかの説明が必要な用語」等に分類してまとめています。

会員各社の取組みの例

●商品数の削減、各種特約の整理・統合 （商品のシンプル化）等

お客さまのニーズを分析し、商品数の削減や各種特約の整理・統合（商品のシンプル化）等を進めています。また、専門用語について解説を加えるなど、わかりやすさに配慮した取組みを行っています。

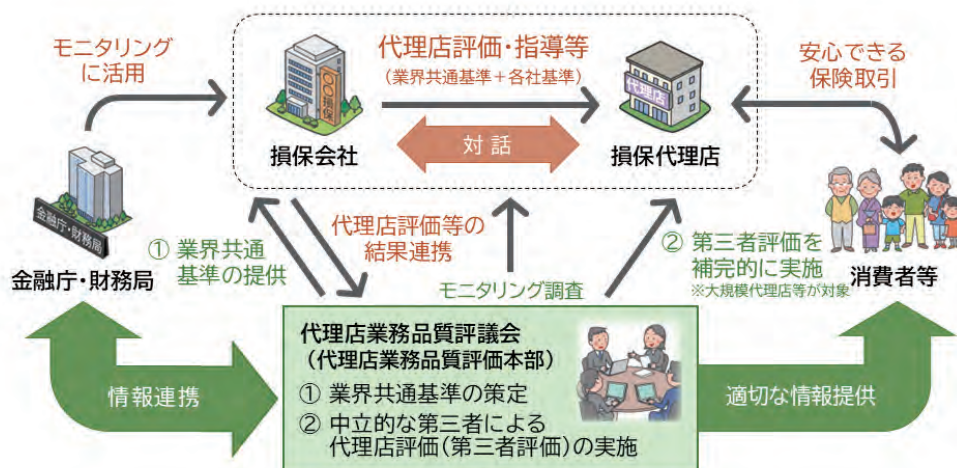
保険会社や代理店の対応に関するもの

損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン

保険代理店等に対する便宜供与の適正化を図り、お客さまの適切な商品選択の機会を確保する観点から、会員会社の役職員が便宜供与の適否を判断するための基本的な考え方をまとめています。

10 代理店業務品質評価制度

損保協会では、顧客本位の業務運営の徹底に向けて、損害保険会社の代理店指導等を補完する業界共通の枠組みとして、代理店業務品質評価制度を運営しています。本制度は、代理店指導等の当事者（損害保険会社および損害保険代理店）と利害関係のない第三者が、代理店において最低限必要な業務品質が確保されているかどうかを確認・検証する第三者評価制度です。



代理店業務品質評価議会

代理店業務品質評価制度は、「代理店業務品質に関する評価指針」を運営の手引きとして、代理店業務品質評価議会（評議会）が運営しています。

評議会は、損害保険会社や代理店と利害関係のない中立的な第三者（弁護士、学識者、消費者団体）をメンバーとして構成し、制度運営に関する重要な事項を決定するほか、制度の運営状況を確認し、必要な助言等を行います。

代理店業務品質評価本部

損保協会内に、代理店業務品質評価本部（評価本部）を設置し、専門の知識を有する職員が、代理店と損害保険会社による自己点検チェックの取組みのモニタリング調査やフォローアップ点検等の実務を担っています。

主な施策

代理店業務品質評価制度は、「業界共通の評価基準の策定」と「中立的な第三者による代理店業務品質評価（第三者評価）の実施」の2つを主な施策としています。

●業界共通の評価基準の策定（自己点検チェックの取組み）

代理店は、体制整備に関するPDCAサイクルの一環として、業界共通の評価基準に沿った自己点検

チェックを実施し、その結果を損害保険会社に提出します。

損害保険会社は、代理店から提出された自己点検チェックの結果を確認し、顧客本位の業務運営に向けて、代理店との間で「対話」を実施のうえ、フィードバックします。

評価本部は、代理店の自己点検チェックと損害保険会社の関与の状況についてモニタリング調査を実施します。

●中立的な第三者による代理店業務品質評価（第三者評価）の実施（フォローアップ点検）

損害保険会社による代理店指導等を補完する仕組みとして、評価本部は、大規模代理店などを対象に、中立的な第三者の立場で、代理店の業務品質が業界共通の評価基準に適合しているかどうかを確認・検証します。

損害保険に関する不適切事例の通報等制度

損害保険に関する不適切事例の早期発見・是正および未然防止のための仕組みとして、代理店や損害保険会社における損害保険業務に関する不適切行為（疑義事例を含む）の「通報」や「情報提供」を受け付けています。

はじめに、
損害保険の概況

損保協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

11 情報交換制度

損害保険会社（外国損害保険会社および損害保険契約者保護機構を含む）および共済事業を営む協同組合・連合会では、損害保険（共済）に係る契約内容、事故状況、保険金（給付金）の請求内容等に関する個人情報について、共同利用する制度を実施しています。

自動車保険契約・事故確認制度

・1～5等級・割増料率適用対象契約情報交換制度

契約者から、前年度に契約のない新たな自動車保険契約を締結したいとの申出があった場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約の有無等について損害保険会社等の間で確認する制度です。

・無事故・事故確認制度

自動車保険を契約する損害保険会社等を変更した場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約における保険事故の有無等について、損害保険会社等との間で確認する制度です。

・任意・自賠一括仮払決済システム

任意自動車保険の損害保険会社等が、他の損害保険会社等に契約されている自賠責保険を含め一括して保険金を支払う場合、当該損害保険会社等の間で自賠責保険契約内容を確認し、立替払いした自賠責保険金の決済を行うための制度です。

・自動車事故情報交換システム

自動車保険の車両事故または対物事故において、適正に保険金を支払うために、受け付けた事故について損害保険会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム

※1

自動車保険や傷害保険の人に係る保険等、携行品に係る保険等において、不正請求を排除し適正に保険金を支払うために、受け付けた事故について、損害保険会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

・中断特則に関する保険契約確認制度

契約車の廃車、譲渡、リース業者への返還もしくは車検切れまたは契約者の海外渡航等に伴い、自動車保険の契約を一時的に中断した場合、中断後の新たな契約に、中断前の契約の等級を適用する際に、中断前の契約内容を確認するための制度です。

・複数所有新規に関する保険契約確認制度

新たに加入する2台目以降の車の自動車保険契約に対し、所定の割引を適用するために、1台目の車の契約の有無・等級等について、1台目の車の契約の損害保険会社等を確認する制度です。

・重複契約に関する保険契約確認制度

1台の車に対し、複数の損害保険会社等と契約していないかどうかについて確認し、適正な保険契約を締結してもらうための制度です。

・既存障害照会制度

自賠責保険・自動車保険の保険金の支払いにあたり、適正な損害認定を行い、法令に基づき適切な損害額を算出するため、被害者の方の過去の後遺障害の程度を損害保険会社等の間で確認する制度です。

・保険金請求歴および不正請求防止に関する 情報交換制度 ※2

保険金等の請求歴並びに請求・支払いに係る不正請求および不正の疑いのある事案について、損害保険会社等の間で情報交換を実施することにより、公平・公正な損害額算定および適正な保険金等の支払いを行うことを目的とする制度です。

・保険金不正請求通報制度 ※3

保険金不正請求行為の事実またはそのおそれが認められる事実の内容について通報された情報を損害保険会社等の間で共有する制度です。

・保険金請求歴情報交換制度 ※4

自動車保険、自賠責保険、傷害保険の人に係る保険等および携行品に係る保険等における不正請求を排除し、公平・公正な損害額算定および適正な保険金支払いを実現するため、保険事故の被害者（受傷者）に関する過去の保険金請求の有無等の情報を損害保険会社等の間で確認・共有する制度です。

・自賠責損害調査情報共有システム

自賠責保険に係る損害額算定や有無責任判断、後遺障害認定などを適正に行うため、損害保険会社等および損害保険料率算出機構が損害調査に必要な情報を確認したり、任意自動車保険会社等が自賠責保険請求関係資料を閲覧し、損害額算定を適正に行うための制度です。

火災保険、傷害保険等契約・事故確認制度

・傷害保険契約等の契約内容登録制度

保険犯罪の発生を未然に防止するため、死亡・後遺障害保険金、入院・通院保険金等を支払う保険契約（傷害保険契約等）の内容を損保協会に登録し、損害保険会社が重複保険契約の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム

※1と同様

・火災・新種保険における重複契約・事故歴照会制度

火災保険、賠償責任保険等において、不正請求を排除し適正に保険金を支払うために、損害保険会社等が受け付けた事故について、損害保険会社等の間で重複契約・事故受付の有無を確認する制度です。

・保険金請求歴および不正請求防止に関する 情報交換制度

※2と同様

・保険金不正請求通報制度

※3と同様

・保険金請求歴情報交換制度

※4と同様

12 要望・提言

▶ 法制・行政課題対応

損害保険業に関する法律の制定および改正に係る各種対応を行っています。具体的には、法律の制定および改正の検討過程において、損害保険業の健全な発展の実現の観点から、金融審議会等における意見表明、要望・提言活動、パブリックコメントへの意見提出等を行っています。

例えば、保険法制定時の検討では、法制審議会保険法部会において保険契約に係る基本ルールのより良い発展の観点から数次にわたる意見表明を行ったほか、迅速かつ円滑な移行を実現すべく、説明会の開催や実務対応の留意点の取りまとめ等を行いました。

近年の主な法制課題

- 保険業法等の各種法令改正関連事項
- 金融審議会関連事項
 - ・「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書等を受けた検討
- 法制審議会関連事項
- 個人情報保護法関連事項
 - ・法改正に係る検討
- 消費者関連法制関連事項
 - ・消費者取引の環境変化を踏まえた消費者法制の見直しについての検討
- その他
 - ・生成AIと規制

▶ 規制改革要望

損保協会では、国民の生活の安定や向上、さらには質の高いサービスの提供の妨げとなっている規制や意義の薄れた規制の改革を推進することにより、自由で効率的な経済活動が可能となるよう、規制改革要望を取りまとめ、内閣府へ提出しています。

例えば、保険業法や個人情報保護法等の損害保険に関する法律や制度の見直しを求める要望、確定拠出年金制度の充実化等の要望を行っています。

具体的な規制改革要望の内容は、損保協会ホームページに掲載しています。

▶ パブリックコメントを通じた要望活動

パブリックコメントを通じて各省庁の施策ならびに法令の制定および改正等に係る意見・要望を提出することにより、損害保険業の健全な発展、より良い法規制の実現に取り組んでいます。

具体的には、保険業法改正等に係る金融庁への意見・要望の提出、民法改正に係る法務省への意見・要望の提出、消費者行政に係る消費者庁への意見・要望の提出のほか、内閣府・国土交通省・厚生労働省・文部科学省・農林水産省・個人情報保護委員会・公正取引委員会・地方自治体等にも意見・要望の提出を行っています。

また、海外保険監督当局や保険監督者国際機構 (IAIS)、国際会計基準審議会 (IASB) 等が実施する国際的なパブリックコメントや意見照会への対応を通じて、意見表明を行っています。

参照 P.38

税制改正要望

損害保険業界は、自然災害をはじめとした社会を取り巻く様々なリスクに対して、迅速かつ確実に保険金をお支払いするという社会的使命を負っています。

損保協会では、損害保険の一層の普及および損害保険業の健全な発展を通じて、安心かつ豊かでゆとりのある社会を実現するため、毎年、税制改正の要望活動を行っています。

令和9年度(2027年度)税制改正要望項目

1.国際課税ルールの変改における対応

国際課税ルールに基づく国内法制度の見直しや実施にあたっては、外国子会社合算税制等の関連する国内税制も含め、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないように、所要の手当てを行うこと

2.火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること(本則積立率となる残高率も同様に引上げ)

3.損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題(「税の累積」・「税の中立性の阻害」)を解消する抜本的な対策を検討すること

4.破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る 不動産取得税の非課税措置の恒久化

破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること

5.確定拠出年金に係る税制上の措置

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること

6.地震保険料控除制度の充実

地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること

7.受取配当等の益金不算入制度の見直し

受取配当等の益金不算入制度について、二重課税の防止の観点から議論を行うこと

8.損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の 継続

既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

13 国際関係業務

保険事業のグローバル化や損害保険各社の海外事業展開が進む中、各種の要望・提言活動により国際的な規制の調和や通商障壁の解消、開放的で競争的な保険市場の促進等に努めています。また、保険技術協力、情報発信、海外の保険協会等との交流等を通して、要望・提言活動の実現性を高めるとともに、アジアを中心とした海外損害保険市場の健全な発展にも寄与しています。

▶ 要望・提言

保険監督者国際機構 (IAIS) や経済協力開発機構 (OECD) 等の各種会合への出席や意見照会への対応を通じ、日本の損害保険業界の要望・意見を表明するとともに、国際的なパブリックコメントにも積極的に対応しています。また、各国の外資規制や再保険規制等の通商課題等に関して、関係当局や海外の保険協会等とも緊密な連携を図り、積極的な働きかけを行っています。

国際保険協会連盟 (Global Federation of Insurance Associations:GFIA)

国際保険協会連盟 (GFIA) は、意見発出・情報交換活動の強化および国際的な監督規制の議論における業界のプレゼンスの向上を目的として、各国の保険協会の集まりである国際保険協会ネットワーク (INIA) を改組して2012年10月に発足した、法人格を有する機関です。

2026年6月現在、損保協会を含む計43の保険協会が加盟し、対外的意見表明を積極的に行っています。

<https://www.gfiainsurance.org/>

▶ 保険技術協力

東アジア諸地域に対する保険技術協力・交流プログラムとして、1972年から毎年、16地域の損害保険会社、保険監督官庁等の職員向けの日本国際保険学校 (ISJ) を開講しています。

このほか、損保協会では、国際会議・セミナーへの講師派遣や金融庁のキャパシティ・ビルディング (能力開発) への協力、保険募集や保険金支払の適正化支援等を通じ、アジアを中心とした各損害保険市場への保険技術協力を推進しています。

<参考>

- ・ISJ一般・上級コースの卒業生：2,397名 (累計)
- ・ISJ海外セミナーの参加者：6,360名 (累計)

(注) 2026年3月現在



海外セミナー (2026年2月・ベトナム)

▶ 情報発信

英文ファクトブックや英文ホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/en/>) による情報発信に加え、海外メディアへの寄稿や各種情報提供、海外来訪者・照会への対応等により、日本の損害保険市場の正しい理解の促進と海外の市場の健全な発展への貢献に努めています。



英文ファクトブック2024-2025

海外保険協会等との交流

欧米やアジアの主要な保険協会との間で、相互訪問のほか、損害保険市場の現状・課題や国際保険監督基準策定、通商課題等に関する意見・情報交換を行い、協力関係の強化に努めています。

2012年には国際保険協会連盟（GFIA）が設立され、損保協会もGFIAの活動を通じて情報交換、共同意見発出、保険協会間の交流を行っています。

また、これまでに以下の15の保険協会等と協力覚書を締結し、人的交流や意見・情報交換を通じて相互の損害保険市場の発展に貢献することとしています。

- (1) フランス保険協会（1997年10月）
- (2) 英国保険協会（2001年4月）
- (3) ドイツ保険協会（2001年5月）
- (4) 中国保険行業協会（2003年5月）
- (5) 米国保険協会（2003年6月）
- (6) 韓国損保協会（2003年11月）
- (7) インド損保協会（2007年3月）
- (8) ベトナム保険協会（2009年9月）
- (9) インドネシア損保協会（2010年1月）
- (10) モンゴル保険協会（2010年12月）
- (11) マレーシア損保協会（2011年1月）
- (12) ミャンマー保険協会（2018年1月）
- (13) フィリピン損保協会（2018年6月）
- (14) ASEAN保険会議（2018年11月）
- (15) タイ損保協会（2019年10月）

ASEAN保険会議 (ASEAN Insurance Council:AIC)

損保協会は、ASEAN各国の保険協会がメンバーとなっているASEAN保険会議（AIC）に準会員として加わり、保険市場の健全な発展や課題解決に関する論議に参画しています。

<AIC で各課題を検討している委員会>

- ・越境強制自動車保険委員会（COB）
- ・自然災害調査委員会（ANDREWS）
- ・保険教育委員会（AIEC）
- ・再保険委員会（ARWC）
- ・タカフル・再タカフル委員会（ATRWC）
- ・健康・医療保険委員会（AHMIC）

<https://www.aseaninsurancecouncil.org/>

国際会議

東アジア保険会議（EAIC）

東アジア保険会議（EAIC）は、1962年に東京で発足したアジア最大の生損保合同の国際保険会議で、アジア保険市場における「国際協力の促進と発展」を図ることを目的としています。会議の参加者数は毎回1,000名を超え、取り上げられるテーマも、東アジア固有のものだけでなく、グローバルな観点のものが増えています。損保協会では、同会議へスピーカーを派遣するなど、積極的に参画しています。

国際海上保険連合（IUMI）

1874年にドイツのベルリンで発足した最も長い歴史を有する海上保険の国際会議です。毎年9月に各国の海上保険の専門家が参加する総会を開催し、現代的な課題を議論しており、損保協会からも代表を派遣しています。

なお、2027年度の総会は、日本で開催される予定です。

14 自賠責運用益拠出事業

損害保険各社の自賠責保険事業から生じた運用益を自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援等に活用しています。損保協会では、損害保険各社の運用益を取りまとめ、1971年から交通事故被害者への支援事業を行っています。

自賠責保険の運用益を活用した事業

自動車損害賠償保障法では、保険料の収入から保険金のお支払いまでの間の滞留資金から生じた収益（運用益）については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、その全額を準備金として積み立てることが義務付けられています。この運用益を将来の自賠責保険の収支改善にあてるほか、自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援、救急医療体制の整備等に活用することとしています。

自動車事故防止対策

- ・交通事故防止用機器の寄贈
- ・飲酒運転防止のための啓発事業支援
- ・歩行者を対象とした交通安全教育に関する研究支援
- ・高齢者のための安全運転・健康診断実施の支援



飲酒運転防止を呼びかける啓発活動

自動車事故被害者支援

- ・交通事故無料法律相談の事業支援
- ・交通遺児育成基金の援助事業の補助
- ・リハビリテーション講習会開催費の補助
- ・交通事故被害者への情報提供・研修会開催費用の補助
- ・交通事故遺族を対象としたグリーフケアに関する研究支援



リハビリテーション講習会

救急医療体制の整備

- ・高規格救急自動車等の寄贈（2025年度末時点：累計1,695台）
- ・救急医療機器の購入費補助
- ・ドクターヘリ体制整備補助
- ・救急外傷看護の研修会開催費用の補助



高規格
救急自動車



ドクターヘリ
講習会



救急外傷看護
の研修会

15 事業者向け保険の普及促進

損保協会では、事業活動を取り巻くリスクや事業者向け保険の理解促進および加入促進を図るため、特設サイトの開設や全国各地でのセミナーの開催等、各種啓発活動を実施しています。

特設サイト「企業のための保険ナビ」

事業者の方々に、事業活動に潜むリスクや保険に関する情報を提供することを目的として、「企業のための保険ナビ」を運営しています。本サイトでは、事業活動に潜む6大リスクや保険に関する情報を掲載しているほか、自社のリスクを確認できる「6大リスク診断」や、サイバー保険の特設ページも設けています。



https://www.sonpo.or.jp/sme_insurance/

中小企業におけるリスク意識・対策実態調査の実施

中小企業の経営者と従業員を対象に、事業活動を取り巻くリスクに対する意識・対策実態に関するアンケート調査を5年間（2021年～2025年）実施しました。5年間の調査報告書は特設サイト「企業のための保険ナビ」で公開しています。

啓発チラシ

中小企業を取り巻くリスク、リスクに備えるための保険等の情報を簡潔に紹介したチラシを作成し、特設サイト「企業のための保険ナビ」に掲載しています。



お役立ち動画

事業者向け保険の普及啓発動画をYouTubeおよび特設サイト「企業のための保険ナビ」で公開しています。

●あなたの会社のもしものために～入って安心「損害保険」～

中小企業へのインタビューをもとに、事業者が実際に直面した危機と保険による備えを紹介する3篇の動画。

●サイバーリスクと保険による備え

サイバー攻撃が企業に与える影響やサイバー保険によって補償される内容などをまとめた動画。



「想定外の災害」篇



「サイバー攻撃」篇



「備えておきたい」篇



「サイバーリスクと保険による備え」篇

地域での啓発活動

損保協会各支部において、各地の自治体等と連携し、企業のリスク対策をテーマとしたセミナーの実施等、啓発活動を行っています。

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

16 不正請求対策

損保協会では、2013年1月に「保険金不正請求対策室」を設置し、保険金不正請求対策活動に取り組んでいます。

保険金不正請求ホットライン

保険金不正請求にかかる情報を受け付ける通報窓口（保険金不正請求ホットライン）を設置し、通報された情報は損害保険会社と共有することにより、不正請求対策に役立てています。

<保険金不正請求ホットライン>

○インターネット受付

URL: <https://www.fuseiseikyu-hl.jp/>

受付時間: 24時間365日



○電話受付

受付番号: 0120-271-824

（不正は通報）

受付時間: 月曜日から金曜日

（祝日・損保協会の休業日を除く）

9:00~12:00、13:00~17:00



保険金の不正請求防止を訴える動画

保険金不正請求に関する意識調査

保険金請求における一般消費者のモラル意識の把握、業界での対策検討に向けた意識調査を実施しました。

2026年2月の調査結果では、若年層ほど保険金不正請求は「許されると思う」と回答した割合は高く、不正請求に対するモラル意識や理解不足の課題が浮き彫りとなりました。調査結果の詳細は、損保協会ホームページに掲載しています。

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2026/a5663v00000005ve9-att/260529_01.pdf

損保協会では、調査結果も踏まえながら、業界での保険金不正請求対策および損害保険制度の社会的役割の周知・啓発をより一層推進していきます。

警察庁および地域の警察との連携

地域の警察と損害保険各社で構成する「損害保険防犯対策協議会」を全国に設置し、損害保険を悪用した犯罪の排除に必要な情報交換、警察への捜査協力等を行っています。

また、警察からの捜査照会等にスムーズに対応するため、定期的に連絡会を開催し、保険犯罪防止に関する意見交換を行っています。



警察庁の後援を得て作成したポスター

保険金不正請求防止事案担当者表彰制度

2014年3月から、警察と連携を図り保険金不正請求防止に貢献した損害保険会社の担当者を、業界として表彰しています。

保険犯罪防止セミナーの開催

弁護士や調査会社等を講師に招き、損害調査担当者を対象に、不正請求の排除を目的としたセミナーを開催しています。

住宅修理サービス等でのトラブルに関する注意喚起

台風・豪雨・地震等の発生後には、住宅修理やリフォームに関し、「保険が使える」と言って勧誘する業者とのトラブル等が発生しています。損保協会では2013年度から独立行政法人国民生活センターの協力を得て注意喚起チラシを作成しています。さらに、損保協会ホームページへの特設ページの設置やインターネットの広告を通じて、注意喚起を行っています。また、「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」を開設し、災害に乗じて、火災保険・地震保険の請求を勧誘する悪質な業者とのトラブルなどに関する相談を受け付けています。損保協会では、会員会社や各地域の消費生活センター等と連携し、住宅修理サービストラブルの防止に取り組んでいます。

<保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル>

電話番号：0120-309-444（さあ連絡しよう）

受付時間：月曜日から金曜日

（祝日・損保協会の休業日を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

受付内容：「保険申請サポート業者から勧誘を受けた」、「保険申請サポート業者との契約を解除したい」等でお困りの方のご相談を受け付けます。



トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ

「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



注意喚起動画



若年層向け注意喚起動画

あなたの保険金が狙われています！
火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

1 甘い言葉で誘惑
「うちがサポートすると年間100万円は
戻さんもっていただきますよ。支払われた
保険金の使い道は自由です。」
「100万円ももらえんのか？
ぜひお願いします！」
「保険金は手数料なしで
申請いただけます。」
「ネット
サポートの手数料をとるの？
残ったお金では修理できないよ。」

2 知らない間に詐欺に加担
「保険が使える」と言われたら！
ご自分でご加入の「損害保険会社」が
「損害保険代理店」に
「保険申請サポート業者から勧誘を
受けた」、「保険申請サポート業者と
の契約を解除したい」等でお困りの方
のご相談を受け付けます。」
「その理由で保険金請求すると
詐欺に該当するおそれがあります。
保険金請求のためにわざと虚報を捏造する
業者も存在します。」
「もともと悪くなって
壊れている箇所もあるけど、
手当てに回すっていいのね…」

**トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。**
日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

作成：一般社団法人日本損害保険協会 協力：消費生活センター 金融庁 警察庁 国土交通省
一般社団法人日本損害保険代理店協会

「保険が使える」にご用心！
▶▶▶▶ あなたの身近でも増えています！ ◀◀◀◀
台風・豪雨・大雪・地震・火災などの自然災害の後にトラブルが多くなります。 半額割は
かかりません！

保険金の請求はご自分で簡単にすることができます。
保険会社・代理店にご連絡ください。
ご請求方法を詳しくご案内します。
必要なものの例：被害箇所の写真、
修理見積書 ※修理見積書作成に当たっては、
工務店など依頼先とのトラブル
にご注意ください。

台風や大雪による被害 地震による被害
地震保険の請求に修理見積書は必要なく、
より簡便に請求手続きができます。詳細な
請求方法は、保険会社・代理店まで
お問合せください。
一般社団法人日本損害保険協会（以下「協会」）は、
地震保険の請求手続きに協力しています。

**トラブル相談が
多く寄せられています。**
2022年度
トラブル相談件数 **2,124件**

**高齢者の相談が
多いです**
（平均年齢70.7歳）
70歳以上の
相談が約半数を
占めています

お問い合わせ先
消費生活センター 相談ダイヤル
0120-309-444（※お急ぎの方は
03-4332-5241）
一般社団法人日本損害保険協会 本部（東京都中央区）
03-4332-5241
※受付時間：平日午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）
※お問い合わせ先は、各都道府県の消費生活センター（以下「センター」）でも受け付けています。

「消費者ホットライン」
無料
24時間
受付
※利用料はかかりません。

注意喚起チラシ

16 不正請求対策

悪質なロードサービス業者とのトラブルに関する注意喚起

インターネット広告で格安等をアピールする一部のロードサービス業者に関するトラブルが多発しています。

「広告と異なる高額な費用請求を受けた」といった悪質なロードサービス業者に関するお客さまからのお問い合わせが会員各社に多く寄せられています。こうした悪質なロードサービス業者への対策として、損保協会ではホームページに注意喚起ページを開設したほか、各支部においても注意喚起の取り組みを行っています。

＜消費者調査による若い方に向けた注意喚起＞

2023年11月にはロードサービスに関する消費者意識調査を実施しました。消費者意識調査での若い方におけるロードサービス業者と消費者間のトラブルに関する認知率が低いという結果に基づきポスターを作成しました。

また、2024年度からインターネットの広告も実施しています。



自動車盗難防止対策

トー ナン
＜10月7日（盗難防止の日）の取り組み＞

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、盗難認知件数の多い地域において自動車盗難防止にかかる啓発活動を実施しています。

＜自動車ユーザーへの啓発活動＞

自動車盗難、車上ねらいから愛車を守るために、警察や防犯団体などと連携して、自動車ユーザーへの啓発活動を行っています。

自動車盗難防止ガイド2026
大阪府版自動車盗難防止ガイド2026
愛知県版

＜自動車盗難対策セミナーの開催＞

盗難認知件数の多い地域が合同で警察等を講師に招き、盗難手口の実情を学び防犯意識の向上および対策強化を目的としたセミナーを開催しました。

＜官民合同プロジェクトチームへの参画＞

2001年9月に設置された5省庁、19民間団体で構成されるプロジェクトチームに参画し、自動車盗難防止に取り組んでいます。官民合同プロジェクトでは、「自動車盗難等防止行動計画」（2002年1月策定、2026年2月改定）に基づき、自動車の使用者に対する防犯指導、不正輸出防止対策、広報啓発等を行っています。

17 交通安全対策

交通事故の削減に向けた啓発活動

損保協会は、交通事故の削減により、被害者とともに加害者も減少する社会の形成に向けて様々な事故防止の取組みを推進しています。

全国交通事故多発交差点マップの公開

交差点は、人や車が多く行き交うため、交通事故が起きやすい場所です。交差点・交差点付近での交通事故防止を目的として、危険な交差点の特徴や事故の原因・予防策等を知ってもらうために、都道府県警察の協力のもと、損保協会ホームページに「全国交通事故多発交差点マップ」を公開しています。

同コンテンツには年間190万PVを超えるアクセスがあり、一般消費者のほか、行政や企業関係者の方々に幅広くご活用いただいています。



全国交通事故多発交差点マップ



ワースト交差点情報
(東京都池袋六ツ又交差点の例)

自転車事故の防止活動

自転車事故の実態や安全な乗り方と事故への備えをまとめた「知っていますか?自転車の事故」と、事故にあわないための乗り方を学ぶ「小学生のための自転車安全教室」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。また、「小学生のための自転車安全教室」をどの学年でも交通安全教育用副教材として活用いただけるように、「教師用学習指導案」を作成しています。

なお、公益財団法人消費者教育支援センターによる「消費者教育教材資料表彰」において「知っていますか?自転車の事故」は最優秀賞を、「小学生のための自転車安全教室」は優秀賞を受賞しています。



知っていますか?
自転車の事故

小学生のための
自転車安全教室

教師用
学習指導案

高齢者の交通事故防止活動

高齢ドライバーや高齢歩行者が当事者となる交通事故を防止するため、反射材や啓発チラシを活用して、高齢者への安全運転、歩行中の事故防止の呼びかけを行っています。

また、映像コンテンツとして、動画「みんなで実践!交通事故防止!」を損保協会ホームページで公開しています。



(©2026 Pokémon. ©1995-2026 Nintendo/
Creatures Inc. /GAME FREAK inc.)

高齢者向け交通事故防止啓発チラシ



高齢者向け交通事故防止啓発動画



反射材普及啓発動画「はなちゃんとおばあちゃん」



反射材普及啓発チラシ

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故・災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

17 交通安全対策

特定小型原動機付自転車の事故防止活動

2023年7月から、電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車は、16歳以上であれば運転免許がなくても運転ができるようになりました。

このため、特定小型原動機付自転車の安全利用に資するよう、損保協会ホームページに、よくある法令違反や事故類型、新たな交通ルール等、利用者が知っておくべきポイントを公開しています。

また、特定小型原動機付自転車は自賠責保険に加入する必要があるため、あわせて保険に関しても啓発しています。

▶ 各種フェアへの協賛・協力

地方自治体等が交通安全の啓発を目的として主催する「交通安全キャンペーン」等のイベントに協賛・協力し、損保協会の交通安全の取組みを積極的に紹介しています。

▶ 飲酒運転防止の取組み

飲酒運転防止マニュアルの作成

企業の経営者、安全運転管理者等が飲酒運転防止の社員教育や研修を行う際の手引きとして、「飲酒運転防止マニュアル」を作成しています。

[掲載内容例]

- ・飲酒運転事故の現状
- ・飲酒運転に対する法規制
- ・危険運転致死傷罪が適用された飲酒運転事故の例
- ・アルコールの与える影響
- ・飲酒運転防止対策の事例
- ・飲酒（運転）問題に取り組む団体等
- ・飲酒運転事故に対する自動車保険の補償範囲 等



飲酒運転防止マニュアル

飲酒運転させないTOKYOキャンペーン推進委員会への参画

東京都の推進委員会に参画し、情報の提供を行っています。

▶ 要望・提言

安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的に、東京都都民安全総合対策本部に「東京都交通安全計画」に関する意見書を2026年3月に提出しました。

18 防災・防犯対策

防災教育の推進

「ぼうさい探検隊」の実施

「ぼうさい探検隊」は、子どもたちが楽しみながら、まちを探索し、まちにある防災・防犯・交通安全の施設・設備を発見して、マップにまとめる実践的安全教育プログラムです。マップ作成後は、発表を通してまちの安全・安心を振り返ります。子どもたちの防災意識が高まるだけでなく、地域防災力の強化にもつながります。

この「ぼうさい探検隊」は、内閣府のホームページ「災害被害を軽減する国民運動」のページでも紹介されています。



- ① まちなかを探検**
防災・防犯や交通安全に関するさまざまな施設や設備をチェックします。



- ② マップを作成**
集めた情報や写真を使って、オリジナルのマップを作成します。



- ③ 探検の成果を発表**
グループごとに発表し合い、あらためて探検を振り返り、防災・防犯・交通安全への意識を高めていきます。

<マップコンクールの開催>

ぼうさい探検隊で作成したマップを対象に、マップコンクールを開催しています。

第22回となる2025年度は、全国47都道府県の小学校や児童館・子ども会・消防少年団など407団体から6,665名の児童が参加し、1,289作品の応募がありました。表彰については、入賞団体に向けた表彰動画を作成し、審査員の講評や入賞団体からのコメントを紹介したほか、各入賞団体へ赴いて、現地での表彰式を実施しました。



第22回小学生のぼうさい探検隊マップコンクール表彰式動画

<活動支援ツールの提供>

ぼうさい探検隊の活動支援ツールとして「実施マニュアル」「事前学習の手引き（電子ブック）」「事前学習動画」等を提供しています。また、地図や写真を取り込み、デジタルマップを作成できる「まち探検アプリ」を搭載したタブレットを貸し出しています。指導者の方々の事前準備が簡素化でき、子どもたちのICT教育としても活用が可能です。



実施マニュアル



事前学習の手引き



事前学習動画



タブレット端末



タブレットを使用したマップの例

「ぼうさいダック」の普及

幼児向けに、安心・安全の「最初の一步」を学んでもらうため、災害から身を守るポーズを遊びながら学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。

毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園・保育所・小学校低学年の行事や授業などで活用されています。



はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

18 防災・防犯対策

ハザードマップの利活用推進に向けた取り組み

損保協会では、自分の住むまち等の自然災害リスクの理解を促し、地域の特性に応じて防災・減災への意識を高めることを目的として、全国の自治体が作成するハザードマップの利活用推進に向けた取り組みを実施しています。

水災発生時の個人の防災計画（マイ・タイムライン）を作成できるWebコンテンツ「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」を公開しています。①ハザードマップを確認して自身を取り巻く水害リスクをチェック、②台風が発生してから川の水が氾濫するまでの備えを考える、の2ステップで作成でき、完成後はPDF化して、家族や知人とメールやLINE等での共有が可能です。

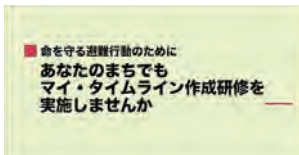


そんぽデジタル・マイ・タイムライン

このほか、ハザードマップの活用方法の解説ツール等を作成し、展開しています。

<損保協会のハザードマップツール>

- ・副読本「ハザードマップと一緒に読む本」
- ・動画「動画で学ぼう！ハザードマップ」
- ・チラシ「ハザードマップで自分のまちの危険を知ろう！（水災害・地震災害）」
- ・チラシ「水災への備え、本当に大丈夫ですか？」
- ・マイ・タイムライン作成研修イメージ動画
- ・自治体向けマイ・タイムライン作成研修実施推進動画
- ・「動画でわかる！そんぽデジタル・マイ・タイムラインの作り方」



「防災教育支援ツール」の提供

「ぼうさい探検隊」「ぼうさいダック」に加え、「eラーニングコンテンツ」「防災教育副教材」の内容を取りまとめ、年齢層や学習段階に応じて、教育現場で幅広く活用いただく際の手引きとして、「防災教育支援ツール」を作成しています。



地域の防災力向上への取り組み

防火標語・ポスター制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安心・安全に貢献するため、総務省消防庁と連携して、「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作しています。同ポスターは、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用されます。



防火ポスター

<過去5年間の全国統一防火標語・ポスターモデル>

年度	全国統一防火標語	ポスターモデル
2022年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心	天翔愛(てんしょう あい)さん
2023年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来	野口絵子(のぐち えこ)さん
2024年度	守りたい 未来があるから 火の用心	山崎玲奈(やまさき れな)さん
2025年度	急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし	田畑志真(たばた しま)さん
2026年度	火の確認 いい日を支える いい習慣	塚本恋乃葉(つかもと このは)さん

軽消防自動車の寄贈

地域の防災力の強化に貢献するため、1952年度から軽消防自動車等を寄贈しています（2025年度末時点：累計3,531台）。



軽消防自動車

自然災害の防災・減災に資する取り組み

自然災害の発生実態や地域特性に基づき、各地域において防災・減災に資する消費者向けの啓発取り組みを推進しています。各地の自治体等と連携したセミナーやシンポジウムの開催、啓発動画の公開を通じ、防災・減災に関する意識高揚を図っています。

<2025年度の主な取り組み>

実施場所	取り組み概要
北海道	防災イベント「ほっかいどう防災ひろばin大和ハウスプレミストドーム」参画
宮城県	震災伝承動画の制作（2026年4月に一般公開）
山梨県	山梨県地震防災シンポジウム
長野県	防災セミナー in 長野
愛知県	親子で学ぶ 防災・減災ピクニック2025
京都府	防災・減災セミナー
高知県	高知県地震防災セミナー「知って備える南海トラフ地震」
熊本県	地震に備える防災セミナー

「ぼうさいこくたい2025」に参画

2025年9月6日～7日に新潟県新潟市で開催された内閣府、防災推進協議会および防災推進国民会議が主催する総合防災イベント「ぼうさいこくたい2025」に参画しました。

損保協会のセッションでは有識者による基調講演とトークセッションを行い、地域の行事で育む防災力の重要性や地震保険の有用性について発信しました。また、本セッションの様子をメインとした防災特番が、BS日テレおよびテレビ新潟で放送されました。



また、同大会を締めくくるクロージングセッションには、防災推進協議会の運営委員長を務める流友之(損保協会業務企画部長)が登壇し次年度の開催地が「鳥取県」となる旨を発表しました。

BS日テレ防災番組の制作協力

損保協会では、BS日テレの「みんなの防災スイッチON!～巨大地震への備え～」と題した全6回の5分番組の制作に協力しました(2026年1月～3月放送)。

この連続ミニ番組では、地震防災について各回異なるテーマで各地取材し、地域の防災取り組みや地震保険が生活再建に役立った事例などを紹介して、いっどこで起きてもおかしくない地震災害から命と暮らしを守るための「備え」の大切さを伝えました。なお、同番組は、2026年1月3日から2月7日にかけて本放送、2月11日から3月18日にかけて再放送しました。

みんなの防災 スイッチON!
～“大地震”命を守る事前の備え～

- 第1回放送(1月3日・2月11日)「能登半島地震の体験を明日の備えに」
- 第2回放送(1月10日・2月18日)「震災時「命を守る」最新技術」
- 第3回放送(1月17日・2月25日)「知られざる『帰宅困難』問題」
- 第4回放送(1月24日・3月4日)「救援はすぐには来ない?孤立から自立へ」
- 第5回放送(1月31日・3月11日)「マンションでの被災生活のための備え」
- 第6回放送(2月7日・3月18日)「被災後の『マンション復旧』のための事前の備え」

そんぽ防災Web

2018年3月に、損害保険ならではの特長を活かした「防災に役立つ」情報を提供する、「そんぽ防災Web」を開設しました。

本サイトは、「掲載コンテンツの閲覧・利活用を通じて防災リテラシーの底上げを目指す」ことをコンセプトとして、地震や風水害に備えるためのコンテンツや、防災教育に関する各種ツール等を提供しているほか、自然災害を補償する損害保険に関する情報を掲載しています。オリジナルコンテンツの「そんぽ風水害データベース」は過去に発生した主な風水害の概況や被害状況と支払保険金に関するデータをマッチングさせたもので、都道府県別、発生年別、「台風」や「豪雨」といったキーワードにより、災害毎の支払保険金を調べることができます。

▶ 防犯に係る啓発活動

「子どもを犯罪・事故から守る手引き」の作成

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考えることで、防犯への意識を高めていくことを目的として、「子どもを犯罪・事故から守る手引き」を損保協会ホームページに掲載しています。

19 環境問題対策

環境取組みに関する行動計画

「環境取組みに関する行動計画」を策定し、環境問題に取り組んでいます。

行動計画の主な項目

1. 損害保険業を通じた取組み
2. 社外への情報発信
3. 地球温暖化対策
4. 循環型経済社会の構築
5. 社内教育・啓発
6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
7. 他の企業や組織等との協働
8. 環境関連法規等の遵守

環境問題に関する目標

経団連が産業界の自主的な取組みとして策定した「カーボンニュートラル行動計画」および「循環型社会形成自主行動計画」の趣旨を踏まえ、損保協会および会員各社は、地球温暖化の大きな原因である「CO₂の排出削減」および循環型社会形成に向けた「廃棄物の削減」に関する目標を定め、取り組んでいます。

CO₂の排出削減に関する目標 (カーボンニュートラル行動計画の取組み)

<数値目標>

1. 2030年度までに、2013年度比で床面積あたりの電力消費量におけるCO₂排出量を51%削減する。

<数値目標以外>

2. 主体間連携の強化
 - ・低炭素社会への取組みを後押しするような商品やサービスを積極的に開発して提供する。
 - ・約款や証券のWeb化、募集時のタブレット端末等使用を積極的に推進する。 等

3. 国際貢献の推進

- ・進出している海外の国や地域において、保険商品や金融サービスを通じた地球環境の保全に役立つ取組み等を推進する。

4. 革新的技術の開発

- ・保険商品や金融サービスを軸にした研究開発を行い、気候変動リスク等の環境問題に対応した商品やサービス等を社会に広く提供する。

廃棄物の削減に関する目標(循環型社会形成自主行動計画の取組み)

<各保険会社の取組み>

1. 社内の廃棄物処理体制を確立し、事業所から排出される一般事業系廃棄物量の削減を推進させるとともに、収集業者等との連携によって、分別回収を徹底し、リサイクル率の向上に努める。
2. 事務用品の購入に際しては、環境配慮製品の利用率の向上に努める。
3. OA用紙の使用に際しては、両面コピーや2in1コピー、タブレット端末等使用の積極的な活用によって、それぞれが定める削減率等の目標に向けて使用量を抑制する。
4. 廃棄物最終処分量削減に向けて、契約手続き(申込書類)のデジタル化、更新案内、約款、保険証券、その他お客様通知物の電子化等により、ペーパーレスの取組みの推進に努める。
5. マイバッグおよびマイボトル持参を推進する。
6. 社員食堂等でのプラスチック製カップ・ストローの廃止、もしくは紙製への切り替えを行う。

<自動車保険を通じた社会への働きかけ>

自動車リサイクル部品の活用を推進する。

エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発活動を2004年度から行っています。

エコドライブ普及連絡会（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）が定めた「エコドライブ10のすすめ」のうち、交通安全に関係の深い3項目を、特に「エコ安全ドライブ3か条」として、CO₂の削減による環境保全と交通事故の少ない社会の実現に向けて、その普及に取り組んでいます。

具体的な取組みとしては、当該3か条を紹介したチラシを作成し、損保協会ホームページでの掲載等を行っています。



「エコ安全ドライブ」チラシ

エコ安全ドライブ3か条

3つのポイントを実践することで環境保全と交通安全の両方に効果をもたらします。

1. ふんわりアクセル「eスタート」
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
3. 減速時は早めにアクセルを離そう

自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用を推進しています。

具体的には、自動車関連団体と共同でリサイクル部品活用推進キャンペーンを実施し、チラシ・ポスターを作成のうえ、全国で啓発を行っています。



リサイクル部品活用推進チラシ
(本チラシの掲載内容は、2025年時点のものです。)

損保協会の取組み

損保協会は、「環境取組みに関する行動計画」に基づき、環境取組みの仕組みを構築し、「気候変動対応方針」を定めて自らの事業を通じて排出される温室効果ガスの削減を図ることにより、地球環境の保全に取り組んでいます。具体的には、ペーパーレス化の推進、不在時の事務室消灯、冷暖房の効率的利用（夏28℃、冬20℃）、環境配慮商品の購入・利用、再生可能エネルギー電力の購入等を行っています。

20 地域特性に応じた各支部の取組み

損保協会各支部は、各地域の関係機関と連携し、事故、災害および犯罪の防止・軽減に資する取組みや地域の特性に応じた取組み等を行っています。

北海道支部

地域特有の事故防止、防災・減災にかかる取組み、保険の普及啓発等を行っています。

●防災・減災の取組み

「ほっかいどう防災ひろばin大和ハウスプレミストーム」に参画。地震災害への備えを呼びかけ、被災した際の一助となる地震保険について周知した。

●スノーダクト凍結による漏水事故防止

冬季に多発するスノーダクト凍結による水漏れ事故防止を呼びかける啓発チラシを作成。実際に詰まったダクトや漏水被害の写真で注意喚起を図り、ダクトの清掃方法など防止策の情報を掲載した。



●自動車のスリップ事故・エゾシカとの衝突事故防止

冬季に多発するスリップ事故防止と、路上に飛び出たエゾシカとの衝突事故防止を呼びかけるチラシを作成。両事故とも10月以降に増加することから、両面に印刷したチラシで事故防止を呼びかけた。



●自転車乗車時のヘルメット着用推進

北海道警察と連携して作成した、自転車ヘルメット着用推進メッセージ動画「思いをつなぐその日まで」をYouTubeに公開。世代別でヘルメット着用率が最も低い高校生をターゲットとして自転車乗車時のヘルメット着用推進に向け、講演などで周知した。



<動画の一場面>

東北支部

東北6県において、防災・減災や保険の普及啓発、交通事故防止等の取組みを行っています。

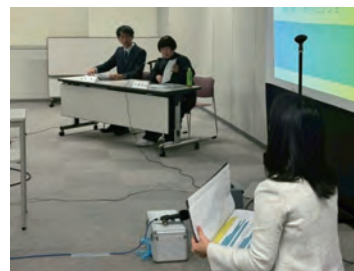
●震災伝承と地震保険の普及促進

東日本大震災から15年が経ち、震災の記憶を風化させることなく、災害から学んだ経験や教訓を次代の保険会社社員・代理店等へ伝承するために伝承動画を制作した。また、3月11日を中心に東北6県で地震保険街頭啓発活動を実施した。



●火災保険水災補償の普及促進

火災保険水災補償の付帯率が東北ワースト1(全国ワースト4)の山形県で、代理店向けのセミナーを実施。専門家による講演や被災者・代理店によるパネルセッションなどを通じて、代理店への情報提供を行った。



●交通事故防止

岩手・宮城・秋田県で、警察・県と連名で交通事故防止啓発チラシを作成するとともに、街頭啓発活動を実施。岩手県では、2026年4月の自転車交通反則通告制度(青切符)導入に向け、関係者と連携して注意喚起を行った。



関東支部

1都9県の地域課題を踏まえて、様々な取組みを行っています。

●損害保険リテラシーの向上

・成年年齢の引下げに伴い、高校生が身の回りのリスクに自ら備える力を身に付ける必要が高まってい

ることから、各県の公民科・家庭科・商業科研究部会へ損保協会の教材活用を働きかけ、複数の高校で授業が実施された。

- 山梨県の要請を受け、山梨県地歴公民部会で、30名の教員を対象に「明るい未来へTRY!」を活用した模擬授業を行い、各高校での損害保険授業の実施を促した。



●地域防災力の強化・ハザードマップの普及促進

- 新潟・山梨・茨城・長野・群馬の5県の自治体との共催等による防災セミナーを実施し、自治体との新たな連携関係を構築するとともに、有識者・防災関係団体・商工団体やマスコミ等とのネットワークを拡大した。参加者アンケートでは理解度・意識変化・行動変容の各指標で高い評価を獲得し、地域住民の防災意識向上と経済的備えの普及促進に貢献した。
- 茨城県でサイエンスショーや防災クイズを取り入れた参加型イベントを実施したほか、新潟県では被災地の経験を踏まえた啓発活動を展開するなど、地域ごとの特色を活かした取り組みを行った。さらに、新聞報道や動画配信等を通じて、セミナー参加者以外への波及効果も創出した。



●不正請求防止

自動車盗難が多発している茨城県・千葉県で警察と連携し、チラシ・ポスター・動画など多様な手法により県民に注意喚起を行った。特に千葉県では漫画家・本宮ひろ志先生の協力を得て「サラリーマン金太郎」の主人公・矢島金太郎と「俺の空」の主人公・安田一平刑事が複数の盗難防止対策をわかりやすく周知した。



●中小企業向け保険の普及促進

- 経済産業省関東経済産業局と連携して、2024年8月の台風10号で被災した神奈川県の被災企業・商工団体に実施した調査結果を踏まえ、共同で「中小企業向けジギョケイセミナー」を開催し、リスクファイナンスと保険付保の重要性を訴えた。
- 千葉県・栃木県で、昨今のサイバー被害を踏まえた緊急啓発セミナーを実施し、注意喚起を行った。

●交通事故防止

自転車用ヘルメットの着用率が低い千葉県（全国ワースト4）で、県等と連携して着用推進の啓発チラシを作成した。また、教育委員会等を通じて、県内すべての高校へ配布し、着用促進を図った。

中部・北陸支部

南海トラフ巨大地震等に備える防災・減災の取組みや、交通事故および自動車盗難の防止に向けた取組み等を行っています。なお、2026年4月に、中部支部と北陸支部が統合し中部・北陸支部となりました。

●南海トラフ巨大地震等への備え

- 災害時に政府・自治体・業界団体などが広域的に連携した活動を円滑に行うための会合「中部防災推進ネットワーク」を運営し、防災力向上を図っている。
- 地域防災力向上のため、名古屋大学の福和伸夫名誉教授をナビゲーターに、名古屋大学博物館と共催で「防災・減災ピクニック」を開催した。



- 福井県で、事前の備えの重要性を学ぶ「ふくい地震防災セミナー」を開催し、災害への備えや地震保険の重要性について啓発した。



●交通事故防止

- 各県警察と連携して、愛知県で高齢者交通事故防止対策、静岡県で高齢運転者事故防止対策、石川・富山・福井県で飲酒運転撲滅対策に関する啓発活動を行った。
- 岐阜県警察と連携して、元中日ドラゴンズ選手の山崎武司氏に1日交通部長を委嘱し、交通安全啓発イベントを実施した。

20 地域特性に応じた各支部の取組み

- ・三重県警察から交通事故防止・ヘルメット着用推進のためのセーフティ・バイシクルリーダーを委嘱された県内の高校生に、啓発活動用のオリジナルヘルメットを贈呈した。

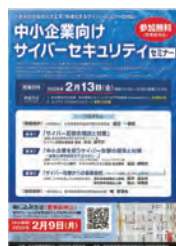
●自動車盗難防止

- ・愛知県は自動車盗難認知件数が全国ワースト1であるため、無料でハンドルロックを貸し出すなど、盗難防止機器の使用・普及を呼びかける活動を行った。
- ・「Japan Mobility Show Nagoya 2025」に愛知県警察と連携して出展したブースで、盗難車や盗難防止機器を展示し、来場者に自動車盗難防止対策を呼びかけた。



●中小企業向け保険の普及促進

愛知県で「中小企業向けサイバーセキュリティセミナー」を開催し、サーバー攻撃への備えとしての保険の必要性を啓発した。



近畿支部

近畿2府4県において、防災・減災や自動車関連犯罪防止、交通事故防止等、地域の課題解決に向けた様々な取組みを行っています。

●防災・減災の取組み

2021年に京都府と締結した「損害保険に関する防災連携協定」に基づき、京都府「防災・減災セミナー」を開催し、京都大学の矢守克也教授による基調講演やパネルディスカッションを通じて、府民一人ひとりが「ジブンゴト」として防災・減災に向き合うことの大切さを訴えた。



●自動車関連犯罪防止

大阪府警察・京都府警察・兵庫県警察が推進する三都広域防犯対策プロジェクトと連携して、アニメ「パウ・パトロール」とタイアップした啓発ポスター・チラシ

を作成し、自動車関連犯罪防止の啓発活動を行った。



●交通事故防止

- ・大阪府と兵庫県の交差点が全国の事故多発交差点(2024年)のワースト5に複数ランクインしたことから、大阪府警察・兵庫県警察と連携して、交通事故防止に向けたチラシによる啓発を行った。
- ・大阪市主催の「自転車マナーアップ体験イベント」に出展し、来場者へ自転車事故に備える保険を啓発した。

●サイバーリスクの啓発

近畿経済産業局、大阪商工会議所、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)と連携して、中小企業向けサイバーセキュリティ対策セミナーを開催し、最近のサイバー攻撃の手口や被害状況など実例を交えた解説やサイバー保険の紹介等を通じて対策の重要性を啓発した。



中国・四国支部

防災力の強化や交通事故防止など地域の課題解決に向けた取組みを行っています。

●防災力の強化

- ・広島市で「みんなで学び実践しよう! 防災・減災」をテーマに広島大学と連携した防災イベントを開催し、有識者や気象予報士から自然災害発生の仕組みの解説や備えの大切さを呼びかけた。
- ・高知市で「知って備える南海トラフ地震」をテーマに防災セミナーを開催し、高知県南海トラフ地震対策課やこうち減災女子部による防災および災害対策の啓発を行った。
- ・南海トラフ巨大地震の影響を受ける徳島県で、徳島県危機管理部と連携して県民向けの地震保険啓発チラシポスターを作成し、県民への啓発活動を推進した。



●交通事故防止

- ・高齢者の交通事故を防止するため、反射材を所管地域の各県警察などに提供するとともに、広島・岡山・山口・鳥取・愛媛・徳島・高知の各県では「反射材付きチラシ」を活用した啓発活動を行った。
- ・2021年度から継続している岡山県交通安全の取組みとして、岡山県警察をはじめとした参画団体と連携した県民向けの啓発チラシ・ポスターを作成し、県民への啓発活動を推進した。



●中小企業へのリスク啓発

中国経済産業局や四国経済産業局、各県の中小企業診断士協会や損害保険代理業協会、県警等と連携して「自然災害リスク」「サイバー攻撃リスク」等のテーマでセミナーを広島(3回)・島根・愛媛・徳島の各県で計6回開催し、中小企業関係者や中小企業診断士等にリスクへの備えの大切さを啓発した。



九州・沖縄支部

地震をはじめとする自然災害リスクの啓発、防災・減災、不正請求防止、サイバーリスクの啓発および飲酒運転防止等の取組みを行っています。

●自然災害リスクと保険の啓発

- ・熊本地震から10年の節目を迎え、震災当時を振り返り、防災・減災や地震保険を含めた「備え」を再確認してもらうため、セミナーを開催した。
- ・「宮崎県防災の日フェア」で、来場者に自宅や勤務先の周辺をハザードマップで確認してもらい、地震・津波リスクを認識してもらったうえで、地震保険が被災者の生活の安定に寄与することなどについて周知した。
- ・沖縄県における災害対策の現状と課題、事業継続力強化計画策定の必要性などを学ぶことを目的と



して、中小企業経営者などを対象としたセミナーを開催した。

●防災・減災の取組み

- ・ぼうさい探検隊について、沖縄県主催の指導者講習会で講師を務めるなどの取組みを行った結果、入選作品9賞のうち4賞を沖縄県の3団体、鹿児島県の1団体が受賞したことから、受賞団体を訪問し、表彰式を開催した。
- ・福岡県青少年育成県民会議から紹介された、吉富町・吉富町教育委員会主催の「よしとみこどもジョブキャンパス」に出展し、通学路の危険箇所等を小学生と確認して地域安全マップを作成した。



●不正請求防止

沖縄県警察主催の「防犯フェア2025」で、警察とともに災害便乗商法等のチラシを配布し、県民に注意喚起を行った。

●サイバーリスクの啓発

佐賀県警察と佐賀県内の商工4団体等が共催した「佐賀県サイバーセキュリティセミナー」を後援し、講師を派遣、サイバー攻撃に備える保険の紹介やサイバーセキュリティ対策について、中小企業経営者を中心に啓発した。



●飲酒運転防止

- ・福岡県で「交通事故をなくす福岡県県民運動本部」が主導する「飲酒運転撲滅週間」の時期に合わせて、飲酒運転撲滅および高齢者事故防止を訴える「のぼり旗」800枚を制作し提供。ガソリンスタンドや駐車場等に設置され、交通安全の啓発に活用されている。
- ・沖縄県は飲酒運転事故率が全国ワースト1であることから、飲酒運転根絶に向け、警察と連携したチラシ・ポスターなどを活用し、飲酒の機会の多くなる年末年始にドライバーへの注意喚起を行った。



21 募集人に対する試験・教育等

損害保険商品の説明や契約の手続きなどで、お客さまの窓口となるのは主に損害保険代理店（代理店）です。

このため、損保協会では、保険募集のさらなる品質向上を図るために、代理店の募集人に対して、次の試験制度等を実施しています。

損害保険募集人一般試験（損保一般試験）

募集人が保険募集にあたり必要となる募集品質の確保・向上を図ることを目的に、損害保険募集人一般試験（損保一般試験）を実施しています。

損保一般試験は、基礎単位・商品単位（自動車保険・火災保険・傷害疾病保険）により構成されており、試験の合格を保険募集のための要件としています。

また、更新制を採用し、最新の業務知識や商品知識を5年ごとに検証しています。

損害保険大学課程（損保大学課程）

損保一般試験に合格した募集人がさらなるステップアップを目指す仕組みとして、損害保険大学課程（損保大学課程）を実施しています。

損保大学課程は、保険募集に関連の深い専門知識を修得するための専門コースと、実践的な知識・スキルを修得するためのコンサルティングコースにより構成されています。また、5年ごとの更新制を採用しています。

各コースの試験に合格した募集人は、コースに応じて損害保険プランナー、損害保険トータルプランナー

に認定されます。

2026年7月末時点の損害保険プランナー（専門コース認定有効者）は34,605名、損保協会が認定する募集人資格の最高峰である損害保険トータルプランナー（コンサルティングコース認定有効者）は17,802名です。

法令等遵守責任者資格

改正保険業法において、特定大規模乗合損害保険代理店に設置が義務付けられる法令等遵守責任者および統括責任者（法令等遵守責任者等）を対象とした資格制度です。

法令等遵守責任者等は、代理店の内部管理・内部統制や、募集人に対する教育・指導・管理を行う立場にあり、保険募集に関する法律知識や内部統制等に関する知識に加えて、損害保険と関連の深い税務や社会保険制度に関する知識の修得が求められます。

本資格は、損保大学課程専門コースの有効な認定取得に加え、関連する動画教材の学習を取得要件としており、代理店における内部管理体制の実効性を確保します。



（注）実際に発行されるシンボルマークには「sample」の文字は入りません。

募集人・資格情報システム

募集人の資格情報等を一元的に管理する募集人・資格情報システムを運営しています。

本システムにより、募集人自身が損保一般試験や損保大学課程等の資格の有効期限等を確認し、各種試験の受験管理等ができるようになっています。

募集コンプライアンスガイドの策定

会員各社が募集人を指導する際のガイドブックとして、募集コンプライアンスガイドを策定しています。

このガイドでは、保険業法等に規定されている保険募集に関する事項を体系的に整理するとともに、募集実務の標準例を示すことで、保険募集の際に留意すべき事項についてわかりやすく解説しています。

昨今の保険募集を取り巻く環境等を踏まえ、同ガイドを随時更新しています。

会員各社の取組みの例

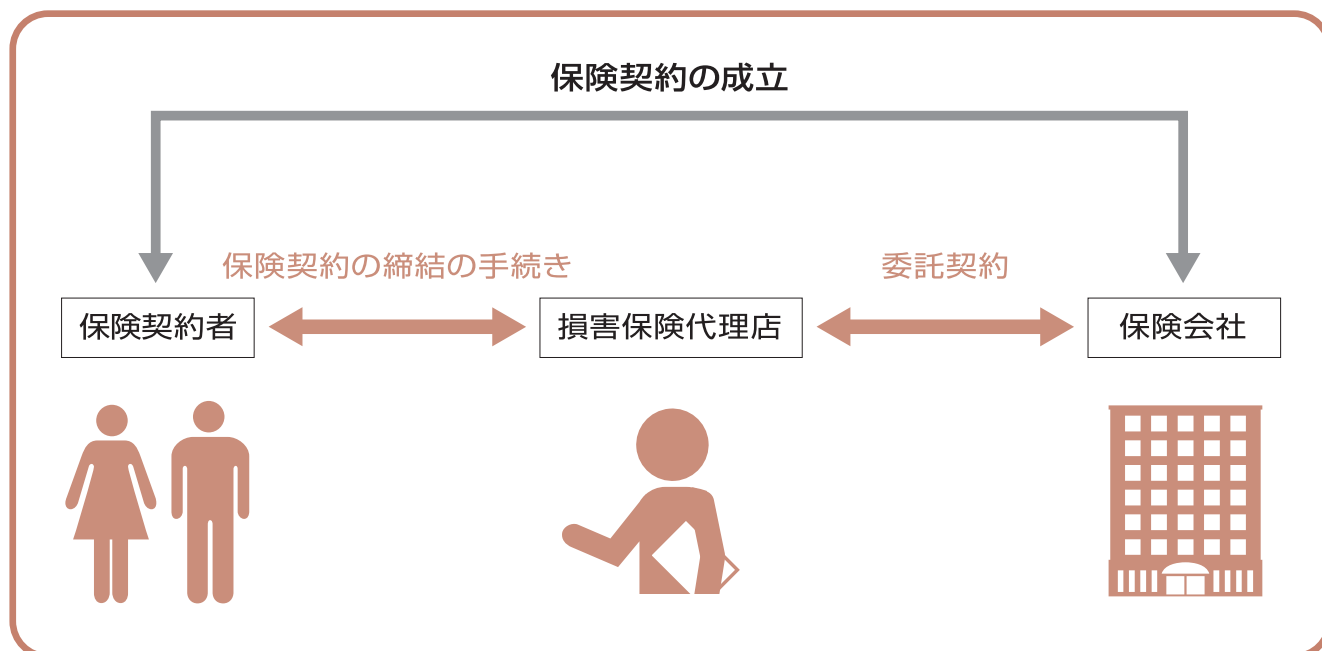
●独自の販売資格制度の導入

第三分野商品（医療保険、がん保険等）専門の販売資格等、会員各社独自の販売資格制度を導入しています。

●募集に関するお客さまアンケートの実施

損害保険の募集時における募集人の商品説明等に関するお客さまアンケートを実施しています。お客さまからの回答を分析・検証し、保険募集のさらなる品質向上に向けた取組みに活用しています。

参考：代理店の役割



代理店には、保険会社との委託契約により保険会社の代理人として保険契約を締結する権限が与えられています。

契約者が代理店に対して申込書により申込みを行い、代理店が承諾すれば、保険会社との間で保険契約が有効に成立したことになります。

(注) 保険会社または保険の種類によっては代理店の権限が媒介となっていることがあります。この場合には、後日保険会社が引受けを承諾したときに契約が成立します。

22 損害調査関係の試験・研修

損害保険の最大の使命は、万一の事故が起きた際に、適正な保険金を迅速に支払うことです。

損害保険各社では、適正・迅速かつ公平な保険金支払いを実現するため、次のように損害調査体制を整備しています。

損害調査拠点と損害調査担当社員

全国各地どこで事故が発生しても直ちに対応できるよう、損害保険会社は、全国1,222か所の損害調査拠点を設け、そこに30,843名の損害調査担当社員を配置しています(2026年4月1日現在)。

また、損害調査担当社員の知識向上のため、損害保険各社では各種研修を実施するほか、損保協会においても医療研修、アジャスター研修や地震保険損害処理研修などを実施しています。

自動車保険のアジャスター

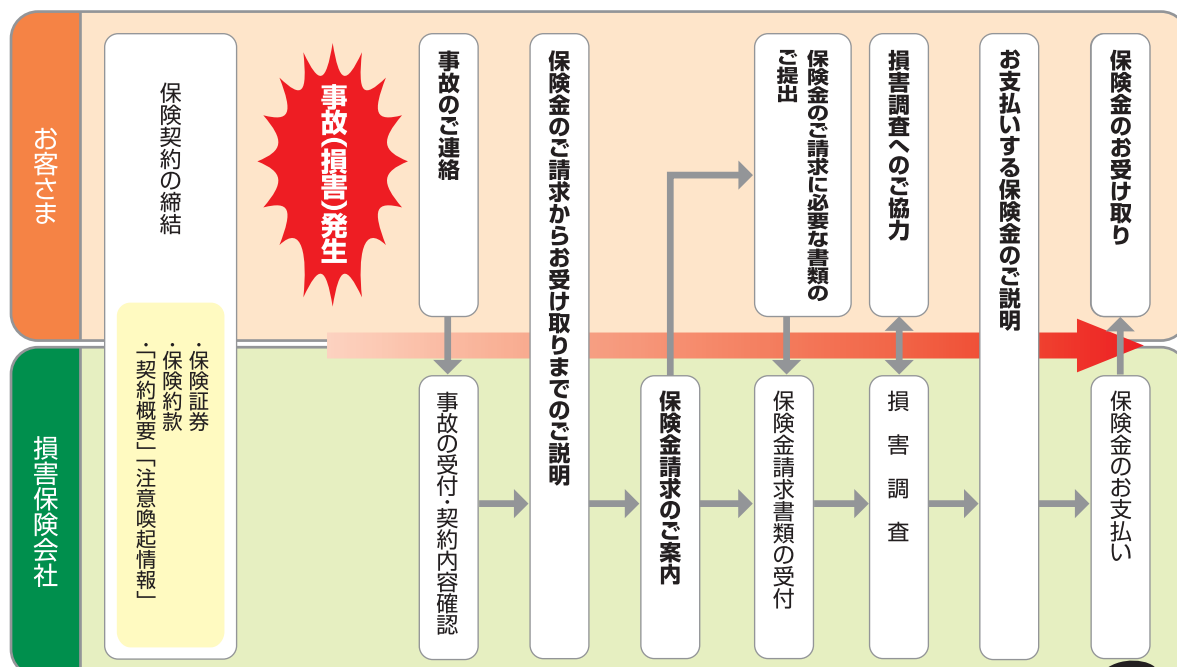
アジャスターとは、自動車の物損事故による損害額や事故の原因・状況などを調査する専門家で、7,169名(2026年4月1日現在)が損保協会に登録されています。アジャスターは各種研修を通じて調査技能の向上に努めています。

火災・新種保険の損害保険登録鑑定人

損害保険登録鑑定人とは、損害保険会社から委嘱を受け、建物・動産の保険価額の評価、損害額の算定、事故の原因・状況などを調査する専門家で、6,419名(2026年4月1日現在)が損保協会に登録されています。

参考：事故の連絡から保険金の受け取りまでの流れ

事故の連絡から、保険金の受け取りまでの一般的な流れです。



交通事故や盗難、火災などの事故が発生した場合には、損害保険会社への連絡の前に、ケガ人の救護などを行い、警察署や消防署などの公的機関に事故の届出等を行ってください。保険金の請求の際に事故の証明書が必要となる場合があります。(特に、交通事故における人身事故の場合には、「人身事故」として警察署に届出を行ってください。)



23 医療研修等事業

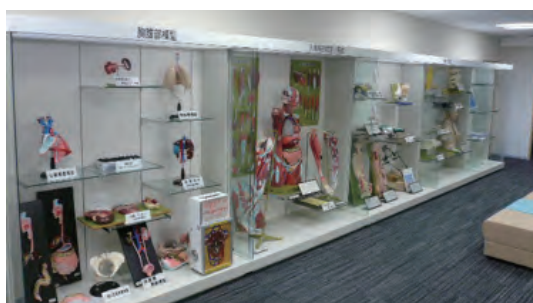
1984年自賠責保険審議会答申で指摘された医療費支払い適正化に係る研修の強化を受けて、1985年に医研センターを設立しました。医研センターでは、損害保険会社の社員等に対する医療研修を通じて医療費支払いの適正化と被害者の早期社会復帰を図っています。

医療コース研修

医師の説明を理解し、医師との基本的なコミュニケーションが可能な人材の育成を目的として、損害サービスに携わる損害保険会社の社員等を対象に最良の医学・医療知識を学ぶ機会を提供する研修を実施しています。第一線の臨床現場で活躍中の医師を中心とした講師を迎え、医療知識の向上を目指しています。



研修施設



医療セミナー

コース研修同様、損害保険会社の社員等の医療知識の向上および医師、被害者等への適切な対応ができる人材育成を目的として、連続した複数日の研修受講が困難な方向けに交通事故医療を中心とした多種多様な「単独」のテーマで半日の医療セミナーを実施しています。東京でのWebとのハイブリッド開催を中心に、一部、大阪、名古屋で実施しています。



医療通信講座

交通外傷・疾病等に関する「基礎的」な医療知識を学習し、医研センターの医療コース研修受講を前提とした知識の習得を目的としています。

また、診療報酬の基礎や医療調査、疾病の基礎を学習できる各種コースも用意しています。



はじめに、
損害保険の概況

損害保険協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

日本国内で損害保険業を営む会社

国内損害保険会社〔35社〕

2026年4月1日現在

●印は、損保協会会員会社

(1) 元受および再保険業〔32社〕

- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- アクサ損害保険株式会社
- アニコム損害保険株式会社
- アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
- アリアンツ火災海上保険株式会社
- AIG損害保険株式会社
- エイチ・エス損害保険株式会社
- SBI損害保険株式会社
- au損害保険株式会社
- カーディフ損害保険株式会社
- キャピタル損害保険株式会社
- 共栄火災海上保険株式会社
- さくら損害保険株式会社
- ジェイアイ傷害火災保険株式会社
- セコム損害保険株式会社
- 全管協れいわ損害保険株式会社
- ソニー損害保険株式会社
- 損害保険ジャパン株式会社
- SOMPOダイレクト損害保険株式会社
- 第一アイペット損害保険株式会社
- 大同火災海上保険株式会社
- Chubb損害保険株式会社
- 東京海上ダイレクト損害保険株式会社
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 日新火災海上保険株式会社
- ペット&ファミリー損害保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- 明治安田損害保険株式会社
- 株式会社ヤママップネイチャランス損害保険
- 楽天損害保険株式会社
- レスキュー損害保険株式会社

(2) 再保険専門〔3社〕

- 株式会社NTTドコモ損害保険
- トーア再保険株式会社
- 日本地震再保険株式会社

外国損害保険会社〔22社〕

2026年4月1日現在

―支店または代理店形態等で日本に進出している保険会社―

(1) 元受および再保険業〔10社〕

- アトラディウス・クレジット・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス
- エイチディーアイ・グローバル・エスイー
- コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムルス・エクステリユール
- ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
- ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
- スイス・リー・インターナショナル・エスイー
- スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
- チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- 現代海上火災保険株式会社
- ユーラーヘルメス・エスエー

(2) 再保険専門〔6社〕

- アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
- ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
- Swiss Re Asia Pte. Ltd.
- スコール・エスイー
- トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
- ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン

(3) 船主責任保険専門〔6社〕

- アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イエンシディグ
- Assuranceforeningen SKULD Gjensidig
- ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロップ
- ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッド
- スチームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド
- ノーススタンダード・リミテッド

主な損害保険の関連団体

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく法人であり、「損害保険料率算定会」および「自動車保険料率算定会」が統合しました。火災保険・傷害保険・自動車保険等の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率の算出を行うとともに、関連事項の調査・研究を行っています。また、自賠責保険の損害調査等を行うため、全国主要都市に調査事務所を設置しています。

URL:<https://www.giroj.or.jp/>

損害保険契約者保護機構

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保護を図っています。

URL:<https://www.sonpohogo.or.jp/>

日本原子力保険プール

原子力保険に関する事務の共同処理および調査・研究を行っています。

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

損害保険および関連分野に関する教育研修、調査研究、資料の収集、機関誌・図書の発行等を行っています。

URL:<https://www.sonposoken.or.jp/>

一般社団法人 外国損害保険協会

日本において損害保険業を営むための免許を取得した外国損害保険会社または外国損害保険会社グループ（事業免許取得の段階にある外国の保険会社を含む。）が加入しています。

URL:<https://www.fnlia.gr.jp/>

一般社団法人 日本損害保険代理業協会

損害保険代理店を会員とする団体で、代理店に対する教育・研修、代理店の制度・業務に関する調査・研究および提言、損害保険の普及に関する啓発・宣伝、社会貢献活動等を行っています。

URL:<https://www.nihondaikyo.or.jp/>

一般社団法人 日本保険仲立人協会

保険仲立人制度に関する教育・研修・試験、保険仲立人の登録・届出手続きの援助、および保険仲立人制度普及のための啓発・宣伝等を行っています。

URL:<https://www.jiba.jp/>

一般社団法人 日本少額短期保険協会

少額短期保険募集人の教育・試験、少額短期保険に関する調査・研究、および保険・補償に関する相談事業等を行っています。

URL:<https://www.shougakutanki.jp/general/>

公益社団法人 日本損害鑑定協会

鑑定業務に関する各種研修会、調査・研究、資料・情報の収集と提供や、会員間の情報交換・交流事業等を行っています。

URL:<https://www.laaj.or.jp/>

一般社団法人 全国技術アジャスター協会

アジャスターの登録、試験、基礎研修等、会員に係わる基本業務の他、技術資料・情報の提供や研修会、事故車修理簡易見積りシステムの開発・メンテナンス・データ作成等を行っています。

URL:<http://www.zengikyo.gr.jp/>

はじめに・
損害保険の概況

損害保険協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

個人情報保護の取組み

損害保険業界に対する消費者からの信頼向上のため、2005年4月1日付で、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、「損害保険会社に係る個人情報保護指針」に基づき対象事業者である損害保険会社等における個人情報の適正な取扱いの確保のための業務を行っています。

参照 P.67

資料・データ 損害保険に関する主な法律
(個人情報の保護に関する法律)

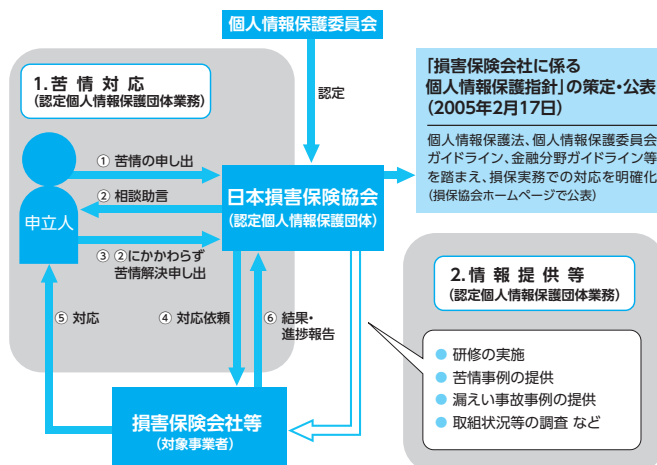
認定個人情報保護団体とは

個人情報保護法に基づき、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、個人情報保護委員会の認定を受けて以下の業務を行う団体です。

- 対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情の処理
- 対象事業者への情報提供 等

また、上記の業務のほか、業界の特性に応じた自主的なルールである「個人情報保護指針」を作成し、公表すること、あわせて対象事業者に対し、同指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとることが求められます。

損保協会が行う認定個人情報保護団体業務の概要



契約者保護のしくみ

早期是正措置

早期是正措置とは、保険契約者の保護を図るために、保険会社の支払能力の充実の状況に応じて、監督当局が必要な是正措置を保険会社に命じることにより、経営改善を促す監督措置です。

是正措置の発動基準としてはソルベンシー・マージン比率が適用されており、100%を下回った場合に、早期に経営の健全性の回復を図るため、金融庁長官によってソルベンシー・マージン比率の水準により、適時・適切な早期是正措置が講じられます。

$$\text{■ ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{適格資本}^{(\ast 1)}}{\text{所要資本}^{(\ast 2)}} \times 100$$

(※1) 適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。

(※2) 所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

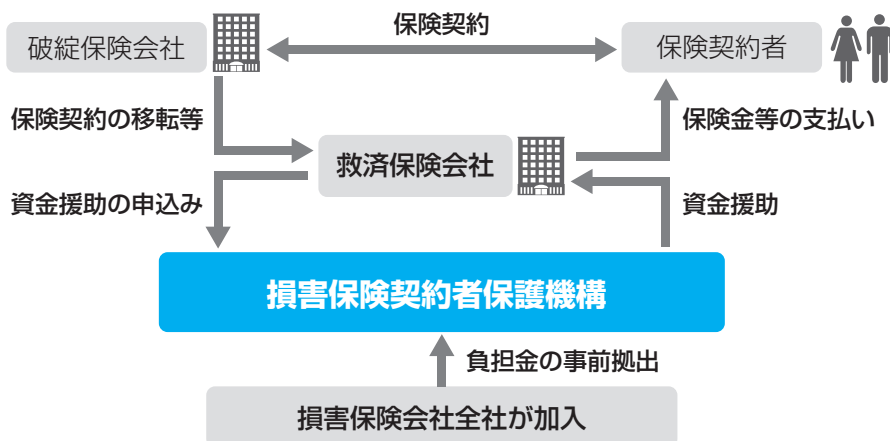
早期是正措置の主な内容

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	100%以上	なし
第一区分	100%未満 70%以上	● 経営の健全性を確保するための改善計画の提出・実行
第二区分	70%未満 35%以上	● 保険金支払能力を充実させる計画の提出・実行 ● 配当・役員賞与の禁止または抑制 ● 営業所・事務所などの業務の縮小など
第三区分	35%未満	● 期限を付した業務停止命令（全業務または一部の業務）

損害保険契約者保護機構

万が一損害保険会社が破綻したときには、保険業法に基づき設立された損害保険契約者保護機構が、補償対象契約について、破綻保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保護が図られます。

損害保険契約者保護機構のしくみ（救済保険会社が保険契約を引き継ぐ場合）



(注) 救済保険会社が現れなかった場合には、損害保険契約者保護機構や同機構により子会社として設立された保険会社が破綻保険会社の保険契約を引き継ぎ、保険契約の継続を図ります（全ての保険契約が引き継ぎの対象となります）。

損害保険契約者保護機構による補償の対象となる契約

- 保険契約者が、個人・小規模法人^{※1}・マンション管理組合^{※2}である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象となります。

- 下表中、★印の保険は、保険契約者を問わず補償の対象となります。

		保険金支払い	解約返戻金・満期返戻金 等
		補償割合100%	
損害保険（下記以外）	自賠責保険、家計地震保険 ★		
	自動車保険 ★	破綻後3か月間は 保険金を全額支払 （補償割合100%）	補償割合80%
	火災保険		
	その他の損害保険 賠償責任保険、動産総合 保険、海上保険、運送保 険、信用保険、労働者災 害補償責任保険 等		
疾病・傷害に関する保険	短期傷害 ^{※3} 特定海旅 ^{※4} ★	3か月経過後は 補償割合80%	補償割合90% ^{※6}
	年金払型積立傷害保険 ^{※5} ★ 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険		
	その他の疾病・傷害保険 ★	補償割合90% ^{※6}	
	上記以外の傷害保険、所得 補償保険、医療・介護（費用） 保険 等		補償割合90% ^{※6} 積立型保険の場合、積立 部分は80%となります。

(注1) 上記保険契約の区分は、主契約（基本的に普通保険約款）の保険金支払事由に従うことになります。

※1 「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20名以下の次の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含まず）をいいます。

①日本法人

②その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人

※2 「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

※3・4・5 「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られる等、対象となるための条件がありますのでご注意ください。

※6 「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率を常に超えていた保険契約をいいます（保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります）。

(注2) 「火災保険」及び「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合（以下「個人等」といいます）以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、左記補償の対象となります。

(注3) 破綻保険会社の財産状況により左記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。

(注4) いわゆる共済契約や少額短期保険業者の引受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

損害保険に関する主な法律

保険法（2008年）

保険契約に関して、保険契約者等と保険会社との間の権利義務等の基本的事項を定めている。

具体的には、保険契約を損害保険、傷害疾病損害保険、生命保険および傷害疾病定額保険に分類し、保険契約の成立、保険の給付時、保険契約の終了等について、以下のようなルールを定めている。

1. 保険契約の成立（保険契約の目的、告知義務、保険契約締結時の書面交付）
2. 保険契約の効力（第三者のためにする保険契約、超過保険、保険価額の減少、危険の減少）
3. 保険給付（損害の発生および拡大の防止、損害発生の通知、保険者の免責、損害額の算定、一部保険、重複保険、保険給付の履行期）
4. 保険契約の終了（保険契約者による解除、告知義務違反による解除、危険増加による解除、重大事由による解除、解除の効力）等

保険法の主なポイント

2010年4月1日に施行された保険法は、従来の保険に関する商法の規定を現代社会に合った内容に変更し、単独の法律として制定されたもので、保険契約者の保護が図られている。

(1) 保険契約に関するルールの共通化

■適用対象契約

- ☐ 保険法は保険契約と同等の内容を有する共済にも適用される。

■傷害疾病定額保険契約の規定

- ☐ 傷害疾病定額保険契約に関して規定されている。

(2) 保険契約者（消費者）保護

■片面的強行規定の規律

- ☐ 片面的強行規定の規律により、保険契約者、被保険者または保険金受取人に不利な内容の約款を定めても、その約款の定めは無効となる（企業分野の保険は、適用除外）。

■告知義務

- ☐ 質問応答義務が定められており、保険契約者または被保険者は、重要事項のうち保険会社から

告知を求められた事項を告知することが求められる。

- ☐ 保険募集人による告知の妨害や不告知の教唆があった場合は、保険会社は告知義務違反による契約の解除ができない。

■保険給付の履行期

- ☐ 保険金の支払時期が規定され、適正な保険金支払のための調査に必要な相当の期間が経過した後は、保険会社は遅滞の責任を負う。

■他人を被保険者とする契約に関する規定

- ☐ 他人を被保険者とする傷害疾病定額保険契約について、原則として被保険者の同意が必要である（一定の場合は同意不要）。
- ☐ 他人を被保険者とする傷害疾病定額保険契約について、被保険者と保険契約者や保険金受取人との間の信頼関係が破壊された場合や、被保険者が同意するにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合には、被保険者からの解除請求が認められる（被保険者離脱制度）。

(3) 保険機能

■超過保険

- ☐ 保険金額（契約金額）が保険の対象である物の実際の価額（保険価額）を超える超過保険について、超過部分は取り消し可能であると規定されている。

■重複保険

- ☐ 同一の目的物に複数の損害保険契約が締結された重複保険契約については、独立責任額全額支払方式が規定されている。
これにより、他の損害保険契約が締結されている場合には、各保険会社は按分支払いをせず、自らが締結した保険契約に基づく保険金の全額を支払う義務を負う。

■責任保険契約についての先取特権

- ☐ 被保険者が倒産した場合であっても、被害者が保険金から優先的に被害の回復ができるように特別の先取特権の制度が定められている。

■重大事由解除

- ☐ 保険金詐欺等のモラルリスクを防止するための

重大事由解除の規定がある。

これにより、故意に事故を起こしたり、保険金請求についての詐欺を行ったりするなど保険契約者等に対する保険会社の信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合には、保険会社は契約を解除できる。

■保険金受取人による介入権制度

□保険契約者の債権者等による契約解除に対して、保険金受取人が契約を存続することができる（介入権）。

保険金受取人が介入権を行使するためには、介入権行使について保険契約者の同意を得ること、保険会社が解除の通知を受けたときから1か月以内に解約返戻金相当額を債権者等に支払うこと等一定の要件が定められている。（傷害疾病定額保険契約）

保険業法（1995年）

保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図ることを目的として制定された。

保険監督法の基本法に位置付けられ、保険会社に対する監督と保険募集に対する監督の両面に関し規定している。

保険会社に対する監督としては、主務官庁の免許、業務範囲、経理事項、保険商品の審査、保険会社の健全性維持のための措置、保険会社が破綻した場合の契約者保護のための措置などの規定を設けている。また、外国保険業者が日本で保険業を営む場合においても、日本の保険会社との衡平性から、これを監督する規定を設けている。

保険募集に関する監督としては、保険募集に従事する者についての登録・届出制度に関する事項、保険募集の際の禁止行為に関する事項などを定めている。

改正の主なポイント

●2016年5月

2013年6月に公表された金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ（保険WG）」の報告書を受け、保険募集ルール

の見直しが行われ、2016年5月に改正保険業法が施行された。

■保険募集に係る基本的ルールの創設

□「不適切な行為の禁止」に限定されていた従来の募集規制に加え、顧客ニーズの把握に始まり保険契約の締結に至る募集プロセスの各段階におけるきめ細かな対応の実現に向け、情報提供義務や意向把握義務など、積極的な顧客対応を求める義務が導入された。

■代理店などの保険募集人に対する体制整備義務の導入

□「保険会社」が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、「保険募集人」に対しても、業務の規模・特性に応じた体制整備を義務付ける規制が新たに設けられた。

●2026年6月

2024年12月に公表された金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の報告書を受け、顧客本位の業務運営の徹底および健全な競争環境の実現の観点から見直しが行われ、2026年6月に改正保険業法が施行された。

■損害保険代理店に対する体制整備義務の強化

□特に大規模な乗合代理店に対して、事務所等ごとに法令等遵守責任者、本店等に統括責任者を設置することや、外部からの苦情の適切な処理、保険金から対価の支払いを受ける兼業業務を適切に監視する体制整備義務等の上乗せ義務を追加する。

■保険会社等に対する体制整備義務の強化

□保険会社等に対して、兼業業務に係る損害保険代理店の体制整備状況の監視や、保険金支払管理部門と営業部門の適切な分離等を求める。

■健全な競争環境の実現

□保険会社等から保険契約者等に対する便宜供与の禁止について、対象となる行為に、取引上の社会通念に照らし相当であると認められない物品の購入や役務の提供を追加し、また対象者に、保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者（保険契約者のグループ会社等）を追加する。

損害保険に関する主な法律

▶ 保険業法の主なポイント

1

事業の開始

- 内閣総理大臣が免許を付与→免許の種類は、生命保険・損害保険の2種類
- 生命保険業・損害保険業の兼営を禁止
- 会社形態に制限→株式会社または相互会社でなければならない

2

保険会社の事業運営

(注) 外国保険会社
についても同様の規定あり

- 業務：** 保険会社は、保険の引受け等の固有業務のほか、それに付随する業務、また、固有業務を妨げない限度において、証券業務等の法定他業を行うことができる。
固有業務： ①保険の引受け、②資産の運用
付随業務： ①他の保険会社の業務の代理・事務の代行、②債務保証、③国債・地方債・政府保証債の引受けまたは募集の取扱い、④金融等デリバティブ取引等
法定他業： ①公共債（国債、地方債等）の売買（公共債ディーリング業務）、②証券投資信託の受益証券等の販売業務等
●業務運営に関する措置
 →保険契約の重要事項について、書面の交付等による説明を義務付け等
●独禁法適用除外制度
 →他の保険会社との共同行為が可能（主務官庁の許可が必要）
- 子会社：** 保険会社は、あらかじめ主務官庁の認可を受けることにより、保険会社・銀行・証券会社・従属業務会社・金融関連業務会社等を子会社とすることができる。
- 経理：** 保険会社は、事業年度ごとに、業務および財産の状況を記載した業務報告書を主務官庁に提出し、また、同状況を記載したディスクロージャー資料を公衆に開示しなければならない。
- 監督：** 保険会社は、事業方法書や普通保険約款等を変更する場合には、主務官庁の認可を受け、または届出をしなければならない。また、主務官庁は、保険会社の経営の健全性を判断するための基準を定め、監督上必要な措置を命じることができる。
●事業方法書、普通保険約款等の認可制・届出制 ●立入検査 ●業務改善命令等
●健全性の基準および早期是正措置による契約者の保護
- 株主：** 保険会社または保険持株会社の総株主の一定割合を超える議決権を保有する者は、主務官庁に届出を行わなければならない。

3

保険募集

- 保険募集の制限：** 保険募集を行うことができる者については以下のとおり規定されている。
●『保険募集』＝保険契約締結の代理または媒介
●保険会社（役員・使用人）、損保代理店、生保募集人、保険仲立人以外による保険募集の禁止
- 損保代理店、生保募集人の登録：** 損保代理店および生保募集人は、主務官庁の登録を受けなければ保険募集を行うことができない。
- 保険募集に関する基本的ルール：** 不適切な行為の禁止と積極的な顧客対応について以下のとおり規定されている。
<禁止行為>
●保険契約者等に対する虚偽の告知、保険契約の重要事項の不告知
●保険契約者等の密接な関係を有する者に対する特別利益（保険料の割引・割戻し、物品の購入等の過度な便宜供与）の提供
●他の保険契約との比較で誤解を招く表示 等
<積極的な顧客対応>
●意向把握義務 ●情報提供義務
- 保険募集人に対する体制整備義務：** 損保代理店等は、業務の規模・特性に応じた体制整備をしなければならない。特定大規模乗合損害保険代理店に上乗せの体制整備義務あり。
- 監督：** 損保代理店等は、その役員または使用人に保険募集を行わせようとするときは、主務官庁に届出を行わなければならない。
●損保代理店・保険仲立人の役員・使用人→届出が必要
●業務改善命令、登録の抹消等

4

その他

- クーリング・オフ制度：** 保険契約の申込者は、契約から一定期間、書面または電磁的記録により契約の申込みの撤回または解除ができる。
- 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）**
- 保険契約者保護制度**
- 罰則**

損害保険料率算出団体に関する法律(1948年)

保険会社が公正な損害保険料率を算出するための基礎資料となる参考純率等を算出・提供する損害保険料率算出団体について、その業務の適切な運営を確保し、損害保険業の健全な発達と保険契約者などの利益保護を目的として制定された。この法律に基づいて損害保険料率算出機構が設けられている。

自動車損害賠償保障法(1955年)

自動車による人身事故の場合の損害賠償を保障する制度を確立することによって、被害者保護を図ることを目的として制定された。自動車人身事故の加害者の賠償力を確保するために、特殊な例外を除き、全ての自動車保有者に対して自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)または自動車損害賠償責任共済(自賠責共済)の契約締結を強制している。

地震保険に関する法律(1966年)

住宅および家財について保険会社が引受けた地震保険の支払責任を政府が一定の条件により再保険として引受けることによって地震保険の普及を図り、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として制定された。

消費者契約法(2000年)

消費者と事業者との間で情報、交渉力の格差があることから、契約締結時における事業者の不実告知等不適切な説明によって消費者に「誤認」が生じた場合や、事業者の不退去等によって消費者が「困惑」した場合には、この契約を取り消すことができることとしている。

また、事業者の損害賠償責任等を制限する条項など、消費者の利益を著しく害する条項を無効とするほか、一定の消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める消費者団体訴訟制度などにより、消費者保護を図っている。

個人情報の保護に関する法律(2003年)

個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的としている。

個人情報取扱事業者には、利用目的の特定、適正な取得、利用目的の通知・公表・明示、安全管理措置、従業員・委託先の監督、第三者提供の制限、開示・訂正・利用停止請求への対応等の義務が課せられている。

金融商品取引法(2006年)

投資者保護のための、幅広い金融商品についての包括的・横断的な法制度の整備を図ることを目的としている。金融商品取引業者が遵守すべき行為規制(販売・勧誘ルール)として、次の事項を定めている。保険会社の一部の商品にも、これらの規制が適用される。

- ① 広告の規制
- ② 契約締結前および締結時の書面交付義務(説明義務)
- ③ 各種禁止行為(虚偽のことを告げる行為等)
- ④ 損失補てんの禁止 等

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(2024年)

金融サービスの提供を受ける顧客の保護及び金融サービスの利用環境の整備等を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とし、金融サービスを提供する事業者等に対して、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を幅広く規定している。また、金融経済教育の推進等による金融リテラシーの向上、金融機関による顧客本位の業務運営など、安定的な資産形成の支援に係る施策を、政府一体となって強力に推進することとし、金融経済教育を行う「金融経済教育推進機構」の設置を定めている。

金融経済教育の取組み

金融経済教育とは

金融や経済に関する知識や判断力のことを「金融リテラシー」といい、国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ豊かな生活を実現するためには、欠かせない生活スキルとなります。この金融リテラシーを育むための教育を「金融経済教育」といいます。

損保協会では、消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや効用を理解したうえで、適切かつ有効に活用いただけるよう、損害保険に関する金融リテラシーのことを「損害保険リテラシー」として、この金融経済教育の取組みを推進しています。また、新学習指導要領や成年年齢の引下げの影響等を踏まえて、損害保険にかかる金融リテラシー教育の推進に取り組んでいます。

金融経済教育に関する取組みの変遷

(1) 金融経済教育研究会(事務局:金融庁)における検討

2012年11月に設置された金融経済教育研究会では、今後の金融経済教育のあり方について検討を行い、金融経済教育の意義・目的や今後の進め方、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」等について、2013年4月に報告書に取りまとめました。保険商品に関する金融リテラシーの内容は次のとおりです。

■ 保険商品に関する金融リテラシー

- ①自分にとって保険でカバーすべき事象(死亡・疾病・火災等)が何かの理解
- ②カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

(2) 金融経済教育推進会議(事務局:金融広報中央委員会)における取組み

2013年6月に設置された金融経済教育推進会議では、金融経済教育研究会報告書で整理された金融リテラシーの内容を項目別・年齢層別に体系化した「金融リテラシー・マップ(右ページ参照)」を作成するとともに、金融経済教育を行うにあたり、営業活動との峻別を図り、中立性・公正性を確保するための基準を整理しました。

2021年11月には、金融リテラシーに関するeラーニング講座「マネビタ〜人生を豊かにするお金の知恵」を開講し、損保協会は「損害保険」の講義を担当しています。本講座は、金融経済教育に関わる官庁と団体が連携して作成したという点で本邦初の動画教材であり、金融リテラシーに関する基本的な事項を網羅したテーマを用意しています。

(3) 金融経済教育推進機構の設立

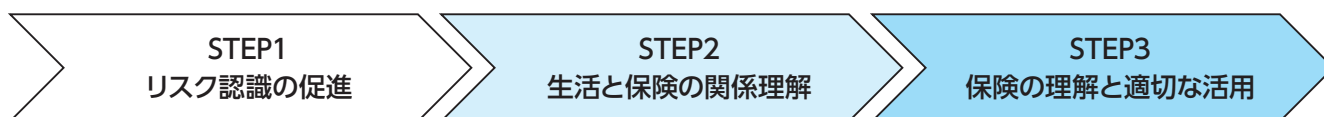
2024年4月には、金融経済教育の推進を目的に、講師派遣や学習教材の無料提供等の事業を行う金融経済教育推進機構(略称:J-FLEC)が設立されました。同機構には損保協会も協力しており、2024年度からは、同機構との連携により、大学講義で金融リテラシー・マップの内容に沿った金融経済教育を実施しています。



▶ 損保協会における世代別の損害保険・防災教育の取組み

損保協会では、発達段階に応じた身の回りのリスクや防災に関して身に付けて欲しい知識・能力を3段階に分け、年齢層別に以下のとおり、講演の実施（オンラインでの講演も実施）や資料・動画教材等を用意しています。

	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般消費者		
						若年社会人	一般社会人	高齢者
損害保険				講演会	単発、連続講座	講演会		
		安全教育副教材	リスク教育副教材 (冊子版・パワーポイント版)		そんぽのホント＜フレッシュャーズガイド＞		高齢者向け 講演会資料	
				明るい未来へTRY! ～リスクと備え～ (冊子版・パワー ポイント版・動画)				
				ソナソナ (カードゲーム教材)				
防災	ぼうさいダック	ぼうさい探検隊	動画で学ぼうハザードマップ					高齢者向け 講演会資料
			防災教育副教材 (冊子版・パワーポイント版)		地域における防災イベント等			



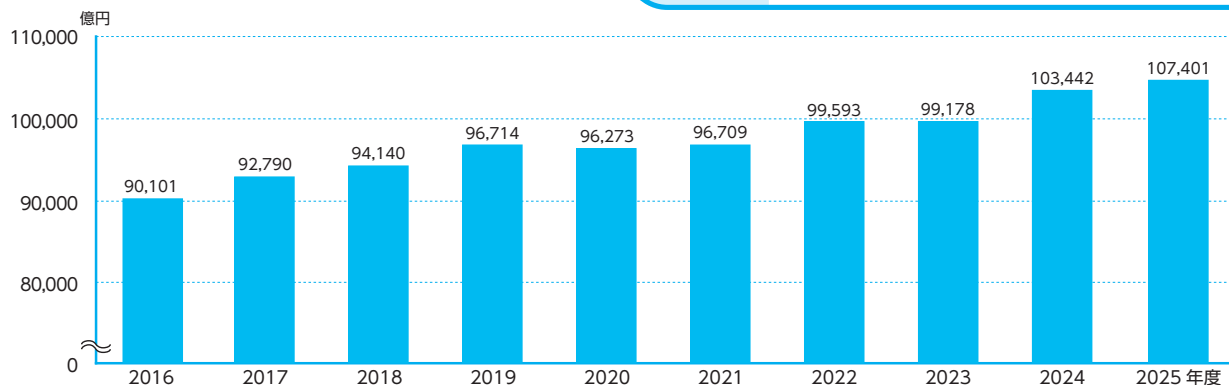
参考：金融リテラシー・マップの主な内容（保険商品分野の抜粋）

小学生	中学生	高校生	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
●事故や疾病等が生活に大きな影響を与えることを理解し、自らも安全に行動する。 ●不測の事態に備える方法として貯蓄以外に保険があることを理解する。	●リスクを予測して行動するとともに、人を負傷させたり、人の物を壊した場合には弁償しなければならないことを理解する。 ●事故や病気のリスクや負担を軽減させる手段のひとつに保険があることを理解する。	●リスクを予測・制御して行動するとともに、加害事故を起こした場合には責任や補償問題が生じることを理解する。 ●社会保険と民間保険の補完関係を理解する。	●自分自身が備えるべきリスクの種類や内容を理解し、それに応じた対応（リスク削減・保険加入等）を行うことができる。 ●自動車事故を起こした場合、自賠責保険では賄えないことがあることを理解している。	●備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討、選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる。	●高齢期における保険加入の必要性・有効性や保険の種類を理解している。	

元受正味保険料（含む収入積立保険料）

2025年度

10兆7,401億円



(注) 元受正味保険料とは、お客さま（保険契約者）との直接の保険契約に係る収入を示すもの。

「元受正味保険料」＝「元受保険料」－「諸返戻金（満期返戻金を除く）」

(金額：百万円、増減率：%)

項目	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火 災	1,772,725	△0.3	1,928,656	8.8	1,869,354	△3.1	2,054,991	9.9	2,181,091	6.1
（うち積立）	(17,750)	(△19.9)	(15,858)	(△10.7)	(9,160)	(△42.2)	(8,929)	(△2.5)	(4,625)	(△48.2)
自 動 車	4,307,175	0.7	4,301,292	△0.1	4,349,566	1.1	4,476,895	2.9	4,695,996	4.9
（うち積立）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
傷 害	876,861	△1.9	894,919	2.1	888,245	△0.7	909,496	2.4	938,355	3.2
（うち積立）	(199,434)	(△14.2)	(173,725)	(△12.9)	(141,711)	(△18.4)	(145,658)	(2.8)	(143,468)	(△1.5)
新 種	1,655,417	3.6	1,715,700	3.6	1,785,328	4.1	1,871,335	4.8	1,895,794	1.3
（うち積立）	(△1,138)	(-)	(△977)	(-)	(△731)	(-)	(△906)	(-)	(△969)	(-)
盗 難	14,198	6.7	14,667	3.3	15,993	9.0	14,840	△7.2	13,192	△11.1
硝 子	257	1.2	251	△2.3	266	6.0	275	3.4	298	8.4
航 空	15,476	△0.9	18,110	17.0	19,256	6.3	20,764	7.8	22,993	10.7
風 水 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保 証	10,890	△4.0	12,389	13.8	13,654	10.2	13,580	△0.5	15,952	17.5
信 用	37,564	△1.4	39,467	5.1	42,351	7.3	42,619	0.6	45,708	7.2
労働者災害補償責任	180,908	2.6	184,478	2.0	191,224	3.7	199,810	4.5	206,588	3.4
（うち積立）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
ボイラ・ターボセット	2,074	1.1	2,068	△0.3	2,108	1.9	2,300	9.1	2,550	10.9
動 物	6,955	14.2	7,609	9.4	8,614	13.2	9,192	6.7	9,817	6.8
賠 償 責 任	652,897	2.9	680,297	4.2	723,174	6.3	785,595	8.6	789,313	0.5
機 械	36,721	△2.3	36,204	△1.4	37,717	4.2	42,089	11.6	46,409	10.3
船客傷害賠償責任	601	△1.0	575	△4.3	600	4.3	575	△4.2	598	4.0
建 設 工 事	57,689	△0.6	56,015	△2.9	58,655	4.7	64,007	9.1	68,654	7.3
原 子 力	2,615	△23.4	2,770	5.9	2,782	0.4	2,927	5.2	2,981	1.8
動 産 総 合	165,412	8.5	175,123	5.9	187,784	7.2	202,942	8.1	213,410	5.2
（うち積立）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
費 用 ・ 利 益	384,362	3.5	385,253	0.2	373,112	△3.2	352,806	△5.4	330,876	△6.2
（うち積立）	(△1,138)	(-)	(△977)	(-)	(△731)	(-)	(△906)	(-)	(△969)	(-)
ベ ッ ト	86,738	13.6	100,358	15.7	107,976	7.6	116,948	8.3	126,394	8.1
海上・運送	309,095	12.8	358,251	15.9	358,981	0.2	366,180	2.0	366,115	△0.0
船 舶	89,262	5.1	106,911	19.8	111,751	4.5	116,021	3.8	117,918	1.6
貨 物	142,712	24.8	171,165	19.9	164,354	△4.0	165,538	0.7	161,435	△2.5
運 送	77,118	3.3	80,173	4.0	82,873	3.4	84,619	2.1	86,759	2.5
小 計	8,921,313	1.2	9,198,858	3.1	9,251,509	0.6	9,678,938	4.6	10,077,392	4.1
自 賠 責	749,542	△7.4	760,477	1.5	666,323	△12.4	665,310	△0.2	662,675	△0.4
合 計	9,670,855	0.5	9,959,335	3.0	9,917,832	△0.4	10,344,248	4.3	10,740,067	3.8
（うち積立）	(216,046)	(△14.9)	(188,606)	(△12.7)	(150,140)	(△20.4)	(153,681)	(2.4)	(147,124)	(△4.3)

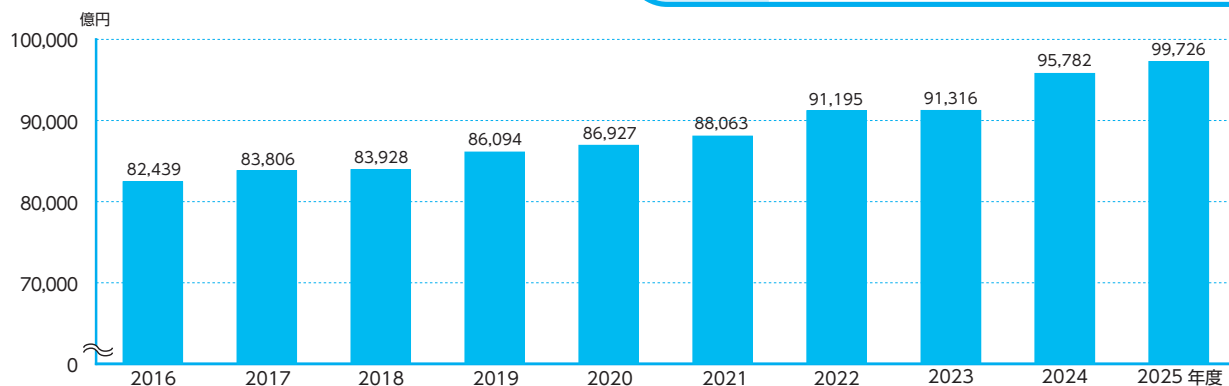
(注) 端数処理の関係上、内訳項目の合計値とその総括項目の値とは差異が生じることがある。

損保協会会員会社ベース

正味収入保険料

2025年度

9兆9,726億円



(注) 正味収入保険料とは、元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したもの。

「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「出再正味保険料」－「収入積立保険料」

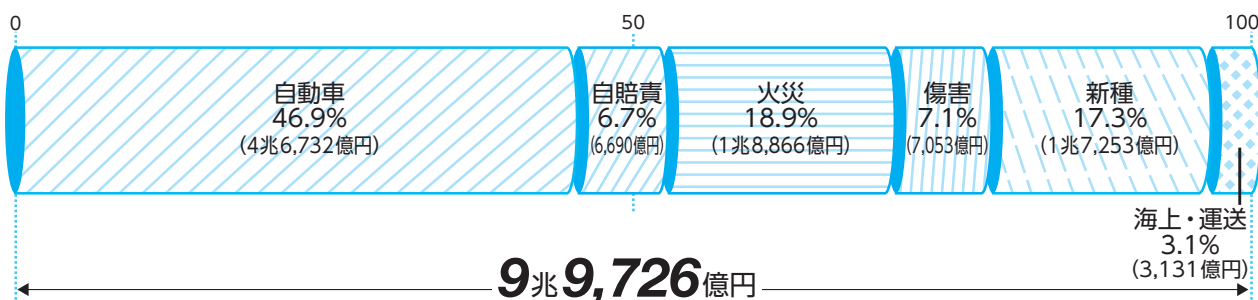
(金額：百万円、増減率：%)

項目	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火災	1,507,141	2.6	1,692,997	12.3	1,602,552	△5.3	1,771,029	10.5	1,886,624	6.5
自動車	4,228,750	1.0	4,240,211	0.3	4,332,489	2.2	4,458,598	2.9	4,673,223	4.8
傷害	631,501	1.8	664,300	5.2	681,427	2.6	691,087	1.4	705,258	2.1
新種	1,393,092	4.5	1,457,163	4.6	1,512,362	3.8	1,682,735	11.3	1,725,302	2.5
海上・運送	272,898	12.5	312,843	14.6	306,097	△2.2	312,437	2.1	313,137	0.2
(船舶)	(61,826)	(2.5)	(73,411)	(18.7)	(68,325)	(△6.9)	(70,348)	(3.0)	(70,744)	(0.6)
(貨物)	(144,944)	(24.2)	(170,419)	(17.6)	(166,853)	(△2.1)	(169,514)	(1.6)	(167,089)	(△1.4)
(運送)	(66,125)	(0.8)	(69,007)	(4.4)	(70,915)	(2.8)	(72,570)	(2.3)	(75,299)	(3.8)
小計	8,033,432	2.3	8,367,560	4.2	8,434,974	0.8	8,915,939	5.7	9,303,592	4.3
自賠責	772,875	△7.9	751,914	△2.7	696,657	△7.3	662,303	△4.9	668,991	1.0
合計	8,806,307	1.3	9,119,474	3.6	9,131,631	0.1	9,578,242	4.9	9,972,583	4.1

(注) 端数処理の関係上、内訳項目の合計値とその総括項目の値とは差異が生じることがある。

損保協会会員会社ベース

正味収入保険料の保険種目別構成比 (2025年度)



(注) 端数処理の関係上、内訳項目金額の合計値と合計金額には差異が生じることがある。

損保協会会員会社ベース

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

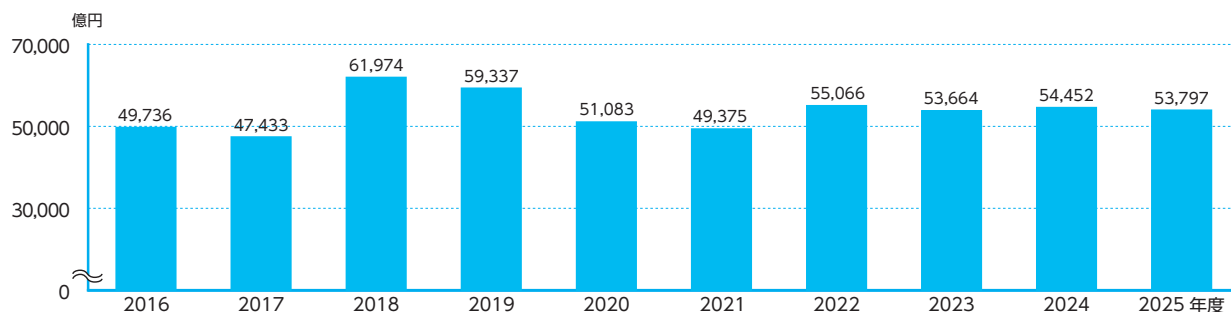
VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

元受正味保険金

2025年度

5兆3,797億円



(注) 元受正味保険金とは、お客さまとの直接の保険契約に係る保険金支払いを示すもの。

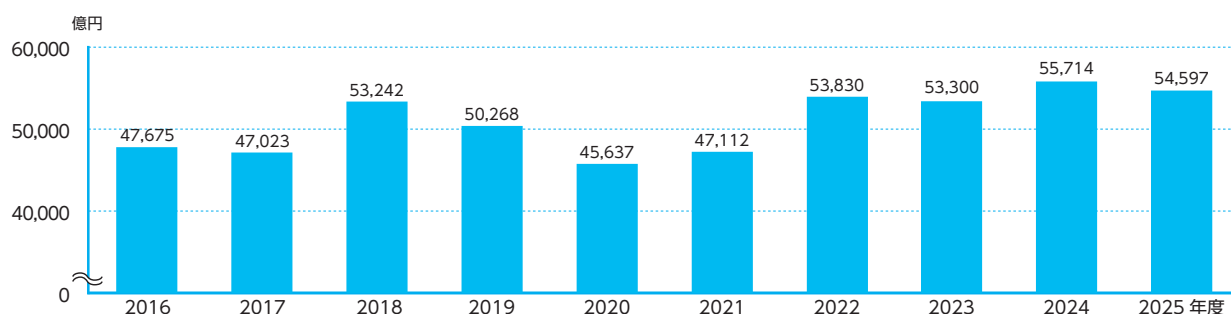
なお、積立保険に係る満期返戻金は含まれない。「元受正味保険金」=「元受保険金」-「保険金戻入」

損保協会会員会社ベース

正味支払保険金

2025年度

5兆4,597億円



(注) 正味支払保険金とは、支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。

「正味支払保険金」=「元受正味保険金」+「受再正味保険金」-「回収再保険金」

(金額：百万円、増減率：%)

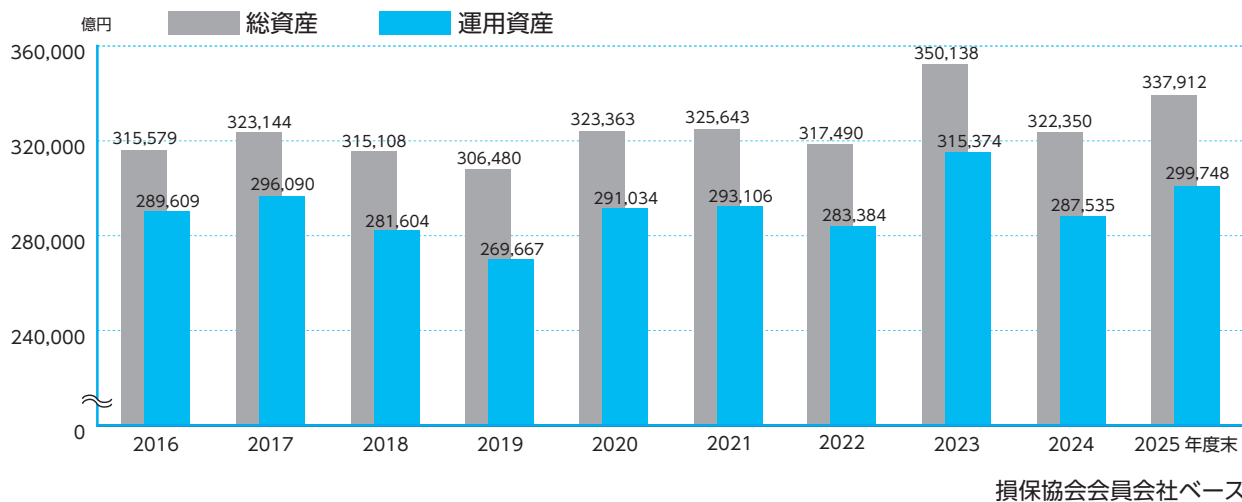
項目	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火災	949,139	17.5	1,245,448	31.2	972,784	△21.9	951,486	△2.2	799,604	△16.0
自動車	2,061,877	1.9	2,293,628	11.2	2,498,378	8.9	2,673,596	7.0	2,746,122	2.7
傷害	283,857	△0.7	353,732	24.6	327,419	△7.4	348,600	6.5	349,688	0.3
新種	711,970	3.2	823,345	15.6	833,242	1.2	895,589	7.5	880,348	△1.7
海上・運送	141,542	2.2	149,068	5.3	163,178	9.5	167,263	2.5	161,669	△3.3
(船舶)	(49,302)	(△1.8)	(46,437)	(△5.8)	(51,589)	(11.1)	(48,754)	(△5.5)	(46,866)	(△3.9)
(貨物)	(58,633)	(△2.5)	(68,501)	(16.8)	(82,242)	(20.1)	(88,780)	(7.9)	(82,965)	(△6.5)
(運送)	(33,601)	(19.3)	(34,122)	(1.6)	(29,345)	(△14.0)	(29,725)	(1.3)	(31,833)	(7.1)
小計	4,148,432	5.1	4,865,267	17.3	4,795,050	△1.4	5,036,577	5.0	4,937,479	△2.0
自賠責	562,726	△8.9	517,727	△8.0	534,977	3.3	534,828	△0.0	522,231	△2.4
合計	4,711,158	3.2	5,382,994	14.3	5,330,027	△1.0	5,571,405	4.5	5,459,710	△2.0

(注) 端数処理の関係上、内訳項目の合計値とその総括項目の値とは差異が生じることがある。

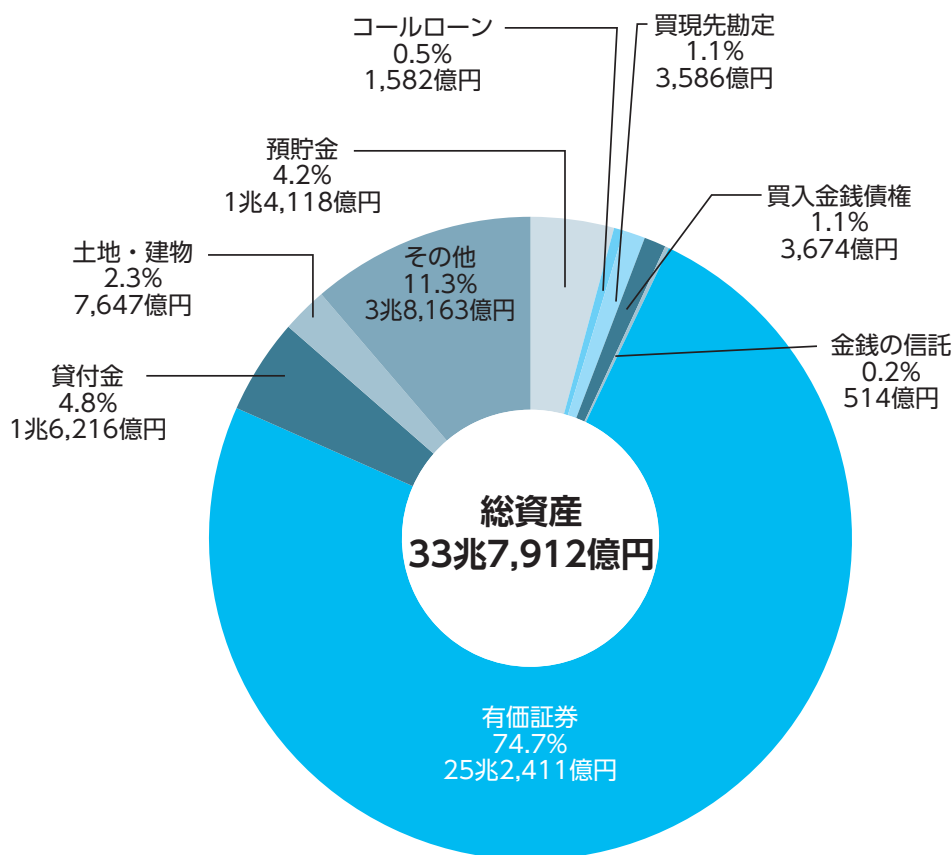
損保協会会員会社ベース

総資産・運用資産

2025 年度末

総資産 **33 兆 7,912 億円**運用資産 **29 兆 9,748 億円**

総資産の内訳 (2025 年度末)



(注1)端数処理の関係上、内訳項目金額の合計値と合計金額には差異が生じることがある。
 (注2)構成比については、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

損保協会会員会社ベース

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓蒙・理解促進II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決III 損害保険業の
業務品質の向上IV 損害保険業の
基盤整備V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

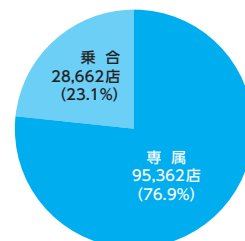
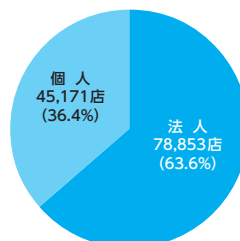
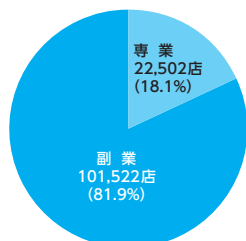
資料・データ

(注) 代理店実在数および募集従事者数は、国内会社および外国会社の合計。

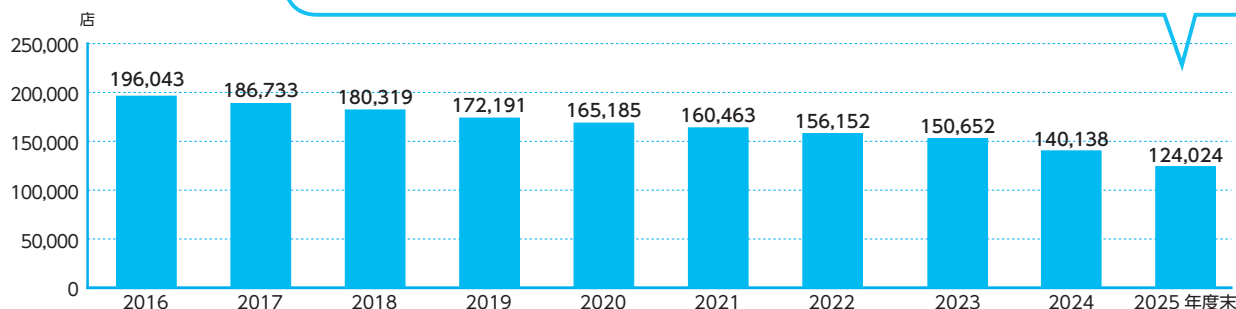
代理店実在数の推移

2025 年度末

12万4,024店



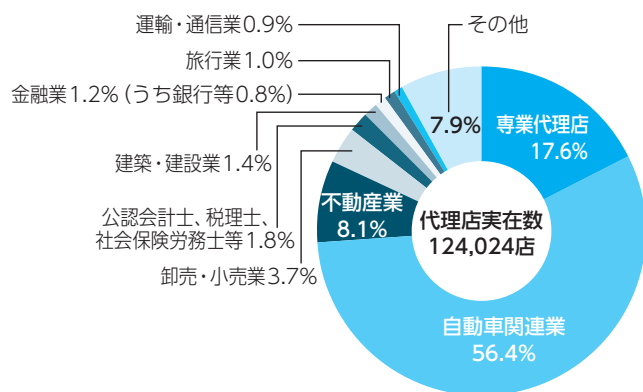
2025年度末 代理店数の内訳



(注1) 都道府県別データについては、損保協会ホームページを参照。

(注2) 代理店実在数は1996年度末の62万3,741店が最多。

チャネル別の構成比



参考 損害保険が契約できるお店・場所について (2026年3月末現在)

損害保険契約ができるお店・場所の種類		店数	構成比
保険商品の販売を専門に行う代理店(専業代理店)		21,804	17.6%
専業代理店以外の代理店(副業代理店)	自動車関連業(自動車販売店、自動車整備工場)	69,971	56.4%
	不動産業(賃貸住宅取扱会社、住宅販売会社)	10,081	8.1%
	卸売・小売業(自動車関連業を除く)	4,543	3.7%
	公認会計士、税理士、社会保険労務士等	2,266	1.8%
	建築・建設業	1,802	1.4%
	金融業(銀行等、銀行等の子会社、生命保険会社、消費者金融会社)	1,452	1.2%
	うち銀行等(銀行、信用金庫、信用組合、農協)	(939)	(0.8%)
	旅行業(旅行会社、旅行代理店)	1,183	1.0%
	運輸・通信業	1,094	0.9%
	その他(製造業、サービス業等)	9,828	7.9%
合計		124,024	100.0%

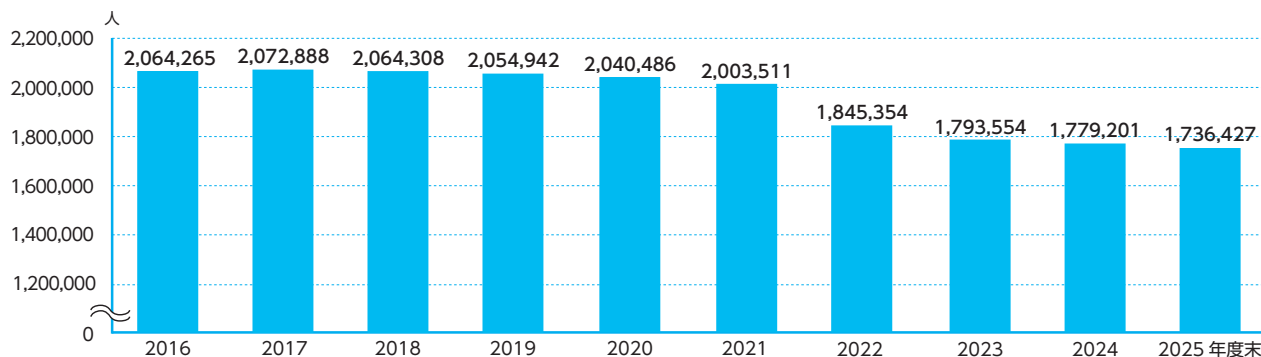
(注1) 「2025年度末 代理店数の内訳」図中の専業代理店数(22,502店)と、上記表中の専業代理店数(21,804店)が異なっている。これは、「代理店数の内訳」と「チャネル別の構成比」の統計において、損害保険と生命保険の両方を販売している代理店の計上方法(専業または副業の区分)が異なっていることが理由。

(注2) 専業代理店以外の代理店の場合は、その代理店の業務に関連する保険商品のみを取り扱っている場合がある。

損害保険の募集従事者数の推移

2025 年度末

173万6,427人



(注) 募集従事者数は2010年度末の217万3,600人が最多。

代理店扱

代理店扱は損害保険代理店を通じて行われる募集形態です。

損害保険代理店は、損害保険会社との損害保険代理店委託契約に基づいて、損害保険会社に代わって、保険を募集します。

● 損害保険代理店の主な業務

- ・損害保険会社に代わり、保険契約者と保険契約を締結
- ・保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- ・保険契約者等からの事故通知の受付、損害保険会社への報告 など

直扱

直扱は損害保険会社の役職員が直接保険を募集する形態です。

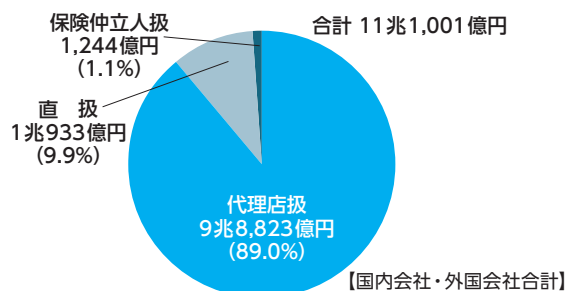
新聞、テレビ等の広告やインターネットを活用して損害保険会社が直接保険募集を行う通信販売なども直扱に含まれます。

保険仲立人扱

保険仲立人扱は保険仲立人（保険ブローカー）を通じて行われる募集形態です。

保険仲立人は、損害保険会社からの委託を受けることなく、保険契約者と損害保険会社の間に立って、保険契約の締結の媒介を行います。

募集形態別元受正味保険料割合（2025年度）



(注) 億円単位で四捨五入を行い、算出しているため、各項目を合算した値と合計は一致しない場合がある。

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

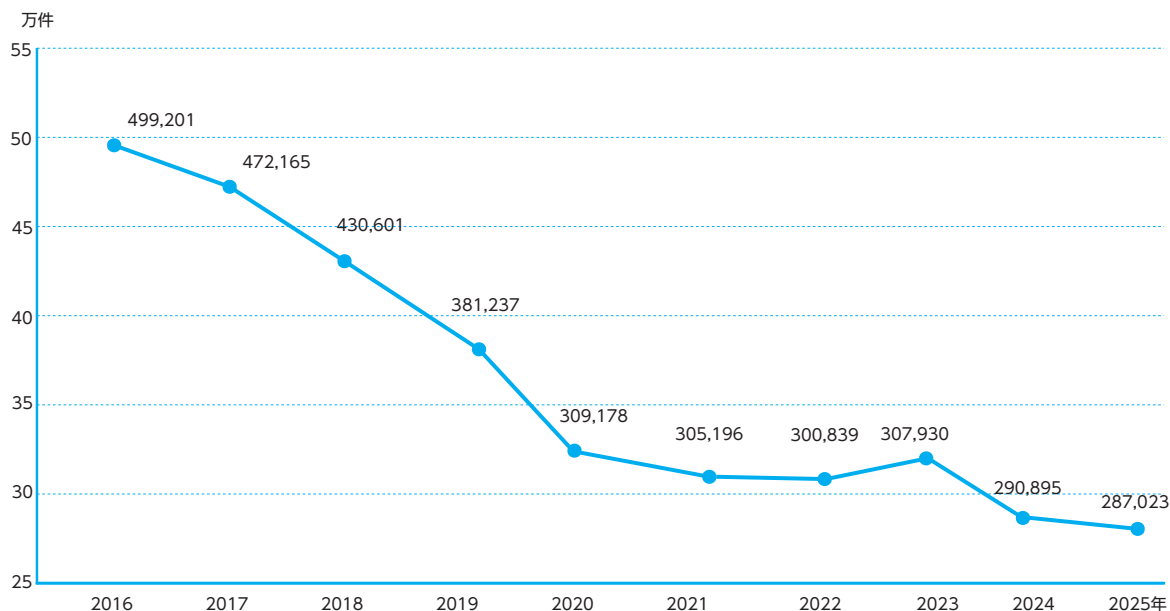
VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

交通事故の発生件数

2025年

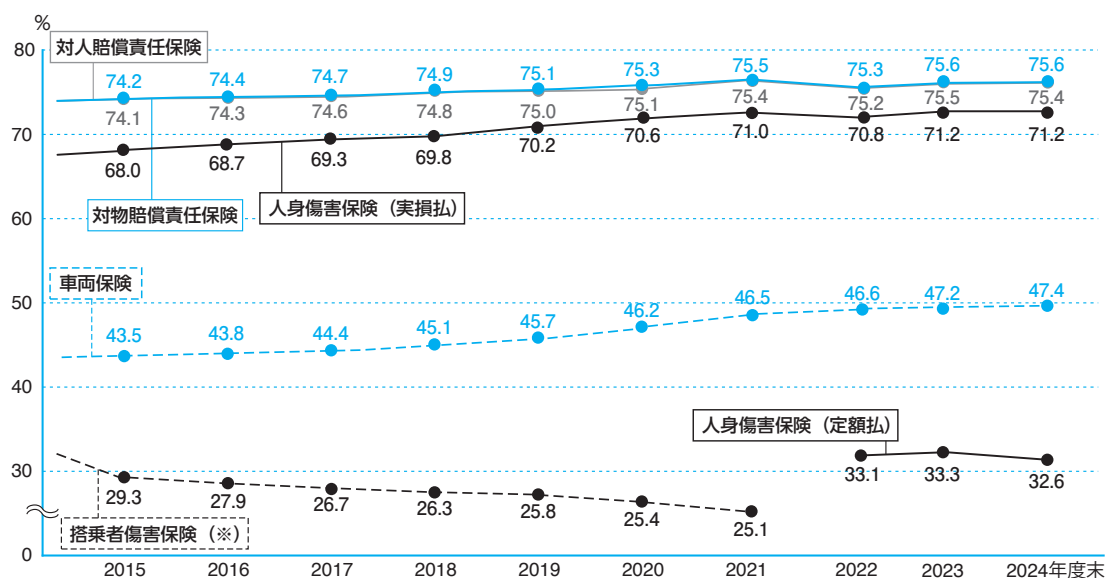
28万7,023件



(注) 交通事故の発生件数は2004年の95万2,720件が最大。

警察庁統計より

自動車保険加入率



(※) 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険が参考純率化された。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人身傷害保険 (定額払)」として掲載している。

損害保険料率算出機構資料より

自動車保険 都道府県別加入率 (2025年3月末)

(単位: %)

都道府県	対人賠償責任	対物賠償責任	人身傷害 (実損払)	人身傷害 (定額払)	車両
北海道	71.9	72.5	68.9	31.8	49.9
青森	72.3	72.7	69.2	31.3	45.9
岩手	66.9	67.2	63.9	25.4	41.8
宮城	75.4	75.6	71.6	36.3	46.7
秋田	63.0	63.3	60.4	22.6	42.1
山形	67.3	67.6	64.6	27.3	45.8
福島	68.5	68.7	65.8	32.3	43.8
茨城	74.5	74.5	71.5	32.3	43.9
栃木	73.2	73.3	69.9	33.0	43.1
群馬	73.2	73.3	69.7	36.9	45.5
埼玉	79.3	79.4	74.7	32.7	46.7
千葉	79.6	79.7	75.5	35.6	50.5
東京都	78.8	79.3	72.0	32.7	46.8
神奈川県	80.7	81.0	75.0	34.2	48.4
新潟	71.3	71.7	67.6	25.6	41.8
富山	74.0	74.2	70.4	29.5	48.3
石川	74.6	74.6	70.7	30.5	44.8
福井	74.7	74.7	71.6	27.8	48.4
山梨	65.9	66.0	62.8	28.3	35.0
長野	68.7	68.8	65.6	25.3	41.3
岐阜	78.8	78.8	75.8	33.1	59.0
静岡県	76.4	76.5	72.3	34.8	48.5
愛知県	82.4	82.5	78.4	36.2	59.3
三重	77.9	78.0	74.5	33.0	52.1
滋賀	75.6	75.7	72.1	30.5	47.8
京都	80.3	80.5	75.0	33.8	49.0
大阪	82.7	83.0	76.9	34.8	51.6
兵庫県	79.0	79.1	74.4	37.1	47.8
奈良	79.1	79.1	75.6	32.0	47.4
和歌山	74.6	74.7	70.6	34.4	40.2
鳥取	68.5	68.5	65.7	24.9	48.8
島根	59.7	59.8	56.5	20.9	39.3
岡山	75.9	76.0	71.7	31.8	47.3
広島	77.6	77.8	72.7	30.5	46.8
山口	73.0	73.2	69.2	31.2	49.1
徳島	74.5	74.5	71.0	33.7	44.2
香川	76.8	76.9	72.7	32.9	45.5
愛媛	72.7	72.7	68.7	27.9	42.3
高知	62.4	62.3	58.8	22.6	34.6
福岡	78.1	78.2	73.6	36.0	51.1
佐賀	68.9	68.9	65.3	35.7	43.8
長崎	68.6	68.6	64.6	32.4	40.9
熊本	69.6	69.7	66.3	34.8	47.7
大分	69.2	69.3	65.6	29.6	43.2
宮崎	62.4	62.5	59.0	30.1	39.3
鹿児島	63.3	63.3	59.8	26.1	37.7
沖縄	55.2	55.3	53.1	29.7	30.6
全国	75.4	75.6	71.2	32.6	47.4

(注)自動車共済は含まれていない。

「2025年度 自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構)より

はじめに、
損害保険の概況

損害保険協会の活動

Ⅰ 損害保険の普及
啓発・理解促進Ⅱ 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決Ⅲ 損害保険業の
業務品質の向上Ⅳ 損害保険業の
基盤整備Ⅴ 事故、災害および
犯罪の防止・軽減Ⅵ 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

高額判決例

人身事故

認定総損害額 (万円)※	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者性年齢	被害者職業	被害態様
52,853	横 浜 地 裁	2011年11月 1 日	2009年12月27日	男41歳	眼科開業医	死 亡
45,381	札 幌 地 裁	2016年 3 月30日	2009年 1 月 7 日	男30歳	公 務 員	後遺障害
45,375	横 浜 地 裁	2017年 7 月18日	2012年11月 1 日	男50歳	コンサルタント	//
45,063	札 幌 地 裁	2021年 8 月26日	2012年 8 月17日	男19歳	大 学 生	//
43,961	鹿 児 島 地 裁	2016年12月 6 日	2010年11月 9 日	女58歳	専門学校教諭	//

※認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用などを含む)をいい、被害者の過失相殺相当額および自賠責保険などのてん補額を控除する前の金額をいう。

物件事故

認定総損害額 (万円)※	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害物件
26,135	神 戸 地 裁	1994年 7 月19日	1985年 5 月29日	積荷(呉服・洋服・毛皮)
13,450	東 京 地 裁	1996年 7 月17日	1991年 2 月23日	店舗(パチンコ店)
12,036	福 岡 地 裁	1980年 7 月18日	1975年 3 月 1 日	電車・線路・家屋
11,798	大 阪 地 裁	2011年12月 7 日	2007年 4 月19日	トレーラー
11,347	千 葉 地 裁	1998年10月26日	1992年 9 月14日	電車

※認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用などを含む)をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいう。

「2025年度 自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構)より

自転車での加害事故例

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

判決認容額※	事 故 の 概 要
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
9,330万円	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聴きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2ヶ月後に死亡した。 (高松高等裁判所 2020年7月22日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。 (東京地方裁判所、2008年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2003年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55歳）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2007年4月11日判決)

※判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額（金額は概算額）。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性がある。

損保協会調べ

はじめに、
損害保険の概況

損保協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

自転車の事故件数

2025年の自転車乗用中の交通事故件数は6万7,470件で交通事故件数に占める割合は23.5%と、昨年比で0.3ポイント増加しています（図1）。また、自転車乗用中の死傷者数のうち、20歳未満の若年層が30.5%、65歳以上の高齢者が19.0%と、この2つの年齢層で約半数を占めています（図2）。

図1 自転車乗用中の交通事故件数およびその構成率の推移

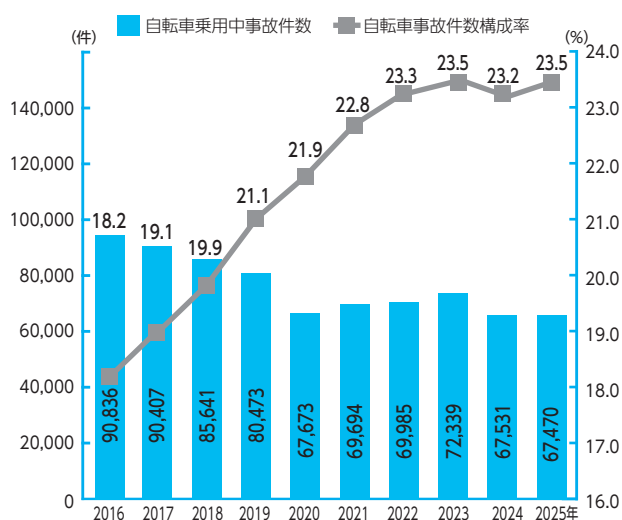
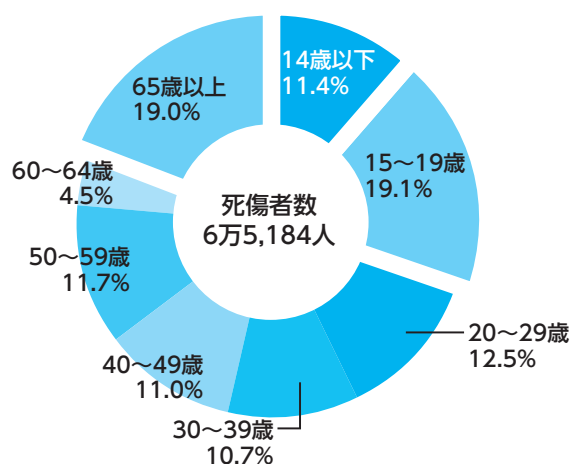


図2 自転車乗用中の年齢層別交通事故死傷者数の割合（2025年）



※割合については、小数第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

自転車が事故を起こす主な要因は、安全不確認・交差点安全進行義務違反・動静不注視・ハンドル操作不適・一時不停止などです。

図1・2とも警察庁統計より

主な風水災等 (1959 年以降)

発生年月日	災害名	被害地域	被害				
			死者・行方不明(人)	全壊(棟)	半壊(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)
1959/08/12～08/14	台風第7号	近畿・中部・関東・特に山梨・長野	235	4,089	10,139	32,298	116,309
1959/09/26～09/27	台風第15号(伊勢湾台風)	全国(九州を除く) 特に愛知	5,098	40,838	113,052	157,858	205,753
1960/05/24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸・三陸沿岸・志摩半島	139	6,943	2,136	23,322	18,494
1961/06/24～07/05	水害	山陰・四国・近畿・中部・関東	357	1,758	1,908	73,126	341,236
1961/09/15～09/16	台風第18号(第二室戸台風)	全国 特に近畿	202	15,238	46,663	123,103	261,017
1961/10/25～10/28	水害・台風第26号	関東以西 特に大分	109	234	444	10,435	50,313
1962/07/01～07/08	水害	関東以西 特に九州	127	263	285	16,108	92,448
1963/01月	雪害	北陸・山陰・山形・滋賀・岐阜	231	753	982	640	6,338
1964/07/17～07/20	水害	山陰・北陸	132	669	—	9,360	48,616
1965/09/10～09/18	台風第23・24・25号	全国 特に徳島・兵庫・福井	181	1,879	3,529	46,183	258,239
1966/09/23～09/25	台風第24・26号	中部・関東・東北 特に静岡・山梨	317	2,422	8,431	8,834	42,792
1967/07/08～07/09	水害	中部以西 特に長崎・広島・兵庫	118	163	169	17,213	103,731
1967/08/26～08/29	水害	新潟・東北南部	138	449	408	26,641	39,542
1968/08/17	水害(飛騨川バス転落)	岐阜・京都	119	64	79	2,061	13,460
1972/07/03～07/15	台風第6・7・9号	全国 特に北九州・島根・広島	447	2,977	10,204	55,537	276,291
1974/05/29～08/01	水害・台風第8号	静岡・神奈川・三重・兵庫・香川	146	657	1,131	77,933	317,623
1976/09/08～09/14	台風第17号	全国 特に香川・岡山	171	1,669	3,674	101,103	433,392
1977/01月	雪害	東北・近畿北部・北陸	101	56	83	177	1,367
1979/10/17～10/20	台風第20号	全国 特に東海・関東・東北	115	139	1,287	8,156	47,943
1980/12月～1981/03月	雪害	東北・北陸	152	165	301	732	7,365
1982/07月～08月	集中豪雨・台風第10号	全国 特に長崎・熊本・三重	439	1,120	1,919	45,367	166,473
1983/07/20～07/29	集中豪雨	山陰以东 特に島根	117	1,098	2,040	7,484	11,264
1983/12月～1984/03月	雪害	東北・北陸 特に新潟・富山	131	61	128	70	852
2004/06月～10月	集中豪雨・台風等	全国	236	1,471	16,669	42,537	135,130
2005/12月～2006/03月	雪害	北海道・東北・北陸	152	18	28	12	101
2010/11月～2011/03月	雪害	北海道・秋田・新潟・山形	131	9	14	6	62
2011/07月～10月	集中豪雨・台風第6・9・12・15号	全国	126	485	5,735	8,894	30,215
2011/11月～2012/03月	雪害	北海道・東北・北陸	133	13	12	3	55
2012/11月～2013/03月	雪害	北海道・東北・北陸	104	5	7	2	23
2017/11月～2018/03月	雪害	北海道・東北・北陸	116	9	18	13	40
2018/06/28～07/29	水害(7月豪雨)・台風第12号	全国	271	6,783	11,346	6,982	21,637
2019/10/12～10/26	令和元年東日本台風・水害	全国	110	3,144	28,836	7,076	22,796
2020/11月～2021/04月	雪害	北海道・東北・北陸	110	17	21	5	34

「令和7年版 消防白書」(総務省消防庁)より

主な風水災等による保険金の支払い

過去の主な風水災等による保険金の支払い

順位	発生日月	災害名	地域	支払保険金（見込みを含む）（単位：億円）			
				火災・新種	自動車	海上	合計
1	2018/09/03～09/05	平成30年台風21号	大阪・京都・兵庫等	9,363	780	535	10,678
2	2019/10/06～10/13	令和元年台風19号 （令和元年東日本台風）	東日本中心	5,181	645	－	5,826
3	1991/09/26～09/28	平成3年台風19号	全国	5,225	269	185	5,680
4	2019/09/05～09/10	令和元年台風15号 （令和元年房総半島台風）	関東中心	4,398	258	－	4,656
5	2004/09/04～09/08	平成16年台風18号	全国	3,564	259	51	3,874
6	2014/02月	平成26年2月雪害	関東中心	2,984	241	－	3,224
7	1999/09/21～09/25	平成11年台風18号	熊本・山口・福岡等	2,847	212	88	3,147
8	2018/09/28～10/01	平成30年台風24号	東京・神奈川・静岡等	2,946	115	－	3,061
9	2018/06/28～07/08	平成30年7月豪雨	岡山・広島・愛媛等	1,673	283	－	1,956
10	2015/08/24～08/26	平成27年台風15号	全国	1,561	81	－	1,642

（注）損保協会調べ（2026年3月末現在）。

千万円単位で四捨五入を行い、算出しているため、各項目を合算した値と合計欄の値が一致しないことがある。

はじめに、
損害保険の概況

損害保協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

火災保険 都道府県別水災補償付帯率の推移

(単位: %)

都道府県	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
北海道	71.9	70.7	69.3	68.0	66.4
青森県	69.6	68.1	66.4	65.1	63.7
岩手県	66.2	64.6	63.0	61.8	60.3
宮城県	67.0	65.8	64.4	63.3	62.2
秋田県	63.0	61.9	60.6	60.6	60.1
山形県	61.9	60.7	59.3	58.2	57.2
福島県	69.1	67.8	66.3	65.2	63.9
茨城県	61.3	59.7	58.2	56.8	55.2
栃木県	67.6	66.4	65.1	63.7	62.4
群馬県	68.3	67.2	65.8	64.5	63.0
埼玉県	67.5	66.1	64.8	63.5	62.2
千葉県	63.1	61.8	60.5	59.4	58.1
東京都	62.7	61.0	59.5	58.3	57.1
神奈川県	64.0	62.6	61.2	59.8	58.6
新潟県	73.6	72.6	71.6	70.6	69.4
富山県	65.3	64.3	63.3	62.6	61.6
石川県	63.8	62.6	61.4	60.6	60.3
福井県	68.7	67.9	67.2	66.5	65.5
山梨県	71.3	70.4	69.5	68.6	67.3
長野県	72.5	71.2	69.8	68.4	67.0
岐阜県	75.2	74.4	73.6	72.8	71.9
静岡県	68.8	67.5	66.6	65.7	64.6
愛知県	69.5	68.3	67.0	65.9	64.7
三重県	70.2	69.1	67.7	66.5	65.0
滋賀県	60.0	58.8	57.6	56.6	55.8
京都府	63.2	62.2	61.1	59.9	58.9
大阪府	62.1	61.0	59.9	58.9	57.9
兵庫県	64.2	62.9	61.5	60.5	59.3
奈良県	59.6	58.2	56.8	55.5	54.0
和歌山県	72.9	72.5	71.9	71.3	70.6
鳥取県	73.7	73.1	72.2	71.5	70.4
島根県	75.5	74.6	73.7	73.0	71.9
岡山県	75.3	75.2	74.8	74.3	73.9
広島県	70.9	70.1	69.3	68.5	67.6
山口県	79.7	79.0	78.2	77.4	76.5
徳島県	79.8	79.2	78.6	78.0	77.1
香川県	71.4	70.4	69.2	68.0	66.7
愛媛県	71.7	71.0	70.0	69.3	68.4
高知県	77.7	76.6	75.8	74.8	73.7
福岡県	68.9	67.6	66.2	65.0	63.6
佐賀県	75.5	75.3	74.8	74.3	73.2
長崎県	74.5	73.6	72.6	71.5	70.1
熊本県	72.2	71.4	70.1	69.1	67.1
大分県	70.3	69.3	68.1	67.1	66.0
宮崎県	77.1	76.2	75.0	74.0	72.7
鹿児島県	68.5	67.2	65.8	64.4	62.5
沖縄県	67.7	66.0	64.5	63.1	61.7
全国計	66.6	65.4	64.1	63.0	61.8

(注1) 本表は、損害保険料率算出機構の会員保険会社が同機構に報告した住宅物件(専用住宅およびその収容家財等)を対象とする「火災保険」の数値であり、各種共済、少額短期保険は含まない。

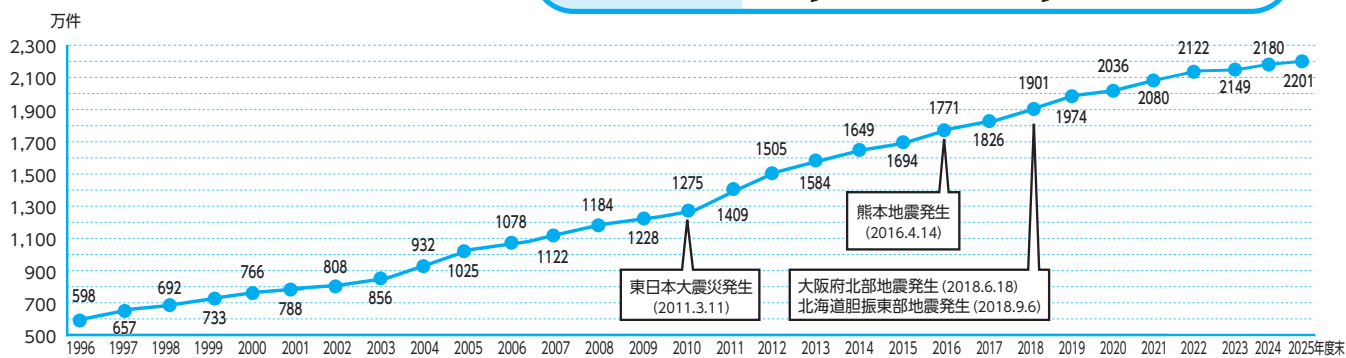
(注2) 水災補償付帯率とは、当該年度末時点で有効な火災保険契約件数のうち、水災を補償している契約件数の割合。

損害保険料率算出機構資料より

地震保険保有契約件数

2025 年度末

2,200万7,610件



(注) 千単位未満の数値は四捨五入している。

地震保険 都道府県別保有契約件数の推移

(単位: 件)

都道府県名	2021 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
北海道	806,318	827,660	843,833	856,593	867,431
青森	143,072	147,370	150,292	153,205	155,869
岩手	142,609	147,255	150,662	153,600	155,422
宮城	543,630	558,806	562,503	564,119	565,681
秋田	106,751	109,315	111,541	112,810	112,970
山形	107,599	111,362	113,931	116,190	117,378
福島	276,232	288,818	293,910	298,220	301,188
茨城	410,256	418,474	423,194	427,799	431,182
栃木	281,613	290,281	297,048	303,495	309,865
群馬	234,732	243,649	250,395	256,278	260,080
埼玉	1,162,083	1,180,778	1,187,861	1,202,144	1,209,269
千葉	1,075,345	1,095,011	1,106,805	1,116,675	1,122,668
東京	2,795,687	2,804,432	2,803,105	2,814,155	2,825,383
神奈川	1,675,443	1,697,122	1,704,956	1,721,997	1,736,207
新潟	238,019	248,265	254,204	259,887	265,035
富山	113,456	117,141	122,370	126,871	129,446
石川	146,418	151,571	157,149	164,513	169,966
福井	102,737	106,195	108,777	111,592	113,348
山梨	133,573	136,239	137,978	139,850	140,729
長野	242,461	252,594	261,246	269,559	276,589
岐阜	341,972	347,607	352,440	358,997	363,108
静岡	537,097	538,507	541,189	546,768	550,595
愛知	1,523,475	1,535,927	1,548,302	1,571,593	1,591,153
三重	263,765	268,076	271,437	280,572	287,372
滋賀	209,517	218,208	225,175	232,328	237,607
京都	451,455	467,559	478,204	490,158	497,079
大阪	1,679,955	1,724,083	1,753,623	1,784,761	1,803,920
兵庫	870,882	899,791	920,866	947,600	965,551
奈良	208,333	213,855	218,048	222,476	225,101
和歌山	144,153	148,481	151,462	154,547	155,472
鳥取	74,103	76,307	77,763	79,256	80,861
島根	62,163	64,715	66,454	68,180	69,657
岡山	256,055	265,035	271,814	280,108	286,963
広島	454,308	463,984	472,067	479,828	486,531
山口	195,354	199,553	202,354	205,984	207,248
徳島	109,372	110,775	111,465	112,411	112,284
香川	161,035	163,835	166,294	169,029	171,313
愛媛	192,705	197,831	201,755	206,135	209,295
高知	99,042	100,145	100,622	101,270	100,986
福岡	969,759	990,798	1,007,577	1,022,442	1,028,744
佐賀	98,449	102,930	106,155	109,660	111,497
長崎	129,243	132,862	135,448	138,795	141,537
熊本	350,801	356,652	357,865	353,995	348,271
大分	159,554	164,767	169,098	173,975	176,979
宮崎	155,135	156,669	157,073	156,759	152,519
鹿児島	247,093	249,198	249,485	247,992	244,073
沖縄	121,259	125,361	129,222	133,102	136,188
全 国	20,804,068	21,215,849	21,485,017	21,798,273	22,007,610

(注) 当該年度末の地震保険の保有契約件数 (共済は含まれていない) に基づく (証券単位)。

損害保険料率算出機構資料より

はじめに、
損害保険の概況

損害保
協会の活動

I 損害保
険の普及
啓発・理解促進

II 損害保
険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保
険業の
業務品質の向上

IV 損害保
険業の
基盤整備

V 事故・災害および
犯罪の防止・軽減

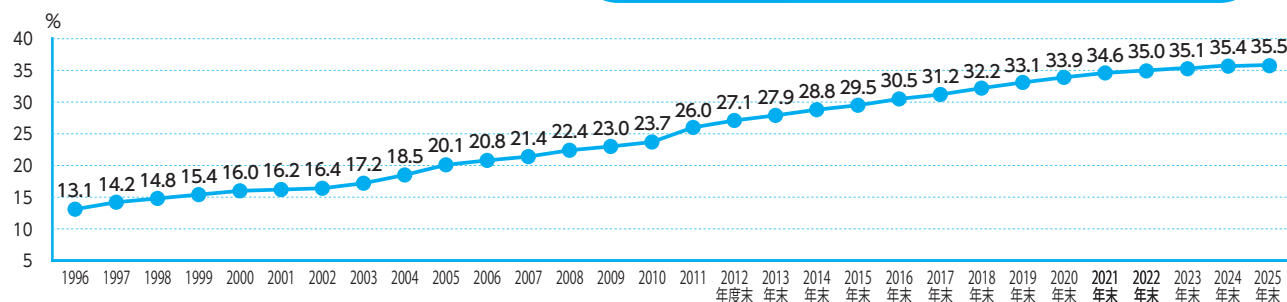
VI 損害保
険業に
関する
試験・認定・研修等

資料・
データ

地震保険世帯加入率

2025 年末

35.5%



地震保険 都道府県別世帯加入率の推移

(単位: %)

都道府県名	2021 年末	2022 年末	2023 年末	2024 年末	2025 年末
北海道	28.6	29.4	29.8	30.4	30.7
青森県	23.9	24.6	25.1	25.7	26.2
岩手県	26.6	27.4	28.0	28.6	29.0
宮城県	52.7	53.6	53.6	53.5	53.3
秋田県	24.9	25.6	26.1	26.6	26.8
山形県	25.4	26.3	26.8	27.4	27.7
福島県	34.4	35.9	36.6	37.2	37.4
茨城県	31.8	32.1	32.1	32.1	32.2
栃木県	32.7	33.5	33.9	34.5	35.0
群馬県	26.8	27.6	28.1	28.7	28.9
埼玉県	33.7	33.9	33.7	33.7	33.5
千葉県	35.9	36.0	35.9	35.9	35.7
東京都	37.9	37.5	36.9	36.6	36.3
神奈川県	37.3	37.4	37.3	37.3	37.2
新潟県	26.0	26.7	27.3	28.7	28.5
富山県	26.3	27.0	27.5	28.9	29.3
石川県	29.4	30.2	30.7	32.5	33.4
福井県	33.8	35.0	35.5	36.2	36.6
山梨県	36.1	36.5	36.8	37.0	37.1
長野県	27.1	28.1	28.8	29.6	30.3
岐阜県	40.1	41.0	41.1	41.5	41.8
静岡県	32.8	32.9	32.8	32.9	33.0
愛知県	44.2	44.7	44.5	44.8	44.8
三重県	32.3	33.0	33.0	34.0	34.9
滋賀県	34.5	35.7	36.2	37.0	37.5
京都府	36.4	37.2	37.8	38.6	39.0
大阪府	37.6	38.4	38.7	38.9	39.0
兵庫県	33.4	34.3	35.0	35.8	36.3
奈良県	34.2	35.0	35.5	36.1	36.5
和歌山県	32.3	33.3	34.0	34.8	35.1
鳥取県	30.7	31.5	32.1	32.7	33.3
島根県	21.0	21.8	22.4	23.0	23.6
岡山県	29.4	30.3	31.0	31.9	32.6
広島県	33.9	34.6	35.0	35.6	35.9
山口県	29.5	30.1	30.6	31.2	31.6
徳島県	32.0	32.4	32.5	32.8	32.9
香川県	35.9	36.4	36.7	37.2	37.6
愛媛県	29.1	29.9	30.5	31.2	31.8
高知県	28.1	28.5	28.8	29.2	29.2
福岡県	38.7	39.1	39.4	39.6	39.6
佐賀県	28.6	29.7	30.4	31.2	31.6
長崎県	20.3	20.9	21.2	21.7	22.3
熊本県	43.9	44.2	44.1	43.4	42.5
大分県	29.1	29.9	30.6	31.4	31.9
宮崎県	29.2	29.4	29.4	29.4	28.7
鹿児島県	30.4	30.6	30.7	30.5	30.1
沖縄県	17.6	17.9	18.2	18.6	18.8
全国	34.6	35.0	35.1	35.4	35.5

(注1) 本表は居住用建物および生活用動産を対象として損害保険会社が取扱っている「地震保険」のみの数値であり、各種共済については含まない。

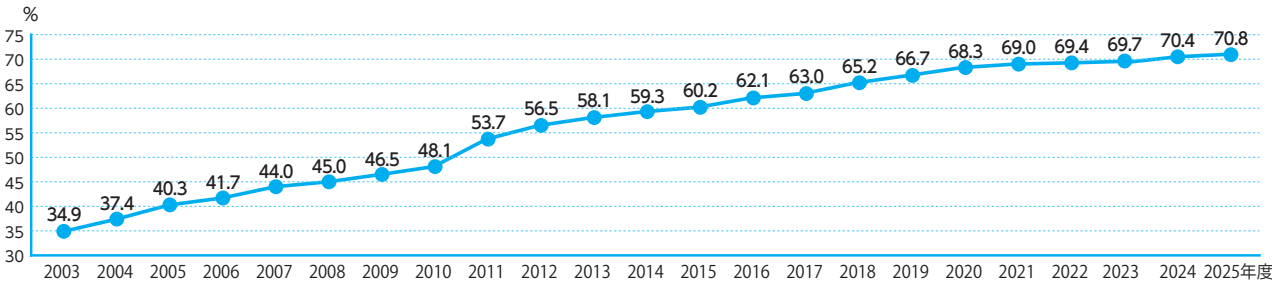
(注2) 世帯加入率とは、2013年以降は、当該年末の地震保険保有契約件数を翌年1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。2012年以前は、当該年度末の地震保険保有契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。なお、世帯数には、2012年7月9日より住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれている。

損害保険料率算出機構資料より

地震保険付帯率

2025 年度

70.8%



地震保険 都道府県別付帯率の推移

(単位: %)

都道府県名	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
北海道	61.8	62.7	63.2	63.5	64.2
青森県	70.1	71.3	72.3	73.4	74.4
岩手県	75.0	75.5	76.5	76.8	76.5
宮城県	88.7	89.3	89.4	89.3	87.4
秋田県	74.8	75.1	76.0	77.1	77.7
山形県	68.7	69.6	70.0	71.2	71.7
福島県	79.3	80.7	81.1	81.7	82.2
茨城県	66.5	66.3	66.6	66.7	67.2
栃木県	72.7	73.3	74.0	74.9	75.0
群馬県	65.0	66.3	67.0	68.3	68.4
埼玉県	65.5	65.5	65.4	65.6	65.4
千葉県	64.7	64.8	65.0	65.4	65.8
東京都	62.1	61.9	61.9	62.2	62.4
神奈川県	63.6	63.5	63.6	64.0	64.2
新潟県	72.3	73.0	73.9	75.2	76.4
富山県	62.5	63.5	64.8	67.6	69.4
石川県	63.4	64.7	66.4	66.6	66.3
福井県	69.6	70.8	71.8	73.4	74.2
山梨県	74.9	74.2	73.7	74.1	74.1
長野県	67.8	68.7	69.8	71.0	72.1
岐阜県	79.1	79.3	79.4	80.2	80.8
静岡県	68.0	68.3	68.5	69.1	69.3
愛知県	76.2	76.6	76.5	77.1	77.2
三重県	73.8	74.6	75.2	76.4	77.2
滋賀県	68.4	69.2	68.7	68.4	70.6
京都府	65.8	67.3	67.8	69.1	69.9
大阪府	69.6	70.3	70.7	71.5	71.8
兵庫県	68.1	69.4	70.2	71.6	72.7
奈良県	73.3	74.1	75.1	76.3	77.5
和歌山県	70.9	71.9	72.3	72.7	72.9
鳥取県	77.3	77.7	78.3	79.0	79.6
島根県	67.6	68.6	68.9	69.9	71.6
岡山県	67.6	68.4	68.8	69.7	70.4
広島県	75.5	75.8	76.0	76.7	77.0
山口県	68.9	69.4	70.0	71.3	73.1
徳島県	76.2	76.6	76.7	77.2	77.6
香川県	76.0	76.1	76.4	77.0	77.7
愛媛県	75.4	76.0	76.4	77.4	78.3
高知県	87.8	87.5	87.2	87.6	87.6
福岡県	76.3	76.6	77.0	77.4	78.1
佐賀県	62.3	63.2	63.7	65.4	66.7
長崎県	54.4	54.8	55.2	56.2	57.2
熊本県	85.3	85.9	86.2	87.8	88.7
大分県	73.8	75.1	76.3	78.1	79.6
宮崎県	84.2	84.3	84.3	85.4	86.6
鹿児島県	83.6	84.1	84.4	85.8	86.7
沖縄県	58.0	57.6	57.6	58.5	58.5
全国	69.0	69.4	69.7	70.4	70.8

(注 1) 本表は居住用建物および生活用動産を対象として損害保険会社が取扱っている「地震保険」のみの数値であり、各種共済については含まない。

(注 2) 付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合である。

損害保険料率算出機構資料より

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

主な地震災害（1964年以降）

発生日月	地震名等	規模 (マグニチュード)	被害			
			死者・行方不明者(人)	全壊(棟)	全焼(棟)	住宅被害計(棟)
1964/06/16	新潟地震	7.5	26	1,960	290	2,250
1968/02/21	えびの地震	6.1	3	368	—	368
1968/05/16	1968年十勝沖地震	7.9	52	673	18	691
1974/05/09	1974年伊豆半島沖地震	6.9	30	134	5	139
1978/01/14	1978年伊豆大島近海の地震	7.0	25	94	—	94
1978/06/12	1978年宮城県沖地震	7.4	28	1,383	—	1,383
1982/03/21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	—	13	—	13
1983/05/26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	104	1,584	—	1,584
1984/09/14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	29	14	—	14
1987/03/18	日向灘を震源とする地震	6.6	1	—	—	—
1987/12/17	千葉県東方沖を震源とする地震	6.7	2	16	—	16
1993/01/15	平成5年(1993年)釧路沖地震	7.5	2	53	—	53
1993/07/12	平成5年(1993年)北海道南西沖地震	7.8	230	601	—	601
1993/10/12	東海道はるか沖を震源とする地震	6.9	1	—	—	—
1994/10/04	平成6年(1994年)北海道東方沖地震	8.2	—	61	—	61
1994/12/28	平成6年(1994年)三陸はるか沖地震	7.6	3	72	—	72
1995/01/17	平成7年(1995年)兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	6,437	104,906	7,036	111,942
2000/07/01	新島・神津島近海を震源とする地震	6.5	1	15	—	15
2000/10/06	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	7.3	—	435	—	435
2001/03/24	平成13年(2001年)芸予地震	6.7	2	70	—	70
2003/07/26	宮城県北部を震源とする地震	6.4	—	1,276	—	1,276
2003/09/26	平成15年(2003年)十勝沖地震	8.0	2	116	—	116
2004/10/23	平成16年(2004年)新潟県中越地震	6.8	68	3,175	—	3,175
2005/03/20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	1	144	—	144
2007/03/25	平成19年(2007年)能登半島地震	6.9	1	686	—	686
2007/07/16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	6.8	15	1,331	—	1,331
2008/06/14	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	7.2	23	30	—	30
2008/07/24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	1	1	—	1
2009/08/11	駿河湾を震源とする地震	6.5	1	—	—	—
2011/03/11	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0(Mw)	22,318	122,039	—	122,039
2011/03/12	長野県・新潟県県境付近を震源とする地震	6.7	3	73	—	73
2011/06/30	長野県中部を震源とする地震	5.4	1	—	—	—
2014/11/22	長野県北部を震源とする地震	6.7	—	81	—	81
2016/04/14～	平成28年(2016年)熊本地震	7.3	273	8,667	—	8,667
2016/10/21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	—	18	—	18
2018/04/09	島根県西部を震源とする地震	6.1	—	16	—	16
2018/06/18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	6	21	—	21
2018/09/06	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	43	469	—	469
2021/02/13	福島県沖を震源とする地震	7.3	3	144	—	144
2022/03/16	福島県沖を震源とする地震	7.4	4	228	—	228
2023/05/05	石川県能登地方を震源とする地震	6.5	1	40	—	40
2024/01/01	石川県能登地方を震源とする地震	7.6	450	6,436	—	6,436

※Mw：モーメントマグニチュード

〔令和7年版 消防白書〕(総務省消防庁)より

地震保険による保険金支払例

発生年月日	地震名	マグニチュード (M)	支払保険金 (百万円) ※1	【参考】主な被害があった県の発生当時の地震保険世帯加入率※2
2011/03/11	平成23年東北地方太平洋沖地震	9.0	1,289,749	岩手県:12.3% (2010/03月末) 宮城県:32.5% (2010/03月末) 福島県:14.1% (2010/03月末)
2016/04/14	平成28年熊本地震	7.3	391,384	熊本県:29.8% (2015/12月末) 大分県:23.1% (2015/12月末)
2022/03/16	福島県沖を震源とする地震	7.4	280,314	宮城県:52.7% (2021/12月末) 福島県:34.4% (2021/12月末)
2021/02/13	福島県沖を震源とする地震	7.3	251,550	宮城県:51.9% (2020/12月末) 福島県:32.7% (2020/12月末)
2018/06/18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	125,208	大阪府:32.2% (2017/12月末) 京都府:30.4% (2017/12月末)
2024/01/01	令和6年能登半島地震	7.6	108,011	石川県:30.7% (2023/12月末)
1995/01/17	平成7年兵庫県南部地震	7.3	78,346	兵庫県:2.9% (1994/03月末)
2018/09/06	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	53,898	北海道:24.0% (2017/12月末)
2011/04/07	宮城県沖を震源とする地震	7.2	32,415	宮城県:33.6% (2011/03月末)
2021/03/20	宮城県沖を震源とする地震	6.9	18,988	宮城県:51.9% (2020/12月末)
2005/03/20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	16,973	福岡県:15.5% (2004/03月末)
2001/03/24	平成13年芸予地震	6.7	16,942	広島県:14.2% (2000/03月末)
2004/10/23	平成16年新潟県中越地震	6.8	14,898	新潟県:11.2% (2004/03月末)
2022/01/22	日向灘を震源とする地震	6.6	13,478	大分県:29.1% (2021/12月末) 宮崎県:29.2% (2021/12月末)
2021/10/07	千葉県北西部を震源とする地震	5.9	12,756	千葉県:35.3% (2020/12月末)
2021/05/01	宮城県沖を震源とする地震	6.8	8,315	宮城県:51.9% (2020/12月末)
2007/07/16	平成19年新潟県中越沖地震	6.8	8,251	新潟県:13.7% (2007/03月末)
2005/04/20	福岡県西方沖を震源とする地震	5.8	6,430	福岡県:16.6% (2005/03月末)
2003/09/26	平成15年十勝沖地震	8.0	5,990	北海道:15.5% (2003/03月末)
2016/10/21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	5,627	鳥取県:23.0% (2015/12月末)

※1 日本地震再保険株式会社資料(2026年3月31日現在)に基づき、
一般社団法人 日本損害保険協会が作成

(注) 支払保険金は、十万円単位で四捨五入を行い算出。

※2 損害保険料率算出機構資料より

WEB

各地震に対する損害保険業界の対応は損保協会ホームページに掲載されています。

- *東日本大震災 <https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2011quake/>
- *平成28年熊本地震 <https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2016quake/>
- *大阪府北部を震源とする地震 <https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2018quake/>
- *平成30年北海道胆振東部地震 https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2018/1809_03.html
- *令和3年福島県沖を震源とする地震 https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2021quake/2102_001.html
- *令和4年福島県沖を震源とする地震 https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2021/2203_001.html
- *令和6年能登半島地震 https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/2401_001.html
- *令和8年熊本地震 https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2026/2607_002.html

はじめに、
損害保険の概況

損保協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

地震保険制度の主な変遷

年月日		1966年 6月1日(創設)	1972年 5月1日	1975年 4月1日	1978年 4月1日	① 1980年 7月1日	1982年 4月1日	② 1991年 4月1日	1994年 6月24日	1995年 10月19日
火災保険の保険金額 に対する割合		30%				30%~ 50%				
限度額	建物	90万円	150万円	240万円		1,000万円				
	家財	60万円	120万円	150万円		500万円				
補償内容		全損のみ				全損 半損		全損 半損 一部損		
総支払 限度額	政府負担 限度額	3,000 億円	2,700 億円	4,000 億円	6,775 億円	1兆 162.5 億円	1兆 2,715 億円	1兆 8,000 億円	1兆 5,258 億円	2兆 6,884 億円
	損害保険会社 負担限度額	300 億円	600 億円	8,000 億円	1兆 2,000 億円	1,837.5 億円	5,000 億円	2,285 億円	3兆 1,000 億円	4,116 億円

年月日		③ 1996年 1月1日	1997年 4月1日	1999年 4月1日	2002年 4月1日	2005年 4月1日	2008年 4月1日	2012年 4月6日	2014年 4月1日	2016年 4月1日
火災保険の保険金額 に対する割合										
限度額	建物	5,000万円								
	家財	1,000万円								
補償内容										
総支払 限度額	政府負担 限度額		3兆 1,974.5 億円	4兆 4,891.3 億円	3兆 7,526.7 億円	4兆 1,221.9 億円	5兆 3,915 億円	6兆 7,120 億円	7兆 7,386 億円	10兆 9,902 億円
	損害保険会社 負担限度額	3兆 7,000 億円	5,025.5 億円	1,000 億円	6,108.7 億円	5兆 7,473.3 億円	8,778.1 億円	5兆 1,085 億円	2,614 億円	3,098 億円

年月日		④ 2017年 1月1日	2019年 4月1日	2021年 4月1日	2026年 4月2日
火災保険の保険金額 に対する割合					
限度額	建物				
	家財				
補償内容		全損 大半損 小半損 一部損			
総支払 限度額	政府負担 限度額	11兆 3,000 億円	11兆 1,178 億円	11兆 5,662 億円	11兆 7,751 億円
	損害保険会社 負担限度額	1,822 億円	1,338 億円	2,249 億円	4,447 億円

(注)創設時の契約方法は自動付帯であったが、1980年7月1日より原則自動付帯(希望により付帯しない選択も可能)となった。

地震災害の経験を踏まえた主な制度改定

①1980年7月改定(1978年宮城県沖地震)

1978年6月12日に発生した**宮城県沖地震**(M7.4)で多数発生した半壊および一部破損の被害が地震保険の補償の対象とならなかったため、保険契約者から補償内容について改善の要望が寄せられました。

これらを受けて、補償内容(損害区分)について、従来の全損に加え、新たに半損が導入されました。また、付帯割合は火災保険金額に対し一律30%であったものを30%~50%の範囲に拡大し、加入限度額についても、建物は240万円から1,000万円に、家財は150万円から500万円に引き上げられました。

②1991年4月改定(1987年千葉県東方沖地震・1989年伊豆半島沖群発地震)

1987年12月17日に発生した**千葉県東方沖地震**(M6.7)や1989年7月から8月にかけて発生した**伊豆半島沖群発地震**では、一部破損が多数発生しました。しかし、当時の地震保険では一部損が補償されなかったため、契約者から一部損も補償の対象にしてほしいという声があがりました。

このような背景から、従来の全損および半損に加え、新たに一部損が導入されました。

③1996年1月改定(1995年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災))

1995年1月17日に発生した**1995年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)**(M7.3)では神戸市・淡路島を中心に非常に大きな被害が発生しました。

震災当時の地震保険制度には、家財の損害認定結果(半損・一部損)は建物の損害認定結果に準拠するという規定がありました。そのため、この地震によって家財に深刻な被害を受けたにもかかわらず、建物の損傷がない、あるいは軽微であるために、十分な地震保険金が支払われないという事例が生じました。

また、建物や家財の当時の加入限度額や、家財の半損に対する支払いが保険金額の10%という設定に対し、被災者の生活再建支援としては十分ではないとの声があがりました。

このような背景から、加入限度額は、建物は1,000万円から5,000万円に、家財は500万円から1,000万円に引き上げられました。また、家財について、単独の損害認定基準が導入されるとともに、半損の支払割合が10%から50%に引き上げられました。

④2017年1月改定(2011年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災))

2011年3月11日に発生した**東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)**(M9.0)では、津波による壊滅的な被害や大規模な液状化現象など、東日本の広い地域に被害が発生しました。

この地震への対応を踏まえ、有識者による「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」が財務省に設置されました。

東日本大震災発生当時の損害区分は、全損(支払割合100%)、半損(同50%)、一部損(同5%)の3区分でした。この点について、有識者から「一部損と半損の支払金額に10倍の格差があり、被災者から僅かな損害の差で支払保険金に大きな格差が生じることにに対し、不満の声が寄せられている」との指摘があり、報告書において、「損害査定の迅速性を確保しつつ、より損害の実態に照らした損害区分とすることが望ましい」と整理されました。

その後、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合で検討が進められ、従来の半損を大半損(支払割合60%)と小半損(支払割合30%)に分割し、損害区分を3区分から4区分に細分化する方向性が示されました。

このような背景から、損害区分は全損・大半損・小半損・一部損の4区分となりました。

【参考資料】「日本の地震保険2022年10月版」(損害保険料率算出機構)

損保協会における地震災害時の対応

損保協会では、被災された方々に一刻も早く保険金をお届けし、安心していただけるよう、必要に応じて次の取り組みを実施しています。

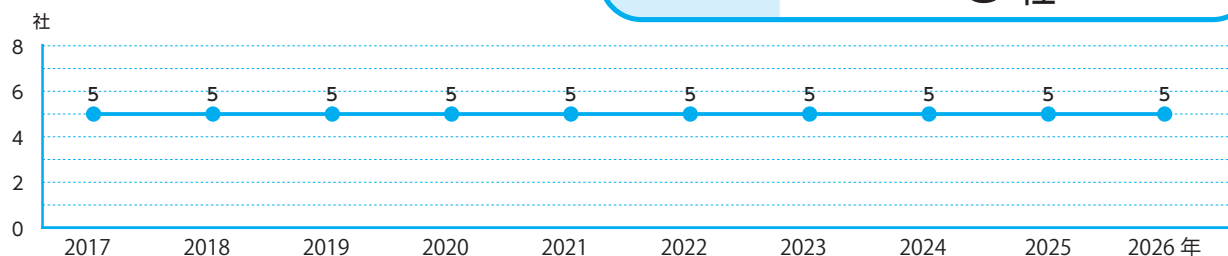
- 相談対応
(被災されたお客様からの相談対応、被災地の出張相談等)
- 情報提供
(相談窓口の避難所等への掲示、地震保険リーフレットの提供等)
- 損害調査
(航空・衛星写真による全損地域の一括認定等)
- 特別措置等
(継続契約の締結手続き猶予、保険料の払込猶予等)

会員会社の海外進出状況（各年4月1日現在）

▶ 海外に進出して保険事業を行っている会員会社数

2026年
4月1日現在

5社



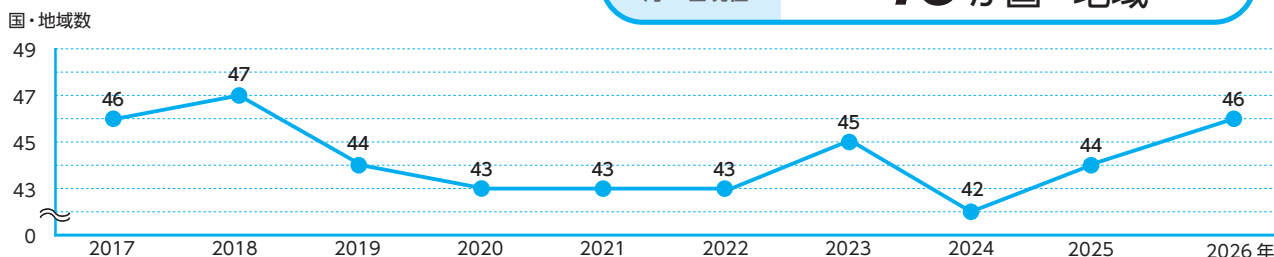
(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す（資産運用・損害調査等の関連事業は除く）。

(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

▶ 会員会社が保険事業を行っている海外の国・地域数

2026年
4月1日現在

46か国・地域



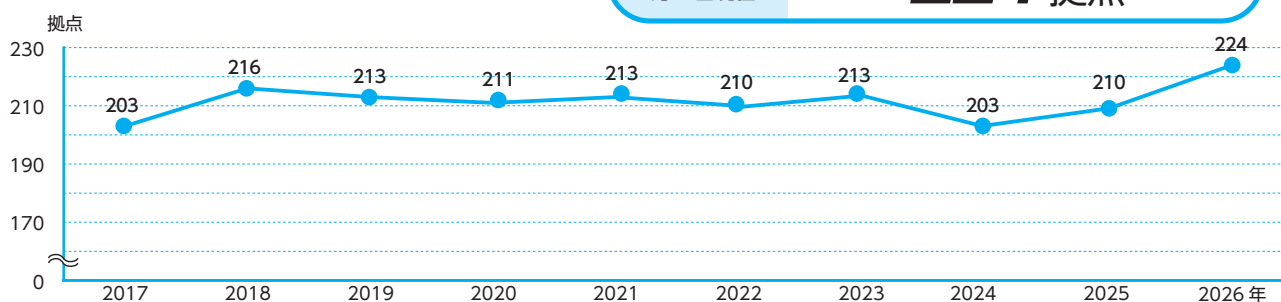
(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す（資産運用・損害調査等の関連事業は除く）。

(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

▶ 会員会社が保険事業を行っている海外の営業拠点数

2026年
4月1日現在

224拠点



(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す（資産運用・損害調査等の関連事業は除く）。

(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

▶ 会員会社の海外駐在員事務所数

年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
駐在員事務所を設置している会社数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
国・地域数	38	40	43	43	41	42	42	40	39	39
都市数	81	84	87	85	84	84	84	82	81	79
駐在員事務所数	162	168	165	167	163	165	161	160	152	152

会員会社の海外との再保険取引 (海外現地法人分を含まない。)

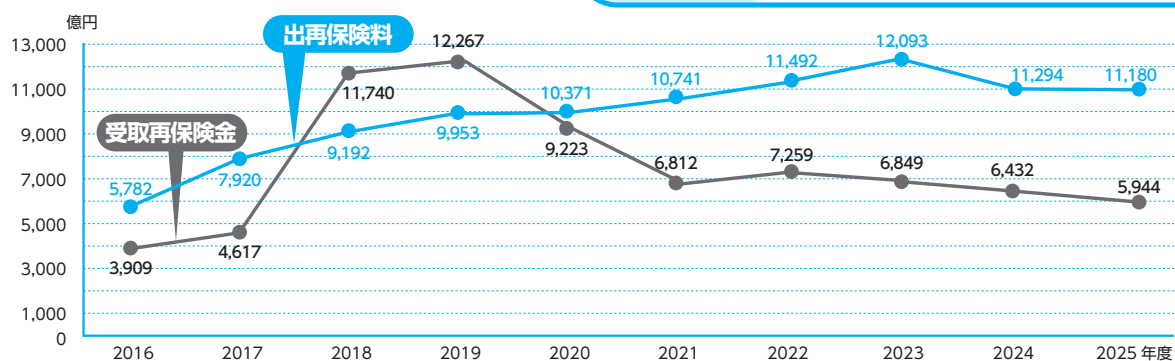
会員会社の海外出再保険料

2025 年度

1 兆 1,180 億円

会員会社の海外受取再保険金 (再保険手数料含む)

2025 年度

5,944 億円

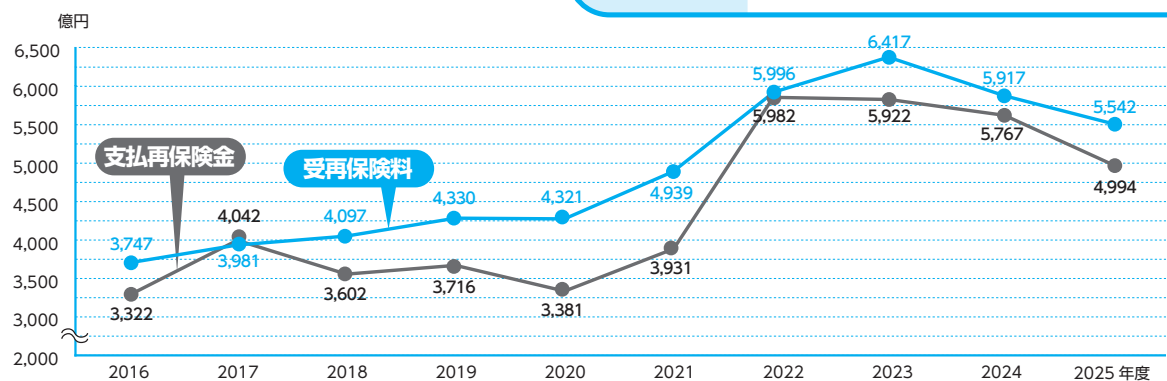
会員会社の海外受再保険料

2025 年度

5,542 億円

会員会社の海外支払再保険金 (再保険手数料含む)

2025 年度

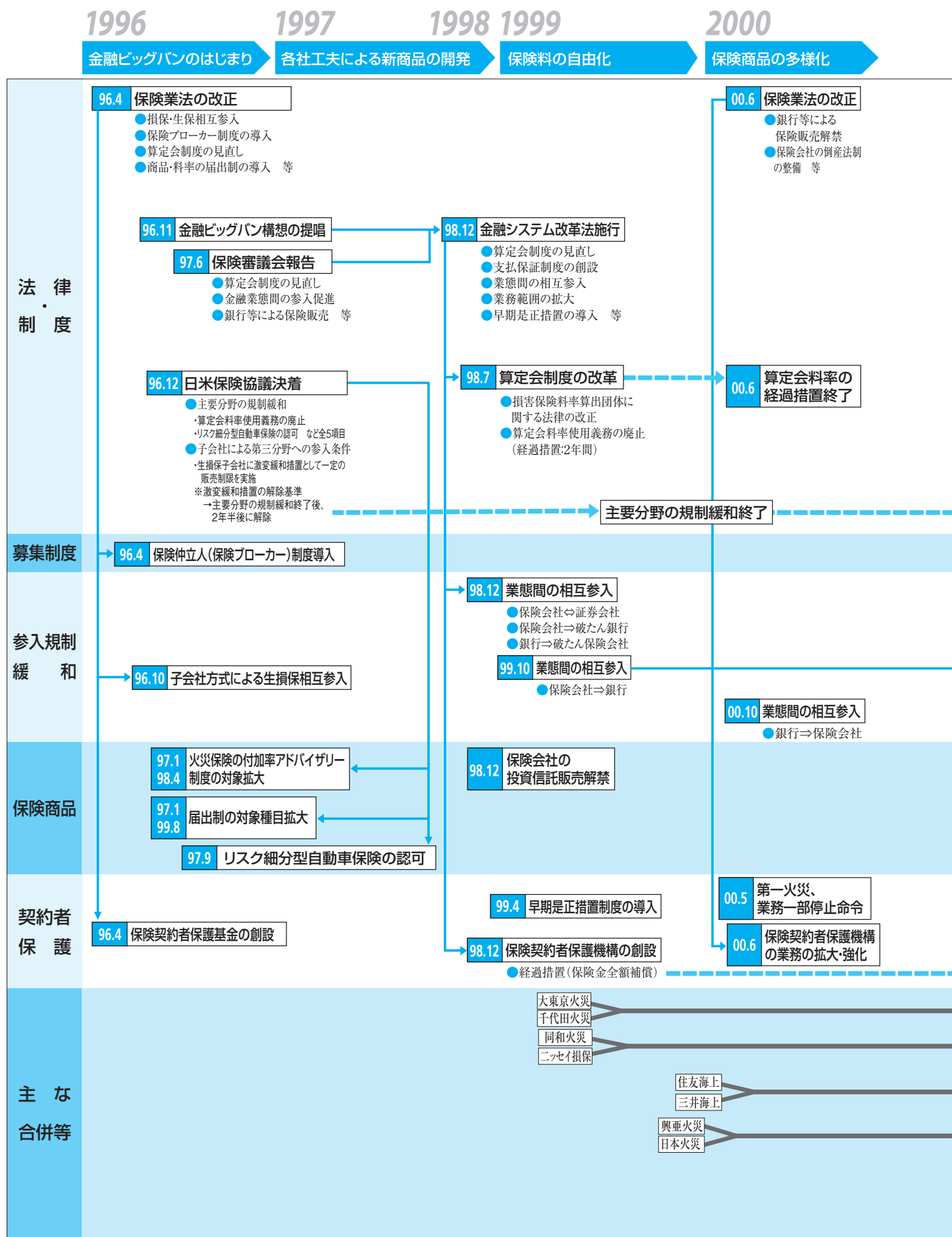
4,994 億円

海外連結損害保険子会社の地域別正味収入保険料 (2025年度)

(単位: 億円)

元受保険会社			再保険 専門会社	合計
北米・中南米	欧州・中東・アフリカ	アジア・大洋州		
25,492	26,306	4,931	6,447	63,176

自由化以降の損害保険業界の動向





損害保険のあゆみ

◆：保険商品に関する出来事 ●：保険商品以外に関する出来事

	沿革
1859年 (安政6年)	●横浜で損害保険業が外国保険会社により始まる
1867年 (慶応3年)	●福沢諭吉、「西洋旅案内」で「災難請合の事(イン)シュアランス)」と題して「火災請合」、「海上請合」を紹介
1869年 (明治2年)	●神奈川の税関が保税倉庫内貨物に関し火災損傷の請負を行う
1873年 (明治6年)	●北海道開発の目的で設立された保任社が、函館、東京、大阪間の海上運送貨物について、危難請負開始
1877年 (明治10年)	●第一国立銀行、「海上受合」を開始
1878年 (明治11年)	●わが国最初の海上保険会社設立認可を取得
1879年 (明治12年)	●わが国最初の海上保険会社営業開始 ◆貨物海上保険発売
1883年 (明治16年)	◆船舶保険発売
1887年 (明治20年)	●わが国最初の火災保険会社設立認可を取得 ◆火災保険発売
1888年 (明治21年)	●わが国最初の火災保険会社営業開始
1893年 (明治26年)	◆運送保険発売
1895年 (明治28年)	●保険学会設立
1898年 (明治31年)	●旧商法全面施行(保険事業は免許制となり、保険監督行政の基礎確立)
1899年 (明治32年)	●保険契約法を含む新商法および保険監督法を含む商法施行法公布・施行
1900年 (明治33年)	●保険業法公布・施行 ●農商務省商工局に保険課新設
1904年 (明治37年)	◆信用保険発売
1907年 (明治40年)	●火災保険協会(5社参加)設立、全国料率協定実現(1912年崩壊)
1910年 (明治43年)	●わが国最初の傷害保険専門会社発起認可を取得

	沿革
1911年 (明治44年)	◆傷害保険発売
1914年 (大正3年)	●戦時海上保険補償法公布・施行(1917年9月廃止) ●火災保険協会改組(16社参加) ◆自動車保険発売
1916年 (大正5年)	●火災保険協会を大日本火災保険協会(第1次)と改称 ◆盗難保険発売
1917年 (大正6年)	●大日本聯合火災保険協会(大日本火災保険協会と外国保険協会とが統合)設立、全国協定料率を実施
1920年 (大正9年)	●日本海上保険協会設立
1923年 (大正12年)	●関東大震災発生
1925年 (大正14年)	●農商務省の商工省と農林省への分離により保険監督行政は商工省商務局保険課所管となる
1926年 (大正15年) (昭和元年)	◆硝子保険(ガラス保険)発売
1927年 (昭和2年)	●船舶保険協同会設立
1933年 (昭和8年)	●財団法人損害保険事業研究所設立
1936年 (昭和11年)	◆航空保険発売
1938年 (昭和13年)	◆風水害保険発売
1939年 (昭和14年)	●改正保険業法公布 ●大日本聯合火災保険協会を大日本火災保険協会(第2次)に改組
1940年 (昭和15年)	●改正保険業法施行 ●損害保険国営再保険法施行(1945年2月廃止)
1941年 (昭和16年)	●日本損害保険協会(旧)設立(大日本火災保険協会、船舶保険協同会等の諸機関を統合) ●保険監督行政の所管、商工省から大蔵省へ移管 ●戦争保険臨時措置法公布(1944年2月廃止)
1942年 (昭和17年)	●戦争保険臨時措置法施行 ●損害保険統制会設立(日本損害保険協会(旧)解散)
1943年 (昭和18年)	●戦争死亡傷害保険法公布・施行(1945年12月廃止)

	沿 革
1944年 (昭和19年)	●戦争保険臨時措置法を廃止し、戦時特殊損害保険法公布・施行(1945年12月廃止)
1945年 (昭和20年)	●損害保険中央会法公布・施行 ●損害保険中央会設立(1947年9月解散) ●損害保険統制会解散、業務は中央会へ移管
1946年 (昭和21年)	●日本損害保険協会設立
1948年 (昭和23年)	●日本損害保険協会、社団法人に改組 ●保険募集の取締に関する法律公布・施行 ●損害保険料率算出団体に関する法律公布・施行 ●損害保険料率算定会設立
1949年 (昭和24年)	●外国保険事業者に関する法律公布・施行
1950年 (昭和25年)	●全国損害保険代理業協会連合会設立 ●日本損害保険協会、国際海上保険連合に加盟
1951年 (昭和26年)	◆入札保証保険・履行保証保険発売
1952年 (昭和27年)	●火災保険代理店格付制度創設・実施
1953年 (昭和28年)	◆賠償責任保険発売
1955年 (昭和30年)	●自動車損害賠償保障法公布・施行 同法により自賠責保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足 ◆自動車損害賠償責任保険発売
1956年 (昭和31年)	●自動車損害賠償責任保険の強制付保実施 ●日本機械保険連盟設立 ◆機械保険・組立保険発売
1957年 (昭和32年)	◆個人賠償責任保険発売
1958年 (昭和33年)	◆ゴルファー保険発売 ◆船客傷害賠償責任保険発売
1959年 (昭和34年)	●保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足
1960年 (昭和35年)	●日本原子力保険プール設立 ◆原子力施設賠償責任保険発売 ◆原子力輸送賠償責任保険発売 ◆建設工事保険発売
1961年 (昭和36年)	◆住宅総合保険発売 ◆動産総合保険発売

	沿 革
1962年 (昭和37年)	●第1回東アジア保険会議、東京で開催 ◆店舗総合保険発売 ◆国内旅行傷害保険発売
1963年 (昭和38年)	●日本船舶保険連盟設立
1964年 (昭和39年)	●自動車保険料率算定会設立 ●所得税法上に損害保険料控除制度を創設・実施 ●全国損害保険代理業協会連合会、社団法人に改組 ◆原子力財産保険発売
1965年 (昭和40年)	●日本損害保険協会、相談・苦情処理機関を拡充 (損害保険調停委員会・損害保険相談室を設置)
1966年 (昭和41年)	●地震保険に関する法律公布・施行 ◆地震保険発売 ●原動機付自転車の自賠責保険強制付保実施
1967年 (昭和42年)	◆交通事故傷害保険発売
1968年 (昭和43年)	◆長期総合保険発売 ◆団地保険発売 ◆つり保険発売
1972年 (昭和47年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)開校
1973年 (昭和48年)	●ノンマリン代理店制度実施 ◆ファミリー交通傷害保険発売 ◆土木工事保険発売 ◆住宅火災保険発売
1974年 (昭和49年)	◆所得補償保険発売 ◆保証証券(シュアティ・ボンド)発売 ◆海外旅行傷害保険(独立約款)発売 ◆積立ファミリー交通傷害保険発売
1975年 (昭和50年)	●国際海上保険連合総会、東京で開催 ◆ヨット・モーターボート総合保険発売 ◆コンピュータ総合保険発売
1976年 (昭和51年)	●国際アクチュアリー会議、東京で開催
1977年 (昭和52年)	◆満期戻総合保険発売
1979年 (昭和54年)	◆労働災害総合保険発売
1980年 (昭和55年)	●全国損害保険代理業協会連合会、日本損害保険代理業協会に改組 ●新ノンマリン代理店制度実施 ◆自転車総合保険発売

損害保険のあゆみ

◆：保険商品に関する出来事 ●：保険商品以外に関する出来事

	沿革
1981年 (昭和56年)	●船舶戦争保険再保険プール設立
1982年 (昭和57年)	●第11回東アジア保険会議、東京で開催 ◆学生総合保険発売 ◆費用・利益保険発売 ◆テニス保険発売 ◆家族傷害保険発売
1983年 (昭和58年)	●全都道府県に警察との防犯対策連絡協議会設置 ◆スキー・スケート総合保険発売
1984年 (昭和59年)	◆積立動産総合保険発売
1985年 (昭和60年)	●国際海上保険連合総会、東京で開催 ◆医療費用保険発売
1986年 (昭和61年)	●損害保険ネットワーク稼働 ◆積立普通傷害保険発売 ◆積立家族傷害保険発売
1987年 (昭和62年)	◆こども総合保険発売
1988年 (昭和63年)	●財形貯蓄の取扱金融機関に参入 ◆財形貯蓄傷害保険発売
1989年 (昭和64年) (平成元年)	●国債の窓口販売業務の開始 ●自賠責保険の診療報酬基準案につき日本医師会と合意 ◆介護費用保険発売 ◆積立女性保険発売 ◆積立生活総合保険発売
1990年 (平成2年)	●財団法人損害保険事業研究所を財団法人損害保険事業総合研究所に改組 ◆積立介護費用保険発売
1991年 (平成3年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)上級コース開校 ●損害保険業界としての「行動規範」策定 ◆建物更新総合保険発売 ◆企業費用・利益総合保険発売
1992年 (平成4年)	◆年金払積立傷害保険発売
1993年 (平成5年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)海外セミナーを開催 ●国際保険学会(IIS)セミナー、東京で開催
1994年 (平成6年)	●損害保険各社が日本証券業協会に加入
1995年 (平成7年)	●阪神・淡路大震災発生 ●新保険業法公布 ●国際海上保険連合総会、東京で開催

	沿革
1996年 (平成8年)	●新保険業法施行 ●損害保険代理店制度実施 ●損害保険契約者保護基金制度の創設 ●損害保険仲立人(ブローカー)研修・試験の開始 ●子会社方式による生損保相互参入 ●日米保険協議決着
1997年 (平成9年)	●日本船舶保険連盟解散 ●日本機械保険連盟解散
1998年 (平成10年)	●金融監督庁の発足 ●改正保険業法(金融システム改革法の一環としての改正)公布・一部を除き施行 ●改正損害保険料率算出団体に関する法律(算定会料率の使用義務廃止等)公布・施行 ●損害保険契約者保護機構の創設
1999年 (平成11年)	●早期是正措置制度の導入 ●子会社方式による銀行・信託・証券業務への参入 ◆積立自動車保険発売
2000年 (平成12年)	●介護保険法施行 ●第一火災海上保険相互会社に業務一部停止命令 ●金融庁発足 ●銀行、保険会社間の子会社方式による相互参入解禁
2001年 (平成13年)	●第三分野参入規制の撤廃 ●消費者契約法・金融商品の販売等に関する法律施行 ●第一火災海上保険相互会社契約の損害保険契約者保護機構への移転 ●銀行等による保険販売の開始 ●損害保険代理店制度の自由化 ●確定拠出年金法(日本版401K)公布・施行 ◆確定拠出年金積立傷害保険発売 ◆ガン保険、医療保険発売 ●郵便局でバイク自賠責保険取扱開始 ●大成火災海上保険株式会社が会社更生手続きの開始申立て
2002年 (平成14年)	●改正自動車損害賠償保障法(政府再保険の廃止等)施行 ●自賠責保険・共済紛争処理機構が改正自動車損害賠償保障法の指定を受け業務開始 ●損害保険料率算出機構設立 ●第21回東アジア保険会議、東京で開催
2003年 (平成15年)	●本人確認法施行 ●個人情報保護法公布・一部施行
2005年 (平成17年)	●付随的な保険金支払い漏れが判明した損保会社に対し業務改善命令 ●個人情報保護法全面施行

	沿革
2006年 (平成18年)	●日本損害保険協会に「消費者の声」諮問会議を設置 ●改正保険業法(セーフティネットの見直し、少額短期保険業の導入)施行 ●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●金融商品取引法公布・一部施行
2007年 (平成19年)	●第三分野商品の不適切な不払いが判明した損保会社に対し、業務停止命令を含む行政処分 ●地震保険料控除制度の実施 ●金融商品取引法全面施行 ●銀行等による保険販売全面解禁
2008年 (平成20年)	●犯罪収益移転防止法の施行(本人確認法の廃止) ●金融庁が「金融サービス業におけるプリンシプル」を公表 ●保険法公布
2009年 (平成21年)	●改正保険業法等(ファイアーウォール規制の見直し、利益相反管理体制の構築)施行 ●住宅瑕疵担保履行法全面施行
2010年 (平成22年)	●改正金融商品取引法(金融ADR等)施行 ●保険法施行 ●日本損害保険協会にそんぽADRセンター(損害保険紛争解決サポートセンター)を設置
2011年 (平成23年)	●東日本大震災発生 ●損害保険募集人一般試験の開始
2012年 (平成24年)	●日本損害保険協会、一般社団法人に移行 ●損害保険大学課程の開始 ●日本損害保険協会の「消費者の声」諮問会議を「お客さまの声・有識者諮問会議」に改組
2013年 (平成25年)	●改正犯罪収益移転防止法(取引時確認の実施)施行
2014年 (平成26年)	●改正預金保険法(金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備)施行 ●改正保険業法等(保険募集の基本的ルールの創設、保険募集人に対する規制の整備、保険仲立人に係る規制緩和等)公布 ●米国の「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」施行
2016年 (平成28年)	●改正犯罪収益移転防止法(疑わしい取引の判断方法の明確化等)施行 ●熊本地震発生 ●改正保険業法等(保険募集の基本的ルールの創設、保険募集人に対する規制の整備、保険仲立人に係る規制緩和等)施行 ●地震保険制度創設50周年

	沿革
2017年 (平成29年)	●改正特定商取引法(特定の取引類型について不公正な勧誘行為等の取り締まり)施行 ●改正消費者契約法(契約の取消しと契約条項の無効等を規定)施行 ●改正租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備)施行 ●改正個人情報保護法(個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正)全面施行 ●地震保険制度の改定(損害区分の細分化、割引制度の拡充、保険料率の見直し) ●金融庁が「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表 ●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●日本損害保険協会設立100周年
2018年 (平成30年)	●金融庁が「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表
2019年 (平成31年) (令和元年)	●改正商法(運送や海商に関する規定の見直し)施行 ●日本損害保険協会「行動規範」を改定 ●金融庁が「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を一部改正 ●地震保険制度の改定(保険料率の見直し)
2020年 (令和2年)	●改正民法(法定利率の見直し、定型約款に関する規程の新設等)施行
2021年 (令和3年)	●「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂 ●地震保険制度の改定(保険料率の見直し) ●改正金融サービスの提供に関する法律(旧:金融商品の販売等に関する法律)(金融サービス仲介業の創設等)施行
2022年 (令和4年)	●改正個人情報保護法(利用停止の規律の見直し等)施行 ●改正民法(成年年齢引き下げ等)施行 ●地震保険制度の改定(保険料率の見直し)
2023年 (令和5年)	●改正消費者契約法(不当な勧誘行為の類型追加等)施行 ●日本損害保険協会「行動規範」を改定 ●保険料調整行為等が判明した損保会社に対し業務改善命令
2024年 (令和6年)	●日本損害保険協会「行動規範」を改定
2025年 (令和7年)	●日本損害保険協会「代理店業務品質評議会」を設置
2026年 (令和8年)	●改正保険業法(大規模乗合代理店および保険会社に対する体制整備義務の強化、過度な便宜供与の禁止等)施行 ●代理店業務品質評価制度の運営開始

2025年4月以降の主な出来事

時期	法制・行政関係	損保協会関係	自然災害関係
2025年 4月	○保険業法施行規則関連告示別表改正(損害率の水準が同程度の保険種類における準備金残高について、一体的に管理することを認めるもの)適用 ○個人情報保護委員会による個人情報保護法に抵触する行為等が認められた損保会社4社に対する指導の実施	○損害保険会社に係る個人情報保護指針に基づく対象事業者4社に対する指導を実施	
5月		○日本自動車車体整備協同組合連合会と「共同宣言」を実施	
6月	○公益通報者保護法の一部を改正する法律(事業者が公益通報に適切に対応するための実効性の向上(刑事罰の新設等)や公益通報者の範囲拡大(フリーランスの追加等)等)の成立	○ガイドライン等を踏まえた会員会社の取組み状況を公表(2回目)	
7月	○「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の一部改正		
8月	○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(保険料調整行為事案等を受け、顧客本位の業務運営の徹底及び健全な競争環境の実現の観点から、損害保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保、顧客等に関する情報管理態勢の整備、政策保有株式の縮減等に関し所要の改正を実施)施行		
9月		○「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」を策定 ○過度の便宜供与にかかる通報窓口を設置 ○「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を改定	
10月	○「個人情報保護法施行規則」の一部改正(ランサムウェア事案による個人データの漏えい等の「共通様式」を用いた官公署への報告の提出を可能とする)施行		
11月		○第2回企業向けリスクマネジメントセミナーを開催	
12月		○ガイドライン等を踏まえた会員会社の取組み状況を公表(第3回)	
2026年 1月	○下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行(法律名が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(取適法)」に変更)		
2月	○企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備、人的資本開示に関する制度見直し、総会前開示への対応等)施行		
3月	○法務省「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案」取りまとめ		
4月		○代理店業務品質評価制度の本格運用を開始、「代理店業務品質評価本部」を設置 ○損保代理店や損害保険会社における不適切事例の通報等窓口を設置	
5月	○消費者庁「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ」論点整理公表		
6月	○保険業法の一部を改正する法律(顧客本位の業務運営の徹底、健全な競争環境の実現)および同改正に係る政令・内閣府令・監督指針(比較推奨販売に係る内容を除く)施行 ○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(令和7年資金決済法改正対応(保険会社の子会社等がリスク商品を取り扱う場合の留意点))施行	○募集人向けの法令等遵守責任者資格制度の運用を開始 ○損保代理店や損害保険会社等が利用する「代理店登録等の共通プラットフォーム」の利用を開始 ○ガイドライン等を踏まえた会員会社の取組み状況を公表(第4回)	
7月	○個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の公布		令和8年熊本地震

業界の信頼回復に向けた取組み

2023年以降、保険金不正請求事案および保険料調整行為事案が発生し、一部の会員会社に対して、金融庁から保険業法第132条に基づく業務改善命令が、公正取引委員会から独占禁止法第3条に基づく排除措置命令および課徴金納付命令が発出されました。さらに、乗合代理店における情報漏えい事案が判明し、同一の会員会社に対して、2024年3月に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令が発出されました。

損保協会では、これらの問題が二度と発生しないよう、2024年3月に設置した「業務抜本改革推進プロジェクトチーム」を中心に、損害保険業界の商慣習を抜本的に見直しており、お客さまが安心して損害保険に加入できる環境の整備に向け、実効性のある取組みを順次進めています。

各事案の概要

◆ 保険金不正請求事案

事案の概要	中古車販売店、自動車修理工場および保険代理店を兼業していた旧株式会社ビッグモーターが、自動車修理工場として不正行為を行い、保険金を過大に請求していた事案。
問題の所在	一部の損害保険会社において、保険代理店としての同社による保険契約の取扱い件数等を過度に重視していたことから、不適切な査定簡略化や入庫紹介を行い、同社の不正請求を助長させていた他、保険代理店としての同社に対する損害保険会社による実効的な指導等が実質的に機能していなかったこと。

◆ 保険料調整行為事案

事案の概要	複数の損害保険会社が共同で保険を引き受ける共同保険の組成過程において、入札前に保険料の事前調整を行うといった、独占禁止法に抵触するおそれのある行為が幅広く行われていた事案。
問題の所在	損害保険会社や保険代理店において独占禁止法の知識が不足していたことに加え、国内外で火災保険料が上昇する中で損害保険会社の営業担当者に対して強いプレッシャーが存在していたことや、政策保有株式や便宜供与といった保険以外の要因で共同保険の幹事やシェアが決まっていたこと。

◆ 情報漏えい事案

事案の概要	乗合代理店	保険契約の情報が、引受会社以外の損害保険会社に対してメール等により提供されていた事案。
	出向者	損害保険会社から代理店への出向者が、他社の保険契約の情報を自社に持ち出した事案。
問題の所在	乗合代理店	乗合代理店に対する損害保険会社による適切な指導等ができていなかったこと。
	出向者	損害保険会社において営業数字やマーケットシェアに偏重した営業活動が行われていたこと。
	共通	損害保険会社や保険代理店において個人情報保護法の知識が不足していたことに加え、業界特有の他社との接点や情報共有に伴うリスク感覚が鈍化しており、管理態勢も不十分であったこと。

はじめに、
損害保険の概況

損害保険協会の活動

I 損害保険の普及啓発・理解促進

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決

III 損害保険業の業務品質の向上

IV 損害保険業の基盤整備

V 事故、災害および犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する試験・認定・研修等

資料・データ

業界の取組み進捗

2024年6月に金融庁から公表された「損害保険業の構造的課題と競争の在り方に関する有識者会議」の報告書や2024年12月に公表された金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の報告書で示された3つの観点と、それらに紐づく各論点について、下表の取組みを行いました。(2026年7月時点)

	有識者会議報告書や保険WG報告書での論点	損保協会の主な取組み
顧客本位の業務運営の徹底	- 大規模代理店に対する指導等の実効性の確保 - 代理店手数料ポイント制度 - 保険会社による保険代理店等への過度の便宜供与等の制限 - 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保 - 保険代理店の兼業と保険金等支払管理部門の独立性確保等	- 代理店業務品質評価を行う業界共通の枠組みの構築 - 代理店業務品質評価制度(通報等窓口を含む)の本格運用開始 「代理店業務品質に関する評価指針」の改定 - 募集人資格制度の高度化に向けた損保一般試験の出題形式の見直し 「規模・増収」に偏ることなく、「代理店の業務品質」を重視する制度の方向性に全会員会社が賛同することを確認 - 各種ガイドライン等の策定・改定 「損害保険の保険金支払に関するガイドライン」の改定 「募集コンプライアンスガイド」の改定 「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」の策定 「便宜供与適正化に係るガイドライン」の策定 - 協会ホームページ上での消費者向けサイト「自動車保険のご加入時に知っておきたいポイント」の作成 「募集コンプライアンスガイド」の改定 - 比較推奨に係る消費者アンケートの実施 「損害保険の保険金支払に関するガイドライン」の改定 - 修理工場やアジャスター向けに手引や研修動画の作成 - 車体整備の透明性確保に向けて日本自動車車体整備協同組合連合会と「共同宣言」を実施
健全な競争環境の実現	- 競争環境の歪みの是正 - 損害保険会社における態勢の確保 - 企業内代理店のあり方	「政策保有株式に係るガイドライン」の策定 - 共同保険の新たな組成方式であるディファレンシャル方式の手順書作成 「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改定 「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」の新設・啓発活動強化 - 独占禁止法や内部監査に関する会員会社向けセミナーの開催 - 企業内代理店における情報共有ルールの明確化に向けた検討を実施
その他	- 特別利益の提供の禁止 - 個人の保険契約者に対するリスクマネジメントのインセンティブ付け - 企業のリスクマネジメント意識の向上 - 個人情報保護法等遵守態勢の整備 - その他(各社フォローアップ、広報戦略)	「募集コンプライアンスガイド」の改定 - 自動車ユーザー向けに、自動車修理時の確認ポイント解説動画の作成 - 企業向けリーフレット「リスクマネジメントと損害保険」の作成 - 企業向けリスクマネジメントセミナーの開催 - コンプライアンスに関する会員会社向けセミナーの開催 「募集コンプライアンスガイド(情報管理版)」の策定 - 認定個人情報保護団体として一部社への指導および各社への要請 - 会員会社向けフォローアップアンケートの実施・公表 - 各種取組み全般をとりまとめた特設サイトの構築

さらなる取組みの推進に向けて

今後も「業務抜本改革推進プロジェクトチーム」を中心に、課題解決へのさらなる検討を進めるとともに実施済みの取組みへの検証を行い、信頼回復に向けた取組み全体の実効性を高めていきます。

損保協会の所在地（2026年9月現在）

本部・支部（ ）は当該支部の所管地域

中国・四国支部（広島県・岡山県・
山口県・鳥取県・島根県・香川県・
愛媛県・徳島県・高知県）

〒730-0036
広島県広島市中区袋町3-17
シンヨービル12階
082 (247) 4529

近畿支部（大阪府・京都府・
兵庫県・奈良県・和歌山県・
滋賀県）

〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜2-6-26
大阪グリーンビル9階
06 (6202) 8761

九州・沖縄支部（福岡県・佐賀県・
長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・
鹿児島県・沖縄県）

〒810-0041
福岡県福岡市中央区大名2-4-30
西鉄赤坂ビル9階
092 (771) 9766

北海道支部（北海道）

〒060-0001
北海道札幌市中央区北一条西7-1
CARP札幌ビル7階
011 (231) 3815

東北支部（宮城県・青森県・
岩手県・秋田県・山形県・
福島県）

〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町2-8-15
太陽生命仙台ビル9階
022 (221) 6466

本部

〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9
損保会館
03 (3255) 1844 (代表)

関東支部（東京都・神奈川県・
千葉県・埼玉県・群馬県・栃木県・
茨城県・山梨県・長野県・新潟県）

〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9
損保会館
03 (3255) 1450

中部・北陸支部（愛知県・岐阜県・
三重県・静岡県・石川県・富山県・
福井県）

〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄4-5-3
KDX名古屋栄ビル4階
052 (249) 9760

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社※とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務等を行っています。

※損保協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。

【受付時間】 月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）の午前9時15分～午後5時

【電話番号】 03-4332-5241（全国共通）

【センター所在地】

名 称	郵便番号	所 在 地
そんぽADRセンター東京	〒101-0063	千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階
そんぽADRセンター近畿	〒541-0041	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階

※損害保険の加入、契約内容の変更や事故の連絡は、直接、損害保険会社または代理店へお願いします。

会員会社一覧 (2026年9月1日)

損保協会の会員会社は次の31社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL : 03-5424-0101
URL : <https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

アクサ損害保険株式会社

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13(信楽ビル)
TEL : 03-4335-8570
URL : <https://www.axa-direct.co.jp/>

アニコム損害保険株式会社

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1(住友不動産新宿グランドタワー39F)
TEL : 03-5348-3777
URL : <https://www.anicom-sompo.co.jp/>

AIG損害保険株式会社

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1
TEL : 03-6848-8500
URL : <https://www.aig.co.jp/sompo>

エイチ・エス損害保険株式会社

〒104-0053 東京都中央区晴海4-7-4(CROSS DOCK HARUMI 5F-A)
TEL : 03-6327-2222
URL : <https://www.hs-sompo.co.jp/>

SBI損害保険株式会社

〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1(泉ガーデンタワー16F)
TEL : 03-6229-0060
URL : <https://www.sbisompo.co.jp/>

au損害保険株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-13(ヒューリック虎ノ門第2ビル14F)
TEL : 03-6758-7373
URL : <https://www.au-sompo.co.jp/>

株式会社NTTドコモ損害保険

〒905-2173 沖縄県名護市久志547-5(みらい5号館)
URL : <https://www.docomo-sompo.com/>
※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。

キャピタル損害保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10(住友不動産九段ビル11F)
TEL : 03-5276-1391
URL : <https://www.capital-sompo.co.jp/>

共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
TEL : 03-3504-0131
URL : <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

さくら損害保険株式会社

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-12-5(東京信用金庫本店ビル7F)
TEL : 03-6388-0609
URL : <https://www.sakura-ins.co.jp/>

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
(晴海アイランドトリンスクエア オフィスタワーX 16F)
TEL : 03-6634-4000
URL : <https://www.jihoken.co.jp/>

セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2(セコム損保ビル)
TEL : 03-5216-6111
URL : <https://www.secom-sompo.co.jp/>

全管協れいわ損害保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-2(アーバンネット大手町ビル14F)
TEL : 03-3510-2402
URL : <https://www.zkreiwa-sompo.co.jp/>

ソニー損害保険株式会社

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1(アロマスクエア11F)
TEL : 03-5744-0300
URL : <https://www.sonysonpo.co.jp/>

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 03-3349-3111
URL : <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOダイレクト損害保険株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 03-3988-2711
URL : <https://www.sompo-direct.co.jp/>

第一アイペット損害保険株式会社

〒135-0061 東京都江東区豊洲5-6-15(NBF豊洲ガーデンフロント6F)
TEL : 03-4566-3020
URL : <https://www.ipet-ins.com/>

大同火災海上保険株式会社

【本店】〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1-12-1
TEL : 098-867-1161
【東京支店】〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1(山城ビル10F)
TEL : 098-911-5132
URL : <https://www.daidokasai.co.jp/>

東京海上ダイレクト損害保険株式会社

〒163-1413 東京都新宿区西新宿3-20-2(東京オペラシティビル)
TEL : 03-5302-3170
URL : <https://www.e-design.net/>

東京海上日動火災保険株式会社

〒100-8050 東京都千代田区大手町2-6-4(常盤橋タワー)
URL : <https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

トーア再保険株式会社

〒101-8703 東京都千代田区神田駿河台3-6-5
TEL : 03-3253-3171
URL : <https://www.toare.co.jp/>
※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。

日新火災海上保険株式会社

【東京本社】〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3
TEL : 03-3292-8000
【さいたま本社】〒330-9311 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5
URL : <https://www.nisshinfire.co.jp/>

日本地震再保険株式会社

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1(ヒューリック小舟町ビル4F)
TEL : 03-3664-6074
URL : <https://www.nihonjishin.co.jp/>
※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。

ペット&ファミリー損害保険株式会社

〒110-0015 東京都台東区東上野4-27-3(上野トーセイビル7F)
TEL : 03-6636-9730
URL : <https://www.petfamilyins.co.jp/>

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9
TEL : 03-3259-3111
URL : <https://www.ms-ins.com/>

三井ダイレクト損害保険株式会社

〒112-0004 東京都文京区後楽2-5-1(住友不動産飯田橋ファーストビル8F)
TEL : 0570-200-207
URL : <https://www.mitsui-direct.co.jp/>

明治安田損害保険株式会社

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1
TEL : 03-3257-3111
URL : <https://www.meijiyasuda-sompo.co.jp/>

株式会社ヤママップネイチャランス損害保険

〒905-2173 沖縄県名護市久志547-5(みらい5号館 102)
TEL : 0980-43-8019
URL : <https://yamap-naturance.co.jp/>

楽天損害保険株式会社

〒108-0075 東京都港区港南2-16-5(NBF品川タワー)
URL : <https://www.rakuten-sompo.co.jp/>

レスキュー損害保険株式会社

〒108-0073 東京都港区三田3-5-19(住友不動産東京三田ガーデンタワー29F)
TEL : 03-6722-0293
URL : <https://www.rescue-sompo.jp/>

損害保険に関するご相談・お困りことは
そんぽADRセンターにご連絡ください。

03-4332-5241

受付時間: 9:15~17:00
【月~金曜日(祝日・休日および12月30日~1月4日を除く)】

一般社団法人

日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9

【本冊子に関するお問い合わせ先】

業務企画部啓発・教育・防災グループ
TEL : 03-3255-1215
<https://www.sompo.or.jp>

【公式ホームページ】

【YouTube公式チャンネル】



損害保険トータルプランナーは損保協会が認定する募集人資格の最高峰です。

※PDF版は認証紙に印刷された認証印刷物データを使用して作成しています。

2026.9.5000